

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

監査公表	ページ
○包括外部監査の結果に関する報告	1

監査公表

監査公表第4号

平成27年5月11日

高知県監査委員 坂田 和子
同 田中 克典

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人松本隆之から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊（平成26年度包括外部監査結果報告書）のとおり公表する。

平成26年度

包括外部監査結果報告書

公の施設の指定管理者制度の運用状況について

平成27年3月

高知県包括外部監査人

松本隆之

目 次

第1 監査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 監査テーマ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 監査対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4 監査の体制・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5 利害関係・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6 監査テーマを選定した理由・・・・・・・・	3
7 監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2 包括外部監査の対象 ・・・・・・・・	4
1 指定管理者制度について・・・・・・・・	4
(1) 指定管理者制度の概要・・・・・・・・	4
(2) 指定管理者制度の目的・・・・・・・・	4
(3) 指定管理者制度の導入状況 (H26. 4. 1 現在)・・	4
2 高知県における指定管理者制度の導入について・・	5
(1) 条例の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(2) 高知県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針等の策定	5
(3) 高知県における指定管理者制度の事務の執行・・	6
(4) 高知県行政改革プランの中での位置付け・・	11
第3 包括外部監査の結果及び意見 (総論) ・・	11
1 指定管理者制度導入前と導入後の費用比較・・	11
2 指定管理者制度導入前と導入後の運用状況についての比較・・	16
3 運用指針の規定・運用に対する意見・・	17
(1) 趣旨・目的に関係する部分・・・・・・・・	17
(2) 指定管理者の募集・・・・・・・・	17
(3) 指定管理者候補者の選定手続・・	18
(4) 指定管理者の指導監督・・	18
(5) モニタリング・・・・・・・・	19
第4 包括外部監査の結果及び意見 (各論) ・・	19
1 ふくし交流プラザ・・・・・・・・	19
2 障害者スポーツセンター・・・・・・・・	21

3 美術館・・・・・・・・	23
4 歴史民俗資料館・・・・・・・・	25
5 坂本龍馬記念館・・・・・・・・	26
6 文学館・・・・・・・・	28
7 県民文化ホール・・・・・・・・	29
8 交通安全こどもセンター・・・・・・・・	31
9 こうち男女共同参画センター・・・・・・・・	32
10 人権啓発センター・・・・・・・・	34
11 地域職業訓練センター・・・・・・・・	35
12 甫喜ヶ峰森林公園・・・・・・・・	37
13 森林研修センター (情報交流館)・・	39
14 森林研修センター (研修館)・・	41
15 牧野植物園・・・・・・・・	42
16 月見山こどもの森・・・・・・・・	44
17 宇佐漁港・・・・・・・・	46
18 池公園・・・・・・・・	48
19 室戸広域公園・・・・・・・・	49
20 のいち動物公園・・・・・・・・	51
21 春野総合運動公園・・・・・・・・	52
22 土佐西南大規模公園 (大方・佐賀地区)・・	54
23 土佐西南大規模公園 (中村地区)・・	55
24 室戸体育館・・・・・・・・	57
25 甲浦港海岸緑地公園・・・・・・・・	58
26 手結港海岸緑地公園・・・・・・・・	60
27 高知港係留施設等・・・・・・・・	61
28 塩見記念青少年プラザ・・・・・・・・	63
29 香北青少年の家・・・・・・・・	65
30 高知青少年の家、31 青少年体育館・・	67
32 埋蔵文化財センター・・・・・・・・	69
33 高知公園・・・・・・・・	70
34 県民体育館、35 武道館、36 弓道場・・	72
第5 意見・提言 ・・・・・・・・	74

第1 監査の概要

- 1 監査の種類
地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査
- 2 監査テーマ
公の施設の指定管理者制度の運用状況について
- 3 監査対象期間
平成24年度及び平成25年度。ただし、必要に応じて過年度及び平成26年度についても対象とした。
- 4 監査の体制
包括外部監査人 松本隆之（弁護士）
外部監査人補助者 山口剛史（弁護士）
外部監査人補助者 紫藤秀久（弁護士）
- 5 利害関係
外部監査人及びその補助者において、監査対象との間で利害関係はない。
- 6 監査テーマを選定した理由
平成15年の地方自治法一部改正により導入された指定管理者制度は、平成18年より運用開始となった。県内では、平成26年4月1日現在、168ある公の施設のうち36施設が指定管理者により管理運営されている。ほとんどの施設ですでに複数回の指定期間と公募を経て、一定の成果や問題点があらわれているものと思われるが、高知県においては、未だ包括外部監査の対象とされたことがない。そこで、県の指定管理における問題点の有無及び制度導入の趣旨に適った運用ができているのか、監査することにした。特に、指定管理者の公募への応募者が減少しているといわれているところ、その原因は何か、対策はなされているのか、その効果や更なる対策の要否について検証した。

7 監査の着眼点

県が実施している指定管理者制度について、指定管理者制度を採用している36の公の施設（平成26年4月1日現在）の所管課から関係書類の提出を受けるとともに必要に応じて所管課や指定管理者へのヒアリングを実施し、以下の点を中心に監査した。

- (1) 指定管理者制度の導入は住民サービス向上につながっているか。
- (2) 指定管理者制度の導入は行政コスト削減につながっているか。
- (3) 民間事業者等の応募意欲や事業継続意欲を喚起する工夫はなされているか。
 - ア 募集期間は適切か。
 - イ 委託期間は適正か、いかなる基準で設定されているのか。
 - ウ 予算設定は適正か。予算の算定根拠はどうなっているか。
 - エ 指定管理者の収益は現実に確保されているか。収益はいかなる基準で設定されているのか。
 - オ 応募資格に地域制限がなされているとすればなぜか。

第2 包括外部監査の対象

1 指定管理者制度について

(1) 指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは、民間事業者を含む地方公共団体が指定する「指定管理者」が「公の施設」の管理を行う制度である。

「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設をいう（地方自治法244条第1項）。例えば、美術館や図書館などの文化施設、体育館や競技場などの体育施設、公園などである。住民の利用を目的としない研究所や庁舎、住民の福祉を増進する目的を持たない競艇場、競馬場、留置場などは公の施設にはあたらない。

従来は、公の施設の適正な管理を確保するため、公の施設を管理する者には公共性がなければならないとして、①公共団体、②公共的団体、③地方公共団体の出資法人のうち政令で定めるものに委託先を限定する管理委託制度が採用されていた。

この管理委託制度に代わって、平成15年に成立した改正地方自治法により新たに規定された制度が指定管理者制度である。

(2) 指定管理者制度の目的

総務省通達によれば、指定管理者制度導入の目的は、「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る」ことにある。すなわち、公の施設の管理に関する、①民間能力活用、②住民サービス向上、③経費節減、すなわち、行政コストの削減である。

(3) 指定管理者制度の導入状況（H26.4.1現在）

高知県には合計 **168** の「公の施設」があり、以下の3種類の方法で管理されている（平成26年4月1日現在）。

ア 県が直営管理：**18**：主に産業振興に関連する施設

イ 県が管理を業務委託：**114**：公園、下水道、港湾・漁港などの施設

ウ 指定管理者制度導入：**36**

すなわち、公の施設の約2割に指定管理者制度が導入されていることになる。

公の施設一覧

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

施設分類・施設数	直営施設	業務委託等施設	指定管理者制度導入施設
レクリエーション・スポーツ施設 9			9
レクリエーション施設			月見山こどもの森
体育施設			障害者スポーツセンター、室戸体育館、春野総合運動公園、青少年体育館、県民体育館、武道館弓道場
宿泊休養施設			オートキャンプ場とまるっと
産業振興施設 12	9		3
開放型研究施設	高知県工業技術センター、紙産業技術センター、森林技術センター		
情報提供施設	家畜学習館		森林研修センター（情報交流館）
産業研修施設	農業大学校、農業担い手育成センター、高知高等技術学校、中村高等技術学校		森林研修センター（研修館）、地域職業訓練センター
その他産業振興施設	消費生活センター		
基盤施設 124		114	10
公園		安芸広域公園、鏡野公園、五台山公園、種崎千松公園、鏡川緑地、高知空港線の広場	池公園、甬喜ヶ峰森林公園、室戸広域公園、のいち動物公園、土佐西南大規模公園（大方・佐賀地区）、高知公園、甲浦海岸緑地公園、手結港海岸緑地公園
下水道		浦戸湾東部流域下水道	
公営住宅		県営住宅（63団地）	
その他基盤施設		港湾（18港）、漁港（26港）	高知港係留施設等、宇佐漁港
文教施設 19		5	14
ホール・会館			人権啓発センター、ごうち男女共同参画センター、ふくし交流プラザ、県民文化ホール、塩見記念青少年プラザ
図書館・博物館等	図書館		美術館、歴史民俗資料館、坂本龍馬記念館、文学館、埋蔵文化財センター、牧野植物園
青少年の家	播多青少年の家、青少年センター		香北青少年の家、高知青少年の家
その他文教施設	足摺海洋館 芸西天文学習館		交通安全こどもセンター
医療・福祉施設 4	4		0
病院	あき総合病院 播多けんみん病院		
障害者福祉施設	療育福祉センター		
看護師養成所等	播多看護専門学校		
合 計 168	18	114	36

（注）県立大学、県立学校、道路、河川等を除く。

2 高知県における指定管理者制度の導入について

(1) 条例の整備

地方自治法は「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」、すなわち、公の施設の管理を指定管理者に行わせることによって地方公共団体が自ら管理するよりも一層向上したサービスを住民が享受することとなり、住民の福祉がさらに増進されることとなるときは、条例に基づき、指定管理者に「当該公の施設の管理を行わせることができる」としている（同法 244 条の 2 第 3 項）。

さらに、地方自治法は、前記条例にて「指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項」を定めることを求めている（同条第 4 項）。高知県においては、「指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項」に関する通則的な条例は定められておらず、個別施設ごとの条例においてそれぞれ規定されている。

(2) 高知県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針等の策定

ア 概要

高知県においては、平成 18 年 7 月に「公の施設の指定管理者制度に関する運用指針」（以下「運用指針」という。）、平成 19 年 3 月に「指定管理者による適正な管理運営の確保に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）、平成 20 年 9 月に「指定管理者制度の運用における留意事項について（通知）」（以下「運用通知」という。）等がそれぞれ作成され、改訂を経つつもかかる運用指針、基本方針及び運用通知に基づいて指定管理者制度が導入され、運用されてきた。

運用指針は目的（運用指針第 1）、基本的事項（同第 2）、選定手續（同第 3）、指定手續（同第 4）、導入後の対応（同第 5）等の項目から構成され、指定管理者制度全般にわたる包括的なものであるが、選定手續が内容の大半を占めている。

基本方針は趣旨・目的（基本方針第 1）、施設の管理運営状況の調査・監督等（同第 2）、年度終了後の評価の実施と公表（同第 3）から構成され、指定管理者の業務実施に対するモニタリングの実施方法・公表等について重点的に規定している。

運用通知は、物品の取扱い（運用通知 1 項）、指定管理者の管理により生じた利益の取扱い（同 2 項）、その他の留意事項（同 3 項）からなり、運営に関する細目を規定している。

イ 指定管理者制度の諸目的の位置付け

ー 行政コストの削減の位置付け ー

高知県において指定管理者制度は「民間の能力やノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを主な目的とするもの」（運用指針第2. 1）とされ、住民サービスの向上と経費の縮減すなわち行政コストの削減が主な目的とされている。

行政コストの削減が主な目的の一つとされていることは、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成15年7月17日付け総行第87号総務省自治行政局長）の第2柱書に「経費の節減等を図ることを目的とする」との規定に基づくものでもある。

もともと、指定管理者候補者の選定の際の基準設定に当たっては公共サービスの水準の確保という視点が重要であることは「平成20年度地方財政の運営について」（平成20年6月6日付け総財第33号総務事務次官通知）において端的に指摘されているところである。重ねて、「指定管理者制度の運用について」（平成22年12月28日総行第38号総務省自治行政局長。以下「総務省通知」という。）においても、指定管理者制度が単なる価格競争による入札と異なるものであると指摘されている。高知県においても運用通知3項において指定管理者制度が単なる価格競争による入札とは異なるものであることを確認し、新高知県行政改革プランにおいても極度な価格競争の防止に努めるとしている。

これらの指摘・提言を踏まえるのであれば、指定管理者制度における行政コストの削減という目的は他の目的に優先する絶対的なものではなく、住民サービスの向上という目的に劣後する、あくまで二次的な目的と位置付けるべきものである。そのため、行政コストの削減の結果として住民サービスが低下する、というようなことはあってはならない。

(3) 高知県における指定管理者制度の事務の執行

ア 指定管理者の募集

(ア) 公募の原則

運用指針第3. 1において、指定管理者の選定に際しては、原則として公募によることとされ、「公募を行わないことについて相当の理由がある場合」は、例外的に公募によることなく適当な団体を選定することができるとしている。

そして、公募によることなく指定管理者を選定する場合として以下の事例が紹介されている。

【公募によることなく指定管理者を選定する場合の事例】

- ・ 県行政と一体性が強く、県の強い関与を必要とするなど、特定の団体に管理運営を行わせることが適当と認められる場合
- ・ 特殊な技能を必要とするなど、専門性が高く、特定の団体に管理運営を行わせることが適当と認められる場合
- ・ 当該公の施設に隣接する施設の管理者を指定することが施設の効果的な運営につながると思われられる場合
- ・ 公募を行ったが応募が無かった場合又は審査の結果、応募団体の中に指定管理者の候補者として選定できる団体が無かった場合
- ・ 指定管理者の指定の取消し等により、新たな指定管理者を緊急に指定する必要性が生じた場合
- ・ その他公募によることが適当でないと認められる特段の事情がある場合

(イ) 募集方法

運用指針第3. 2（1）において、指定管理者の募集は施設ごとに行うのが原則とされ、複数施設を一括しての募集は例外とされている。

(ウ) 募集期間等

運用指針第3. 2（2）において、募集期間は1か月以上とし、施設の規模等に応じて応募者が対応できる十分な期間を確保することとされている。

【平成19年4月に向けて指定管理者を選定する場合の標準的なスケジュール】

公募前	設置管理条例の改正（必要に応じて）
平成18年7月中旬	指定管理者を公募することの予告広報
平成18年8月上旬	公募開始
9月中旬	応募締切
10月	指定管理者候補者の選定作業、審査委員会の開催
11月	指定管理者候補者の決定、議案提出の決裁等
12月	12月県議会（指定の議決）、指定（指令）
平成19年1月～3月	協定の協議、協定書締結 既存管理者から指定管理者への業務の引継ぎ
4月	指定管理者による運営開始

(エ) 応募者の資格要件

運用指針第3. 2（3）は応募者の資格要件を定めている。

a 県内事業者限定要件

まず、県内事業者であることを基本とし、「県内事業者での対応が困難であることが想定される場合又は県内事業者に限定することによって競争性が著しく損なわれることが想定される場合」に限り、複数事業者によるグループでの応募を要件とすることができ、その場合であっても県内事業者が含まれていることが必要とされている。

b 応募者の欠格事項

応募者の欠格事項として、まず、県議会議員、知事、副知事、委員会委員等が役員に就任している団体がある。応募側と審査側の要人が同一という状況は中立公平な選定を担保しえないためである。次に、法律行為を行う資格を有しない者、暴力団及びその利益となる活動を行っている者等がある。

もっとも、欠格事項を見落として指定したときの効果については何ら定められていない。

(オ) 情報提供

a 募集要項への記載事項

運用指針第3.2(5)において、募集要項への記載事項が例示されている。その具体的な内容は以下のとおりである。

【募集要項への記載事項（例）】

- ・ 施設の概要（名称、所在地、設置目的、規模、内容、事業の目的等）
- ・ 施設の管理運営と指定管理者募集の基本的な考え方
- ・ 指定管理者が行う業務の範囲の具体的な内容、指定管理者に期待すること
- ・ 募集期間（申請書の受付期間、質問受付期間）
- ・ 参考価格（指定管理者へ支払うこととなる委託料の基準）
- ・ 応募資格
- ・ 審査の方法、項目、基準及び配点等
- ・ 指定期間
- ・ 利用料金制の有無
- ・ 県と指定管理者の責任の分担
- ・ 事業の継続が困難になった場合の措置
- ・ その他必要事項

b 現地説明会の開催

運用指針第3.2(6)において、必要に応じて現地説明会を開催

するものとされている。

c 質疑応答の公表

運用指針第3.2(7)において、応募者からの質疑のうち、公開可能なものについては回答をホームページ等に公開するものとされている。

イ 指定管理者候補の選定手続

具体的な選定手続については運用指針第3.3以下において規定されている。運用指針第3.3以下の規定は指定管理者候補者の募集が公募の場合のみならず、直指定の場合であっても適用されるため、以下に述べるところは直指定のときも妥当する。

(ア) 審査委員会の設置

運用指針第3.3(1)において、指定管理者候補者を選定するために審査委員会を設置することとされている。審査委員会の人員は5名程度、有識者や利用者代表など外部の者を半数以上の割合で委員に加えることが望ましいとされている（外郭団体の応募があった場合、県職員は加わらない）。

(イ) 審査基準

運用指針第3.3(2)において、審査基準を定めること、具体的には審査項目や項目ごとの配点を定め、募集要項に明示することを求めている。

【審査基準（例）】

- ・ 施設の設置目的を達成できるものであること。
- ・ 住民の平等な利用が確保できるものであること。
- ・ 施設の効率的な利用や経費の縮減が図られるものであること。
- ・ 団体が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有していること。
- ・ 個人情報の保護が図られるものであること。
- ・ 関係法令の遵守や利用者の安全が確保されること。
- ・ その他必要事項

(ウ) 審査方法

運用指針第3.3(3)において、審査方法については、募集要項で定めたとおりに書類審査、ヒアリング、プレゼンテーション等の方法で

行って、審査委員が個別に採点し、各委員の採点を合計した総合点をもとに、各部局長が指定管理者候補者を決定するものとされている。

- (エ) 審査結果等の情報公開
運用指針第3. 3 (4)において、以下のとおり定められている。

時期	情報の内容	公開基準	備考
募集中	参考価格	◎	
	審査基準等の内容と配点	◎	
	現地説明会への参加者数	○	
	現地説明会への参加者名	×	
	審査委員会の委員数 審査委員の氏名	○ ×	
募集 締切 時	応募者数	○	その他項目の公開基準は募集中と同じ
	応募者名	×	
	応募者の事業計画書等の内容	×	
選定 後	応募者数	◎	その他の応募者の名称は「B社、C社」等として公表企業情報に当たる部分は条例に基づき個別に開示・非開示を判断する。
	指定管理者候補者の名称	◎	
	その他の応募者の名称	○	
	指定管理者候補者の総得点 その他の応募者の総得点	◎ ◎	
	審査結果（選定理由、提案に対する評価等）	◎	各応募者の名称及び得点（採点結果）を開示することを募集要項に明記する。
	管理代行料の見込額（全応募者からの提案額）	◎	
	全応募者の事業計画書等の内容	○	
	審査委員の氏名 審査委員ごとの採点表 得点の集計表等	○ ○ ○	

ウ 指定管理者の指定

指定管理者を指定しようとするときはあらかじめ議会の議決を経ることが必要であり（地方自治法244条の2第6項）、議会の議決後に指令で指定されることとなる。

指定後は指定管理者の行う業務の範囲、委託料の額等の細目的事項を定めるために協定書を締結するものとされている。協定書は指定期間を通じた全般的事項を定める基本協定と単年度ごとの詳細事項を定める年度協定の二段階で締結されるのが基本とされる。

協定書において定められる具体的な協定事項は以下のとおりである。

【協定事項（例）】

- ・指定期間
- ・管理の基準、管理業務の範囲、業務の具体的内容
- ・県民サービスを維持向上するための取組事項
- ・利用料金に関する事項
- ・委託料に関する事項の金額、支払時期及び方法、金額の変更方法
- ・管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書の情報の公開
- ・事業報告等に関する事項（県への定期・随時の事業報告、立入調査）
- ・事業の継続が困難になった場合の措置
- ・指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・指定期間満了時における原状回復義務
- ・指定管理者の損害賠償義務
- ・県と指定管理者とのリスク分担
- ・関係法令等の遵守
- ・事業の引継ぎに関する事項
- ・その他県が必要と認める事項

なお、複数年度にわたる指定期間を設けて複数年度にわたる協定を締結するときは、一定の例外を除き、債務負担行為の議決を受ける必要があるとされている。

エ 指定管理者の指導監督

(ア) 事業報告書

運用指針第5.1において、指定管理者は毎年度終了後、管理業務に関する事業報告書を県に提出しなければならないとされている。

【事業報告書への記載事項（例）】

- ・管理業務の実施状況、施設の利用状況
- ・料金収入の実績や管理経費等の収支状況
- ・財務諸表など団体の経営状況に関する資料
- ・その他県が施設の管理運営状況を把握するために必要な事項

(イ) 調査等

運用指針第5.2において、指定管理者に対する適切な調査・評価等

を行い、問題があるときは速やかに業務の改善を指示するものとされている。

(ウ) 指定取消・業務停止

運用指針第5.3において、一定の場合には、指定管理者に対する指定の取消、業務の停止が許容されている。

オ 検査・評価

(ア) 趣旨・目的

公の施設の管理運営を指定管理者に行わせるに当たり、高知県は施設の設置者として、業務の履行状況を適切に把握、監督するとともに評価を行うことによって、施設の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図り、以後の制度運用の改善を図ろうとしている（基本方針第1）。

そのために、公の施設の所管課は、指定管理者が仕様書等に基づいて業務を適正に実施しているかどうかを確認するため、定期的に指定管理者から業務の履行状況等の報告を求めるとともに、年度途中にはモニタリングを行って施設の状況の把握に努め、毎年度終了後には各所管課が評価（以下、「業務総合評価」という）を行うものとされている（基本方針第2・第3）。

(イ) モニタリングの実施方法

a モニタリングの事前準備

まずは、施設の特徴、指定管理者の業務範囲等に応じた点検項目を設定することが必要であり、その具体例は以下のとおりである（基本方針第2.1・2（1））。

【点検項目（例）】

- ① 適正な管理運営の確保の状況
 - ・施設の設置目的の達成に関する取組
 - ・開館の実績、利用許可の状況
 - ・建物・設備の保守点検、清掃・警備業務の状況、植栽・樹木等の維持管理の状況
 - ・ごみ処理等に関する取組
 - ・備品管理の状況

- ・ 事故・災害発生時の対応体制の構築
 - ・ 実施体制の確立（職員の配置、職員のマナー、サービスの水準の確保など）
 - ・ 個人情報の保護の取組
 - ・ 広報、PR、情報提供の実施状況
 - ・ 経費削減の取組 など
- ② 利用者サービスの維持向上の状況
- ・ 自主事業の実施状況
 - ・ セルフモニタリングの取組
 - ・ 利用者満足度調査の取組
 - ・ 利用者等からの苦情等および対応 など
- ③ 利用者実績
- ・ 利用者数の状況
- ④ 収支の状況
- ・ 収支の状況
 - ・ 経理の状況 など

その上で、所管課と指定管理者双方がモニタリングに際して使用するモニタリング・シートを作成する（基本方針第2. 2（2））。

b モニタリングの手法等（基本方針第2. 2（3）～）

まず、指定管理者はセルフモニタリングを定期的、継続的にを行い、主体的に業務改善に取り組む。

次に、指定管理者は利用者満足度調査等を実施して利用者の意見等の把握に努める。

そして、所管課は、指定管理者から定期的に業務や経理等の状況報告を求め、実地において業務の履行状況を調査、点検し、その際、(2)のモニタリングシートを用いて、指定管理者と相互に点検結果を確認し合い、必要に応じて業務改善に向けた指導や助言を行う。かかるモニタリングは年に1回以上実施することを基本としている。

(ウ) 業務総合評価の実施・公表（基本方針第3. 1・2）

a 業務総合評価の体制

業務総合評価は毎年度終了後に原則として各所管課の責任で実施されるが、施設の専門性等から有識者等から意見を聴くことが望ましいと認められるときは、外部有識者等で構成される委員会を設

置して、その意見をもとに評価を行うこととしている。

b 業務総合評価の手法

業務総合評価は業務の履行状況、事業報告書及びヒアリング、利用者へのアンケート調査やホームページ等によって得られた利用者の意見等をもとに行われる。

c 評価項目

具体的な評価項目の例は以下のとおりであり、A B C Dの4段階により、業務総合評価を行う。

A：仕様書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われたもの

B：おおむね仕様書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われたもの

C：仕様書の内容や目標を下回る項目があり、更なる工夫、努力及び改善が必要なもの

D：管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要するもの

【評価項目（例）】

- 適正な管理運営の確保の状況
 - ・ 仕様書及び協定書の内容の遵守の状況（清掃・警備・施設管理・事業運営など）
 - ・ 適切な職員配置
 - ・ 危機管理体制の状況
 - ・ 個人情報保護の状況 など
- 利用者サービスの維持向上の状況
 - ・ 利用日、利用時間等の状況
 - ・ 利用料金の設定
 - ・ 利用者等からの苦情等および対応状況
 - ・ 利用者の評価 など
- 利用者実績
 - ・ 年間利用者数の状況（指定管理者制度導入前との比較など）
- 収支の状況
 - ・ 指定管理代行料（従前の委託費用との比較）
 - ・ 施設使用料収入 など

(エ) その他（基本方針第3. 3・4）

業務総合評価の評価結果は指定管理者にフィードバックされる他、評価結果等は公表される。

また、モニタリングを通じて明らかとなった課題については、より良い施設管理に向けて必要な改善措置を実施する。

(4) 高知県行政改革プランの中での位置付け

高知県は、将来に希望を持てる県づくりに向けて、厳しい財政状況の中、財政健全化に向けた取組を続けてきた。平成17年には高知県行政改革プランが策定され、平成22年3月にも新高知県行政改革プランが策定された。新高知県行政改革プランは、①官民協働型の県政推進、②組織としての機能の質の向上・高知県職員としての質の向上、③簡素で効率的な組織の構築、④県民が将来に希望を持てる県づくりと財政の健全化の両立、という4つの柱から構成されている。

そして、①官民協働型の県政推進を実現するためには「民間や地域との新たな協働」が必要であるとされ、その一環として指定管理者制度が位置付けられている。

すなわち、まず、直営施設等のうち、指定管理者による管理が馴染む施設については引き続き指定管理者制度への移行を検討する。

次に、指定管理者制度導入施設についても適正な管理を確保するために、県と指定管理者が相互に業務の履行状況を点検しあうモニタリングを年度途中に実施し、業務の改善を確保する。もっとも、法令遵守を徹底し、極端な価格競争の防止に努める。

そして、県が設置する公の施設のうち、民間や市町村が運営した方が効率的で利用者にとっても利便性が向上するものについては移管等を検討する。

かかる新高知県行政改革プランに基づき、例えば大津寮は県立施設としては廃止されて平成19年4月1日に民間へと移管された。室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場は平成22年4月1日に室戸市へと移管され、盲ろう福祉会館は県立施設としては廃止されて平成23年4月1日に民間へと機能移転されている。

第3 包括外部監査の結果及び意見（総論）

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間事業者等有するノウハウを活用し住民サービスの向上を図るとともに、行政コストの削減等を図ることを目的とするものである。

そのため、既に述べたとおり、総務省通知により、下記の点につき留意の上で、制度の適正な運用に努めるべく助言がなされているところである。

高知県においても従前の管理委託制度における施設の管理に比べ、施設開館日数（土日休日）の拡張、開館時間の延長、各種イベントの実施などによる住民サービスの向上により施設利用者数の増員効果や県負担額（管理経費）の削減が図られているなど一定の成果があったという評価の反面、後述するような課題があるものと見受けられた。包括外部監査人は、以下の比較検証をする中で、課題を指摘するとともに、意見も述べていくこととする。

行政コスト削減が求められる中で、民間事業者等有するノウハウの活用により、施設の管理運営が効率的、効果的になるよう更なる検証が必要である。

1 指定管理者制度導入前と導入後の費用比較

県全体における指定管理者制度の導入効果として、導入前後の費用の比較を平成25年度までの期間において検討した。

障害者スポーツセンターについては、指定管理者制度導入後の県負担額は、平成21年度までは軒並み減少傾向にあった。平成22年度以降は、若干の指定管理料が平成15年度の県負担額を上回っているが、これは管理業務内容の相違に基づくものである。

塩見記念青少年プラザについては、指定管理者制度導入後は、軒並み県負担額を指定管理料が上回っているように見えるが、同施設は平成16年に再整備されたもので指定管理前の経費は参考にすぎない。

池公園については、平成17年度に新設されたものであり、行政コスト削減効果及び住民サービスの向上の観点からの比較はできないものの、指定管理者の自助努力により、収入を年々増加させている傾向にある。もっとも、後述するように、毎年発生する赤字については指定管理者の負担とされており、予算設定の適正性の観点からは疑問が残る状況となっている。

交通安全子どもセンターについては、指定管理者制度導入後、指定管理者の自助努力によって、主にゴーカートによる収入を大幅に増大させるとともに、県の支出も削減させて県負担額を大幅に減少させる行政コスト削減効果を生じさせ

ている。

人権啓発センターについては、従前の管理委託先と指定管理者は実質的に同一先であるが、県負担額については一定の行政コスト削減効果を生じさせている。

ふくし交流プラザについても、従前の管理委託先と指定管理者は実質的に同一先であるが、県負担額については一定の行政コスト削減効果を生じさせている。

牧野植物園については、従前の管理委託先と指定管理者は実質的に同一先であるが、指定管理者制度導入後の収入の大幅な増大が目立つ。収入の増大←利用者数の増大←住民サービスの向上という点は評価に値するものと思われる。

月見山こどもの森については、従前の管理委託先の元では収入がマイナスになっているように見えるが、他の施設と共通の表を用いる便宜上、香南市から県に対する受託事業収入を同欄に記載したためであり、指定管理者制度導入後は僅かながらでも収入を増大させるなど、一定の行政コスト削減効果を生じさせている。

美術館については、従前の管理委託先と指定管理者は実質的に同一先であるが、指定管理者制度導入後は、「人体の不思議展」「モネの愛した浮世絵展」「ミレー展」の開催等様々なイベントを企画立案し収入を大幅に増大させることで行政コスト削減効果を生じさせている。

歴史民俗資料館については、従前の管理委託先と指定管理者は実質的に同一先であるが、「長宗我部元親ゆかりの地巡り展」、「江戸時代の南国展」、「命の碑展」の開催等様々なイベントを企画立案し収入を増大させることで行政コスト削減効果を生じさせている。

坂本龍馬記念館については、従前の管理委託先と指定管理者は実質的に同一先であるが、特にNHK大河ドラマ「龍馬伝」放送を機に観光客が増加するや3年連続企画として「風になった龍馬展」を開催するなど様々なイベントを企画立案して収入を大幅に増大させることで行政コスト削減効果を生じさせている。

文学館については、従前の管理委託先と指定管理者は実質的に同一先であるが、高知ゆかりの作家を捉えて企画展を開催するなど様々なイベントを企画立案して収入を大幅に増大させることで行政コスト削減効果を生じさせている。

県民文化ホールについては、最近、指定管理者が変更となった。管理代行料は減少傾向にあるものの、利用者数も減少してきていたことから、指定管理者の変更が利用者数の動向にどのような影響を及ぼすか今後の推移を見極める必要がある。

こうち男女共同参画センターについては、従前の管理委託先と指定管理者は実質的に同一先であるが、指定管理者制度導入以前の県負担額よりも指定管理料が大幅に減少していることから行政コスト削減効果は生じているが、後述するように、利用者数は減少傾向にある点が問題となっている。

森林研修センター（研修館）については、従前の管理委託先と指定管理者は実

質的に同一先であるが、国から委託を受けた緑の雇用研修の実施により平成23年度以降の利用者及び利用料収入を大幅に増加させる一方、県の支出は管理委託時代とほぼ同程度に留まっており、指定管理者制度導入の成果を上げている。

甫喜ヶ峰森林公園については、指定管理者制度導入後は、従前の管理委託ではなかった収入を僅かながらでもあげている上に県負担額は減少させており一定の行政コスト削減効果を生じさせている。

森林研修センター（情報交流館）については、従前の管理委託先と指定管理者は実質的に同一先であるが、収入を大幅に増大させるとともに、県負担額を半減させるなど大幅な行政コスト削減効果を生じさせている。

室戸広域公園については、従前室戸市が管理委託していたものを民間業者が指定管理者となったものであるが、指定管理者制度導入後の収入の大幅な増大が目立つ。県負担額の減少、行政コスト削減効果には必ずしも結びついていないかもしれないが、収入の増大←利用者数の増大←住民サービスの向上という点は評価に値するものと思われる。

のいち動物公園については、従前の管理委託先と指定管理者は実質的に同一先であるが、直指定ということもあつてか、指定管理者制度導入前後において特に県負担額に差違は見受けられず、行政コスト削減効果が生じているものとは言えない。また、収入も減少あるいは横ばい傾向にあり、住民サービスの向上という点でも更なる自助努力を期待したいところである。

春野総合運動公園については、平成21年度以降は従前の管理委託先と指定管理者は実質的に同一先であるが、県負担額の減少、行政コスト削減効果には必ずしも結びついていない。また、収入も微増あるいは横ばい傾向にあり、住民サービスの向上という点でも更なる自助努力を期待したいところである。

土佐西南大規模公園（大方・佐賀地区）については、指定管理者制度導入後収入が増大させることで県負担額を減少させており、行政コスト削減効果を生じさせている。

土佐西南大規模公園（中村地区）については、指定管理者制度導入後収入が増大させることで県負担額を減少させており、行政コスト削減効果を生じさせている。

室戸体育館については、従前の管理委託先も指定管理者も室戸市であり（直指定）、指定管理者制度導入後は県負担額を減少させ、一定の行政コスト削減効果を生じさせている。

甲浦（かんのうら）港海岸緑地公園については、従前の管理委託先も指定管理者も東洋町であり、東洋町が海の駅等を利用する人の利便性のために駐車場料金を無料化しているために、町として負担を行っている。しかし、従前の県負担額がマイナス（＝県に収益をあげていた）であったことからすれば、県負担額は増

大しており、県の行政コスト削減効果という面ではマイナスということになる。

手結（てい）海岸緑地公園については、従前の管理委託先である夜須町から民間業者が指定管理者となったものである。指定管理者制度導入後、指定管理者の自助努力によって管理運営をしている施設であり、県の負担額は0となっている。主に夏の海水浴客、プロゴルフ観戦等の客の駐車場がターゲットの施設であることなどを考慮すれば素晴らしい成果を上げているものと評価できる。

香北青少年の家については、従前の管理委託先である香北町から株式会社香北ふるさと公社が指定管理者となったものである。施設のメイン事業である忍者大会の告知活動の拡大や新事業の立ち上げなど努力はしているものの、利用者数の増加にはつながらず、県負担額は増加している。住民サービス、行政コスト削減効果ともに十分な成果を上げられていない。

高知青少年の家については、従前の管理委託先と指定管理者は実質的に同一先であり、指定管理者制度導入前後で特に行政コスト削減効果等は見受けられない。

青少年体育館については、従前の管理委託先と指定管理者は実質的に同一先であり、指定管理者制度導入前後で特に行政コスト削減効果等は見受けられない。

埋蔵文化財センターについては、従前の管理委託先と指定管理者は実質的に同一先であるが、直指定ということもあつたか、指定管理者制度導入前後で特に行政コスト削減効果等は見受けられない。

県民体育館については、従前の管理委託先と指定管理者は実質的に同一先であるが、県の支出額が大幅に減少したことで、一定の行政コスト削減効果を生じさせている。

武道館については、従前の管理委託先と指定管理者は実質的に同一先であるが、県の支出額が減少したことで、一定の行政コスト削減効果を生じさせている。

高知公園については、直営であったものが、指定管理者制度導入後は、県の支出額が減少したことで、一定の行政コスト削減効果を生じさせている。

宇佐漁港（プレジャーボート等保管施設）については、直営であったものが指定管理者制度導入後、元々県負担額がマイナス（＝県に収益をあげていた）のものが、更なる収益を上げられるようになっており、収益という点では大いに評価すべきものがある。

地域職業訓練センターについては、指定管理者制度導入後、県の行政負担は増大し、かつ利用者も減少している。パソコン講座の廃止の影響が大きいとは言え、住民サービスの観点のみならず行政コスト削減効果の観点からも問題が大きい。

弓道場については、新設のため比較できる数字がない。

高知港係留施設等については、平成26年度より従前の直営から指定管理者制度が導入されたものであり、現時点では検討する資料がない。

○ 指定管理代行料及び収支状況の推移

繰入年度	№	施設名	従前の委託先団体	指定管理者名	所管課	募集方法	(1) 指定管理前の経費(決算額)(千円)				H16			H17			H18			H19			H20			H21			H22			H23			H24			H25		
							年度	歳出	歳入	歳入相減	支出	収入	管理代行料	支出	収入	管理代行料	支出	収入	管理代行料	支出	収入	管理代行料	支出	収入	管理代行料	支出	収入	管理代行料	支出	収入	管理代行料	支出	収入	管理代行料	支出	収入	管理代行料	支出	収入	管理代行料
	24	甲斐港海岸緑地公園	東洋町	東洋町	港湾・海岸課	公募	17	0	63	-63	/	/	/	/	/	/	6,188	5,288	900	4,998	4,098	900	4,338	3,438	900	3,883	2,983	900	3,645	2,832	900	3,964	3,064	900	4,080	3,000	1,080	3,957	2,877	1,080
	25	手稲港海岸緑地公園	夜須町	(株)キ・シー	港湾・海岸課	公募	17	0	103	-103	/	/	/	/	/	/	12,107	13,593	0	13,634	14,428	0	12,462	13,145	0	11,248	11,649	0	12,113	12,200	0	10,208	10,299	0	10,825	10,024	0	11,519	11,780	0
	26	香北青少年の家	香北町	(株)香北ふるさと公社	生涯学習課	公募	17	34,127	513	34,127	/	/	/	/	/	/	33,245	712	32,533	34,659	675	34,184	35,134	950	34,184	36,284	827	35,437	36,208	851	35,437	36,107	670	35,437	36,948	1,026	35,922	36,880	957	35,923
	27	高知青少年の家	(財)高知県青年会	H18～24:(財)高知県青年会 H25～特定非営利活動法人高知県青年会	生涯学習課	公募	17	18,972	377	18,972	/	/	/	/	/	/	18,888	68	18,820	19,053	95	18,958	19,090	88	18,984	19,064	72	18,974	19,088	79	19,007	19,093	77	19,003	19,056	68	18,988	19,077	60	19,017
	28	青少年体育館	(財)高知県青年会	H18～24:(財)高知県青年会 H25～特定非営利活動法人高知県青年会	生涯学習課	公募	17	36,722	430	36,722	/	/	/	/	/	/	35,999	0	37,041	36,769	0	36,769	36,457	0	36,457	36,958	0	36,958	37,011	0	37,011	37,015	0	37,015	37,603	659	36,944	37,644	706	36,938
	29	理蔵文化財センター	(財)高知県文化財団	(公財)高知県文化財団	文化財課	直指定	17	82,840	0	82,840	/	/	/	/	/	/	68,680	0	68,680	60,397	0	60,397	62,494	323	62,172	58,380	332	58,049	66,828	502	66,126	65,106	562	64,544	36,224	383	35,841	43,607	424	42,843
	30	県民体育館	(財)高知県スポーツ振興財団	(公財)高知県スポーツ振興財団	スポーツ健康教育課	公募	17	168,123	32,676	135,447	/	/	/	/	/	/	121,129	32,357	96,981	126,426	31,910	96,981	125,967	32,727	96,981	123,239	33,865	95,000	130,195	36,284	94,750	127,411	34,313	94,500	86,340	20,339	67,800	132,788	35,812	90,500
	31	武道館	(財)高知県スポーツ振興財団	(公財)高知県スポーツ振興財団	スポーツ健康教育課	公募	17				/	/	/	/	/	/																								
	-	高知公園駐車場	(財)高知県観光コンベンション協会	(財)高知県観光コンベンション協会	文化財課	公募	H19.4 高知公園全体の指定管理に含む																																	
H19	32	高知公園	直営	H19～21:入交グループ高知城プロジェクトチーム H22～入交グループ高知公園管理組合	文化財課	公募	16	177,983	69,673	108,310	/	/	/	/	/	/	116,997	93,219	36,420	117,908	91,899	34,370	127,504	106,929	33,420	141,684	133,842	17,561	141,168	116,383	30,328	136,782	109,929	35,101	143,702	111,336	33,800			
							18 (高知県)	165,206	146,008	6,587																														
H22	33	宇佐漁港(プレジャーボート管理施設)	直営	高知県漁業協同組合	漁港漁場課	公募	21	11,674	14,625	-2,951	/	/	/	/	/	/																								
H23	34	地域職業訓練センター	高知県職業能力開発協会(国から県への委託を再委託)	高知県職業能力開発協会	雇用労働政策課	直指定	22	12,416	9,824	2,592	/	/	/	/	/	/																								
H25	35	弓道場	新設	(公財)高知県スポーツ振興財団	スポーツ健康教育課	直指定一公募(H27～)	24				/	/	/	/	/	/																								
H26	36	高知港係留施設等	直営	高知FAZ(株)	港湾・海岸課	公募	25				/	/	/	/	/	/																								

2 指定管理者制度導入前と導入後の運用状況についての比較

県全体の指定管理者制度導入効果として、単純比較できない新設(再整備)された塩見記念青少年プラザ、池公園、弓道場は除くとしても、導入前後の利用者数の推移の比較を検討した。

指定管理者制度導入後、施設の利用者数が減少した施設は、県民文化ホール、森林研修センター(情報交流館)、のいち動物公園、土佐西南大規模公園(中村)、手結港海岸緑地公園、香北青少年の家、青少年体育館、県民体育館、武道館、地域職業訓練センターの10施設であった。このうち、指定管理者制度を導入した平成18年に改修で半年休館し、平成22年には改修で11か月休館した県民文化ホールについては、一概に利用者数の減少ということとはできないかもしれないが、いずれにせよ同施設は全体的に利用者数が減少傾向にあることは否めない。逆に、森林研修センター(情報交流館)、青少年体育館、県民体育館については、指定管理者制度を導入した年度こそ利用者数は減少したものの、その後はわずかではあるが増加傾向にある施設も見受けられた(県民体育館は平成24年8月より平成25年3月まで耐震工事のため全館閉鎖)。

これに対し、牧野植物園、美術館については、圧倒的な利用者数の増加を成功させているし、障害者スポーツセンター、塩見記念青少年プラザ、歴史民俗資料館、坂本龍馬記念館、森林研修センター(研修館)、甬喜ヶ峰森林公園、室戸広域公園、甲浦港海岸緑地公園、高知公園なども指定管理者の自助努力によって増加傾向を維持していることが見て取れる。

施設の性質によって一概には言えないが、利用者数の増加は住民サービスの向上によってもたらされるものである以上、利用者数が増加傾向に転じることができない施設については今後の更なる努力を期待するものである。

○ 指定管理者制度導入施設の利用者数の推移

Table with columns for facility name, fiscal year (H15-H25), and user count. Includes facilities like 障害者スポーツセンター, 塩見記念青少年プラザ, 池公園, etc. Total row at the bottom shows counts for 31,241 in H15 and 2,825,092 in H25.

① 指定管理者制度を導入する直前の利用者数 2,517,065 ※黄色のセルの合計値
② H24年度の利用者数 2,800,193
③ 利用者数の増加率 (②÷①) 1.11
*下線は、指定管理者導入後

3 運用指針の規定・運用に対する意見

(1) 趣旨・目的に関係する部分

高知県において行われている各施設の参考価格に関する積算は一部の施設においては事業体の実態から遊離した基準に基づいて行われているのではないと思われる節があった。例えば、甫喜ヶ峰森林公園の収支は一貫して赤字であって、指定管理者の経済的負担の元で指定管理者制度が維持されてきた。指定管理者の経済的負担の元に施設が維持されるというのではいずれ指定管理者に応募するものなどいなくなりかねない。そうなれば応募者間での競争が機能しないこととなって住民サービスの向上を見込み難くなり、いずれ住民サービスは低下していくことになるものと思われる。このような事態が指定管理者制度の目的とするところでないことは言うまでもないことである。

完全な積算基準などというものは存しないであろうが、指定管理者の赤字が複数年度継続したときは、所管課は事業体に費目ごとの経費の一覧についての報告をまずは求めるべきである。そして、現実の支出額が積算額を複数年度にわたって上回った費目については、所管課において現実支出額が積算額を上回った理由を調査すべきである。調査の結果、現実の支出が合理的なものであり、かつ、現実支出額が積算額を上回った理由が事業体の自助努力では解消困難なものであると認められるときは、現実支出額を算定しうる積算基準へと改定すべきである。

(2) 指定管理者の募集

ア 公募の原則

公募が原則であるとされながら、「公募を行わないことについて相当な理由がある場合」には直指定によることができ、直指定によることのできる場合として6つが例示されている。6つの例示の中でも「特殊な技能を必要とするなど、専門性が高く、特定の団体に管理運営を行わせることが適当と認められる場合」に該当するとして直指定を受けている施設が多く、牧野植物園、美術館、歴史民俗資料館、文学館などがそうである。

しかしながら、地域職業訓練センターでは貸館業務という専門性が高いとは必ずしも言えない業務が中心となっているにもかかわらず専門性を理由として直指定が行われている。専門性を理由として安易に直指定がなされたのではないかと懸念される。

そこで、かかる懸念が生ずることがないようにするべく、直指定による場合は「公募を行わないことについて相当な理由」が真に存在するのを含めて審査委員会の審査を経ることが望ましい。

イ 募集期間等

運用指針第3. 2 (2)において、募集期間は1か月以上とし、施設の規模等に応じて応募者が対応できる十分な期間を確保することとされている。多くの施設において公募期間が1か月半程度へと延長されており、募集期間を十分に確保するという点では評価すべき取組も行われている。

しかしながら、今なお公募期間を1か月程度しか確保していない施設も存するところであり、この点は運用の徹底を要するところである。

ウ 応募者の資格要件

(ア) 県内事業者限定要件

指定管理者への応募者は県内事業者であることが基本とされ、「県内事業者での対応が困難であることが想定される場合又は県内事業者限定することによって競争性が著しく損なわれることが想定される場合」に限り、複数事業者によるグループでの応募を要件とすることができ、その場合であっても県内事業者が含まれていることが必要とされている。これは県内事業者の育成という観点から採用されている要件である。

しかしながら、県内事業者が県外事業者の優れた技術・サービスを学び取ることを通して県内事業者が自らの競争力強化を図っていくことこそが最終的には県内事業者の育成につながるはずである。

また、企画競争を媒介として住民サービスの向上を図るとともに行政コストの削減を図るという指定管理者制度の目的に照らせば、必ず県内事業者でなければならないとまではいうことができないように思われる。指定管理者として事業を実施できるだけの体力ある事業体が必ずしも豊富とは言えない高知において、県外事業者の参入を事実上不可能にしてしまうと指定管理者の固定化を招くおそれもある。行政コストの削減という点からしても県内事業者でなければならない理由もない。指定管理者への応募が全体として減少傾向にあるが、県内事業者要件が応募の大きな足かせとなっている可能性も否定することはできないところである。

そこで、県内事業者要件についてはこれを緩和し、県外事業者とグループとなつての応募をさらに容易化するべきである。

(イ) 欠格事項

現在の欠格事項そのものは合理的なものと言えるが、欠格事項を見落として候補者として選定したときの効果については何ら規定されていない。この点については内部基準によるのではなく、欠格事項及びその効果ともに条例によって規定して、生じうる疑義を解消しておくことが望ましい。

エ 情報提供

(ア) 募集要項への記載事項

全体として応募者が減少傾向にあることからすれば、募集要項の記載事項にて十分な情報提供となっているのか、他県の成功事例を参考にするなどして再検討することが望ましい。

(イ) 現地説明会の開催

運用指針第3. 2 (6) は必要に応じて現地説明会を開催するものとしているものの、現地説明会が活用されていない事例が見受けられる。応募者にとっての関心事は人件費、すなわち、施設に要する人員配置にあると思われるところ、これは施設内を現実に見学することができなければ応募者としても算定し難いと思われる。人員配置、人件費が見積もれないままに指定管理者に応募することは困難であろうから、現地説明会の更なる活用が望まれる。

(3) 指定管理者候補者の選定手続

ア 運用指針第3. 3 以下は公募・直指定のいずれの場合であっても適用されることとなるため、審査委員会の設置は常に必要とされる。

しかしながら、複数の施設において直指定の際に審査委員会が設置されていなかった。選定手続における運用指針の遵守は徹底されなければならない。

イ 審査基準

運用指針第3. 3 (2) イにおいて提案価格にかかる配点は原則として100点満点中25点以上とされている。

しかし、(このような施設はないものの) これでは提案価格にかかる配点を99点とする等によって事実上行政コストの削減効果の大小のみで候補者を選定することができることになってしまう。先に述べたとおり、

行政コストの削減を二次的な目的と位置付けるのであれば、配点の下限を画するのみならず、上限をも画することを検討すべきではないか。

今回検討した指定管理者の選定において行政コストの削減効果を過大視したケースは見当たらなかったが、これは行政コストの削減という目的があくまで二次的な目的に過ぎないことを踏まえた配点基準を作成してきたからであると考えられる。

そうであるならば配点の上限を画することとしても特段の問題が生ずるとも考え難く、行政コストの削減が住民サービスの向上に優先する目的ではないことを考えれば49点以下で上限を定める、というように運用指針において配点の上限を画しておくべきである。

ウ 審査方法

運用指針第3. 3 (3) において、審査方法については審査委員が個別に採点し、各委員の採点を合計した総合点をもとに、各部局長が指定管理者候補を決定するものとされている。

そして、多くの施設において審査委員会設置要綱が設けられていたところ、多くの要綱において最高得点者を候補者とする規定されていた。

しかし、かかる規定のままでは、例えば、応募した事業者が一者しかなく、その一者が500点満点10点しかとれなかったとしても、設置要綱上は、指定管理者候補者として選定することとなる。かかる場合は運用指針の規定を活用し、所管課の部局長の判断によって指定管理者候補者として選定しないことも可能であるが、これが300点であったらどうか、350点であったらどうか等、限界事例が存しうるところである。

かかる決断を各部局長に一任するのではなく、審査委員会の合議体としての長所を活かし熟慮を重ねるためにも、審査委員会において最高得点事業者を指定管理者候補として各部局長に推薦するか否かを決議させるべきである。

(4) 指定管理者の指導監督

全ての施設において毎年度、事業報告書が提出されていた。

しかしながら、事業報告書の計算上の数字が誤っていた施設が散見された。事業報告書は所管課の指導監督の前提を為すものであり、その内容の正確性が軽視されてよいわけではない。指定管理者においては事業報告書の正確性についてさらに気を配るよう県からも指導いただきたい。

(5) モニタリング

平成25年度の業務状況評価のうち総合評価Aと判断されたのは美術館、坂本龍馬記念館、文学館、県民文化ホール、交通安全こどもセンター、月見山こどもの森、甲浦港海岸緑地公園、手結港海岸緑地公園、塩見記念青少年プラザ、香北青少年の家、県民体育館、武道館、弓道場の13施設であり、残り23施設は総合評価Bと判断され、総合評価がC若しくはDと判断された施設は存しなかった。

例えば、地域職業訓練センターにおいては利用実績・収支状況ともマイナス傾向であると指摘されながらも、協定書等に定められた内容どおりに適正な運営管理が行われているとしてBと総合評価されている。

利用実績・収支状況ともにマイナス傾向でありながらもこのような評価となるのは、基本方針において指定管理者が仕様書等に基づいて業務を適正に実施しているかどうかを確認するためにモニタリングを行う（基本方針第2）と規定されているためである。すなわち、仕様書等に基づいて業務が行われていれば利用実績等に関係なくB評価とされているように思われる。

指定管理者制度の目的は住民サービスの向上と行政コストの削減にあるのであるから、モニタリングも指定管理者制度の本来的目的を果たしているか否かという観点から厳格に行われなければならない。

しかしながら、現在のモニタリングはかかる目的からは少し外れた運用となっているように思われる。総合評価においても、仕様書に基づく業務の実施は当然の前提として扱うべきものであり、住民サービスの観点からの評価を中心に据えるべきであると思われる。

もちろん、住民サービスの観点からの評価を一義的に明確にすることは困難であるが、少なくとも住民の利用が低調な施設が住民サービスの向上を図っているとは言い難いことは否定しえない。少なくとも、利用実績も行政コスト削減の効果もほぼ発生させていないときは、Dと評価すべきであり、4段階評価をさらに実質化させるべきである。

第4 包括外部監査の結果及び意見（各論）

1 ふくし交流プラザ

(1) 施設の概要・事業内容等

指定管理者名	社会福祉法人高知県社会福祉協議会	指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日
施設所在地	高知県高知市朝倉戊375-1		
事業内容	1. 高知県立ふくし交流プラザの維持管理等業務（施設の維持管理及び貸し出し） 2. 県民に対する介護講座事業の実施 3. 福祉用具の調査研究及び展示・試用貸出等 4. 福祉用具の収集及び保管管理等 5. ふくし交流プラザふれあいショップの運営 6. 自主提案事業 <平成25年度> 1) ケア力向上研修 Step1(人の尊厳を考えるベーシック研修)～Step4(介護技術研修応用編) 介護入門研修 2) 障がいキッズ&パパママ応援事業 3) 生きがいづくり支援事業 ・健康マージャン教室 ・シルバー手づくり展開催事業 4) プラザ企画展		
施設内容	○面積・施設・設備名、定員、開館時間、休館日など 施設名：高知県立ふくし交流プラザ 設 備：1Fレストラン、2F～5Fに自動販売機設置、駐車場（普通車で209台／無料）完備 面 積：【土地】7,570㎡ / 【建物】7,965.24㎡(延べ床面積) 利用時間：9:00～17:00(ただし、特別に許可された貸室は21:00までとする) 休館日：毎月第2日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月29日～1月3日		
職員体制	常勤職員：8人 非常勤職員：6人 臨時職員：1人 合計：15人		

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法：1期より公募

イ 指定期間及び応募者数

- (ア) 1期 平成18年4月1日から2年間 2者
 (イ) 2期 平成20年4月1日から3年間 2者
 (ウ) 3期 平成23年4月1日から5年間 1者

ウ 選定された指定管理者

- 1期 財団法人高知県ふくし交流財団
 2期以降 社会福祉法人高知県社会福祉協議会
 なお、財団法人高知県ふくし交流財団は社会福祉法人高知県社会福祉協

議会に統合されており、両者は実質的に同一である。

(3) 収支の状況・利用状況

ふくし交流 プラザ	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20 2期→	H21	H22	H23 3期→	H24	H25
管理代行料	千円	87,549	126,000	127,657	62,916	62,516	62,016	60,825	60,058	60,058
(導入前比)	%	(県負担額)	44%	46%	-28%	-29%	-29%	-31%	-31%	-31%
利用料等収入	千円	3,875	20,838	21,155	26,715	27,907	31,647	25,627	27,345	28,124
(導入前比)	%	(歳入)	438%	446%	589%	620%	717%	561%	606%	626%
支出	千円	91,424	135,121	145,772	87,905	88,618	91,794	85,416	87,609	86,826
(導入前比)	%	(歳出)	48%	59%	-4%	-3%	0%	-7%	-4%	-5%
収支差額	千円	0	11,717	3,040	1,726	1,805	1,869	1,036	▲206	1,356
利用者数	人	64,700	70,630	73,386	76,860	76,186	87,190	77,895	79,015	77,924
(導入前比)	%		9%	13%	19%	18%	35%	20%	22%	20%
業務総合評価			B	B	B	B	B	B	B	

指定管理者の収入は管理代行料及び利用料等収入の合計額である。利用料等収入は指定管理者の収入とされ、基本的には県に納める必要はない。1期には事業を増加させたために県負担額に50パーセント弱の増額が見られるものの、2期以降は高齢者総合相談事業等を高齢者福祉課の所管へと移動したために減額となっている。代行業務の内容が1期と2期とで異なるために両者を比較することは困難であるが、代行業務に変更がない2期以降は、管理代行料が着実に減少してきている。

利用者は増加傾向にある。

(4) 指定管理者制度導入後の業務の状況

当該施設は「福祉の総合拠点」として、県民介護講座の開催、福祉用具の常設展示、高知福祉機器展の開催、健康・生きがいに係る事業の実施、介護職従事者資質向上研修等を実施してきた。これらの事業の実施に際しては指定管理者である高知県社会福祉協議会の持つネットワーク、蓄積されたノウハウが活用されている。

また、貸館業務についても、高知県立ふくし交流プラザ管理運営業務仕様書4項(10)にて稼働率が低迷していると指摘された調理実

習室、介護研修室、多目的和室のうち介護研修室を除いた二施設については稼働率が顕著に向上しており評価に値する。介護研修室の稼働率を今後いかにして向上させるかが課題と言える。

(5) 指定管理者制度導入後の業務状況に関する監査結果及び意見

公募期間は1期が3週間弱、2期3期は約1か月であった。委託期間は1期は2年、2期は3年、3期は5年と期を重ねるにつれ委託期間を長期化してきた。にもかかわらず、当該施設への応募者は1期・2期が2者であったのに3期は1者となった。

委託期間の長期化にもかかわらず応募者数が減少したのは、高知県社会福祉協議会という高知県最大の福祉団体が指定管理者として指定されているからと思われる。もちろん、高知県社会福祉協議会は指定管理者として評価すべき取組を続けてきている。

しかしながら、企画競争を通して提供すべきサービスの充実化を図るといふ公募の趣旨からすれば、応募者数の増加につながるような形で委託期間を設定することが望ましい。委託期間の長期化は応募者数を増加させる効果があるようにも思われるが、4期目においても応募者が1者しかないときは、公募期間のみならず、委託期間の更なる長期化も検討すべきである。

また、採点判断基準【管理及び運営事業全般】の項目の中には、指定管理業務を実施するに当たって「それに類する実績等を有し、指定管理業務を遂行する信用性がある団体であるか」という視点が設けられている。また、【6-1申請者の業務実績】においても、「指定管理業務を遂行できるような実績を持った団体であるか」という視点が設けられている。

しかしながら、これらの「実績」を有する団体で、かつ、県内事業者という要件を課してしまえば、応募者としての適格性を有する団体は極めて限定されることになってしまう。

「実績」を重視すること自体は合理的なものと評価することができるが、そうであるならば、企画競争をとおしたサービス向上を図るべく、県内事業者要件を緩和すべきである。特に、福祉業務自体が高度化・専門化する中で、かかる福祉業務に対応できるような人的・物的体制を有する県内事業者は自ずと限定されてしまう。そのため、県内事業者要件が実際には少数事業者による独占・寡占の根拠規定として機能している危険がある。福祉に限らず、高度化・専門化した事業はもともと多数事

業者による競争というものが機能しにくい分野である。そうであるならば、なおさら競争が機能するような前提条件を積極的に創出する必要があるのであって、県外事業者の参入を容易化するように県内事業者要件を改正すべきである。

サービスの充実とメニューの豊富化を通して利用者数は増加し利用料等収入も増加傾向にあるものの、指定管理者が工夫を凝らせば凝らすほど指定管理料は減額されることとなっている。これでは充実したサービス提供に向けた経済的動機付けが働かず、応募者の増加も見込めないところである。指定管理者の経営努力とその効果に応じて報われるような仕組みづくりが必要であると思料する。

なお、基本協定書第24条において収益が収入合計の1割を超えた場合は、当該超えた額の100分の50に相当する額を甲に納付しなければならぬとされている。これは高知県立ふくし交流プラザ管理運営業務仕様書5項(3)に定める余剰金の「過大」性を判断する基準として機能するものであるが、これは指定管理者の自助努力によるものであるから、納付を免除するのが妥当である。

平成25年度事業実績報告書2頁の平成24年度の「支出」金額と業務状況評価の「支出」とで金額が違っているのは修正が漏れたためとのことである。ミスそのものは軽微なものであるが、その内容の正確性が監督の前提となるのであるから、内容の正確性への更なる配慮が必要である。

2 障害者スポーツセンター

(1) 施設の概要

指定管理者名	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会		指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日																																																																																																													
施設所在地	高知県高知市春野町内ノ谷1-1																																																																																																																
事業内容	(1)設置目的 障害者のスポーツの振興及び社会参加の促進を図ることを目的として、平成8年4月に設置 (2)事業内容 ・障害者のスポーツ活動のための施設(グラウンド、テニスコート、体育館、プール等)の提供 ・障害者スポーツの指導及び普及 ・障害者の健康増進に関する相談、研修 ・障害者スポーツ大会・教室の開催 【平成25年度の主な大会・教室等ソフト事業】 県障害者スポーツ大会、ポッチャ大会、卓球大会、バドミントン大会、夏の遊び場スクール、初心者入門教室(水泳、テニス、クライミング等)、ワンポイントスキルアップ教室(卓球、バドミントン)、体力づくり教室、アウトドア教室(ヨット、カヌー)、出前教室ほか																																																																																																																
施設内容	(面積、施設・設備名、定員、開館時間、休館日、主な料金など) ①管理棟 鉄筋コンクリート2階建 延床面積 854.66㎡ <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">面積</th> <th colspan="2">使用料(1時間につき)</th> <th rowspan="2">使用目的等</th> </tr> <tr> <th>AM9-PM5</th> <th>PM5-PM9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1階</td> <td>プレイルーム</td> <td>86.00㎡</td> <td>80<40>円</td> <td>100<50>円</td> <td>重度障害者の軽運動等</td> </tr> <tr> <td>医務室</td> <td>22.05㎡</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>怪我の応急処置、体調不良者の静養等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>事務室、シャワー室、ロビー、トイレ等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2階</td> <td>研修室</td> <td>96.07㎡</td> <td>510<420></td> <td>730<630></td> <td>研修会、講演会、説明会等</td> </tr> <tr> <td>卓球室</td> <td>97.85㎡</td> <td>150<100></td> <td>210<150></td> <td>卓球台2台</td> </tr> <tr> <td>盲人卓球室</td> <td>45.65㎡</td> <td>150<100></td> <td>210<150></td> <td>盲人卓球台1台</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>休憩兼相談室、トイレ等</td> </tr> </tbody> </table> ②屋外施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">使用料(1時間につき)</th> <th rowspan="2">施設概要等</th> </tr> <tr> <th>AM9-PM5</th> <th>PM5-PM9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">テニスコート</td> <td>1面利用</td> <td>420<210></td> <td>630<300></td> <td rowspan="2">全天候型コート1面 練習用壁打ちコート半面</td> </tr> <tr> <td>壁打ちのみ</td> <td>100<50></td> <td>150<100></td> </tr> <tr> <td>アーチェリー場</td> <td>1人</td> <td>100<50></td> <td>150<100></td> <td>30m 標の数3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">グラウンド</td> <td>専用利用</td> <td>420<210></td> <td rowspan="2">/</td> <td rowspan="2">グラウンドソフトボール、ゲートボール、跳躍、投てき等</td> </tr> <tr> <td>個人利用</td> <td>100<50></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直走路</td> <td>専用利用</td> <td>420<210></td> <td rowspan="2">/</td> <td rowspan="2">全天候型 110m 4コース</td> </tr> <tr> <td>個人利用</td> <td>100<50></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>1人</td> <td colspan="2">無 料</td> <td>屋外25m 5コース</td> </tr> </tbody> </table> ③体育館 1277.22㎡ <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">使用料(1時間につき)</th> <th rowspan="2">施設概要等</th> </tr> <tr> <th>AM9-PM5</th> <th>PM5-PM9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">体育館</td> <td>専用利用</td> <td>全面利用</td> <td>1,100<550></td> <td>1,300<650></td> <td rowspan="3">アリーナ33m×26m、談話室、事務室、男女更衣室、家族更衣室、多目的トイレ(オストメイト対応)、車イス倉庫等</td> </tr> <tr> <td>個人利用</td> <td>全面利用</td> <td>550<280></td> <td>650<330></td> </tr> <tr> <td>体育館アリーナの冷暖房設備</td> <td>全面</td> <td>1,100</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半面</td> <td>550</td> <td>550</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 備考：使用料の<>内は、18歳未満の者又は高校生等(これらの者が半数以上の団体を含む)が利用する場合に適用 6歳以下の者(小学生等を除く)、障害者又は障害者関係団体が利用する場合は、使用料免除 ○開館時間： 火～土 9:00～21:00 ○休館日：月曜日 日・休日 9:00～17:00 休日の翌日 (グラウンド直走路は火～土も9:00～17:00) 12月29日～1月4日				区 分	面積	使用料(1時間につき)		使用目的等	AM9-PM5	PM5-PM9	1階	プレイルーム	86.00㎡	80<40>円	100<50>円	重度障害者の軽運動等	医務室	22.05㎡	—	—	怪我の応急処置、体調不良者の静養等	その他	—	—	—	事務室、シャワー室、ロビー、トイレ等	2階	研修室	96.07㎡	510<420>	730<630>	研修会、講演会、説明会等	卓球室	97.85㎡	150<100>	210<150>	卓球台2台	盲人卓球室	45.65㎡	150<100>	210<150>	盲人卓球台1台	その他	—	—	—	休憩兼相談室、トイレ等	区 分		使用料(1時間につき)		施設概要等	AM9-PM5	PM5-PM9	テニスコート	1面利用	420<210>	630<300>	全天候型コート1面 練習用壁打ちコート半面	壁打ちのみ	100<50>	150<100>	アーチェリー場	1人	100<50>	150<100>	30m 標の数3	グラウンド	専用利用	420<210>	/	グラウンドソフトボール、ゲートボール、跳躍、投てき等	個人利用	100<50>	直走路	専用利用	420<210>	/	全天候型 110m 4コース	個人利用	100<50>	プール	1人	無 料		屋外25m 5コース	区 分		使用料(1時間につき)		施設概要等	AM9-PM5	PM5-PM9	体育館	専用利用	全面利用	1,100<550>	1,300<650>	アリーナ33m×26m、談話室、事務室、男女更衣室、家族更衣室、多目的トイレ(オストメイト対応)、車イス倉庫等	個人利用	全面利用	550<280>	650<330>	体育館アリーナの冷暖房設備	全面	1,100	1,100		半面	550	550	
区 分	面積	使用料(1時間につき)		使用目的等																																																																																																													
		AM9-PM5	PM5-PM9																																																																																																														
1階	プレイルーム	86.00㎡	80<40>円	100<50>円	重度障害者の軽運動等																																																																																																												
	医務室	22.05㎡	—	—	怪我の応急処置、体調不良者の静養等																																																																																																												
	その他	—	—	—	事務室、シャワー室、ロビー、トイレ等																																																																																																												
2階	研修室	96.07㎡	510<420>	730<630>	研修会、講演会、説明会等																																																																																																												
	卓球室	97.85㎡	150<100>	210<150>	卓球台2台																																																																																																												
	盲人卓球室	45.65㎡	150<100>	210<150>	盲人卓球台1台																																																																																																												
その他	—	—	—	休憩兼相談室、トイレ等																																																																																																													
区 分		使用料(1時間につき)		施設概要等																																																																																																													
		AM9-PM5	PM5-PM9																																																																																																														
テニスコート	1面利用	420<210>	630<300>	全天候型コート1面 練習用壁打ちコート半面																																																																																																													
	壁打ちのみ	100<50>	150<100>																																																																																																														
アーチェリー場	1人	100<50>	150<100>	30m 標の数3																																																																																																													
グラウンド	専用利用	420<210>	/	グラウンドソフトボール、ゲートボール、跳躍、投てき等																																																																																																													
	個人利用	100<50>																																																																																																															
直走路	専用利用	420<210>	/	全天候型 110m 4コース																																																																																																													
	個人利用	100<50>																																																																																																															
プール	1人	無 料		屋外25m 5コース																																																																																																													
区 分		使用料(1時間につき)		施設概要等																																																																																																													
		AM9-PM5	PM5-PM9																																																																																																														
体育館	専用利用	全面利用	1,100<550>	1,300<650>	アリーナ33m×26m、談話室、事務室、男女更衣室、家族更衣室、多目的トイレ(オストメイト対応)、車イス倉庫等																																																																																																												
	個人利用	全面利用	550<280>	650<330>																																																																																																													
体育館アリーナの冷暖房設備	全面	1,100	1,100																																																																																																														
	半面	550	550																																																																																																														
職員体制	常勤職員：4人 非常勤職員：4人 臨時職員：1人 合計：9人																																																																																																																

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法：1期より公募

イ 指定期間及び応募者数

- (ア) 1期 平成16年4月1日から1年間 1者
 (イ) 2期 平成17年4月1日から3年間 1者
 (ウ) 3期 平成20年4月1日から3年間 1者
 (エ) 4期 平成23年4月1日から5年間 1者

ウ 選定された指定管理者

- 1期・2期 財団法人高知県ふくし交流財団
 3期以降 社会福祉法人高知県社会福祉協議会

なお、財団法人高知県ふくし交流財団は社会福祉法人高知県社会福祉協議会に統合されており、両者は実質的に同一である。

(3) 収支の状況・利用状況

障害者スポーツセンター	単位	指定管理 導入前	H16 1期→	H17 2期→	H18	H19	H20 3期→	H21	H22	H23 4期→	H24	H25
管理代行料	千円	49,994		49,296	49,280	49,359	48,506	47,299	50,320	53,595	53,279	53,281
使用料収入	千円	(県負担額)		529	1,005	1,297	2,952	555	2,968	1,183	1,236	
		49994		48,767	48,275	48,062	45,554	46,744	47,352	52,412	52,043	53,281
(県負担導入前比) %				-2%	-3%	-4%	-9%	-7%	-5%	5%	4%	
支出	千円	49,994		48,721	49,498	49,482	50,970	47,679	52,827	54,271	54,010	
(導入前比) %		(歳出1)		-3%	-1%	-1%	2%	-5%	6%	9%	8%	
収支差額	千円	0		575	▲218	▲123	▲2,464	▲380	▲2,507	▲676	▲731	
利用者数	人	31,241	32,468	32,798	31,664	37,684	40,408	24,025	43,705	45,452	46,291	
(導入前比) %			4%	5%	-2%	16%	24%	-26%	35%	40%	43%	
業務総合評価					A-	A-	A	B	A	A	B	

指定管理者の収入は管理代行料である。利用料制度ではなく使用料制度が採用され、使用料は県に納入されている。

利用者数が指定管理者制度導入前と比較して増加しており、その背景には体育館の利用者が着実に増加したことがある。平成21年度は利用者数が大幅に減少しているが、これは平成21年8月から平成22年3月にかけて行われた改修工事の影響によるものである。

(4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関する監査結果及び意見

当該施設を利用する障害者は平成24年頃から大きく多様化し、中途障害者が減少して重複障害者等が増加している。多様な障害者によって利用されるようになったということは各種大会・各種教室を開催し、サービスの質的量的向上に向けて意欲的に取り組んできた指定管理者の努力の結果と言える。また、障害者による利用を優先しつつも、地域住民を中心とした障害者以外の者の利用も増加してきており、障害のある者と地域住民の交流の場としての役割も果たしている。

センター内部においても障害者スポーツセンター運営委員会を設置して有識者・関係者との意見交換の場を設けている。これも、サービスの向上を図ろうとする指定管理者の意欲的な取組に基づくものと言える。

以上のとおり、当該施設については指定管理者の意欲的な取組がなされていると言え、高い評価に値する。

もっとも、障害者スポーツは高知県中央部に比して県東部、県西部へは普及が進んでおらず、今後の更なる普及に向けた取組に期待したい。

管理代行料について見れば、その額は指定管理者制度導入以前の県負担額に比して、3期までは順調に減少しているが、4期からは増額されている。増額されたのは体育館改修後の利用者増に対応して安全管理面から人員を増やしたことによるものである。施設特性から利用者が増えれば増えるほど安全管理には慎重を期す必要が高まると言え、職員を増加させることも十分に合理性を有するものである。住民サービスの向上が行政コストの削減に優先する目的であることは当該施設が証明しているように思われる。むしろ、3期の管理代行料が低額に過ぎたと言ふべきであり、いかなる費目において積算基準による算定が低額に過ぎたのか検証すべきである。

公募期間はいずれも1か月であった。今後は応募するか否かの検討期間にも余裕を設けることが望ましく、公募期間は他施設同様2か月弱程度設けるべきである。

委託期間は、1期は1年、2期3期は3年、4期は5年と期を重ねるにつれ長期化されている。これは、高度化・複雑化する福祉業務へ対応できる専門性を維持・確保するためには一定の期間が必要となるためである。かかる理由は合理的なものであり、正当なものである。

応募者によるプレゼンテーション及び質疑は非公開で実施されている。今後の応募者への情報提供のためにも、一定の範囲で公開されることが望ましい。

採点基準である審査の視点ア1項は、「予算規模」も斟酌して、「当該団体の実行力」を見るとし、他方、ア2項においては「業務実績」も見ることとしている。

しかしながら、高知県内において「予算規模」と「業務実績」を充たしうる団体は公的団体、多くは高知県出資団体に事実上限られることとなってしまう。特に、高度化・複雑化する障害者スポーツ業務へに対応できるような人的・物的体制を具備する県内事業者は事実上、限定されてしまうため、県内事業者要件を課してしまつては指定管理者の固定化を招く危険がある。専門性を有する事業であればこそ事業者間で競争が働くように前提条件の整備に気を配るべきなのであつて、競争をより実質的なものとするためにも県内事業者要件を緩和すべきである。

3 美術館

(1) 施設の概要

指定管理者名	公益財団法人高知県文化財団	指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
施設所在地	高知市高須353番地2		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・美術品及び美術に関する資料の収集、保管及び展示 ・美術に関する専門的な調査研究 ・美術に関する講演会、講習会、研究会等の教育普及活動 ・美術品等の展示のための県民ギャラリーの提供 ・音楽、演劇等の鑑賞のためのホールの提供 ・上記のほか、美術館の設置の目的を達成するために必要な業務 		
施設内容	<p><建物> 延べ床面積：117,723㎡ 鉄骨鉄筋コンクリート造地上3階建 <土地> 19,574㎡ 駐車場 144台 <主要施設> 常設展示室、企画展示室、県民ギャラリー、講義室、創作室、ミュージアムショップ、レストラン、美術館ホール(399席)など <開館時間> 午前9時～午後5時(ホール、リハーサル室及び楽屋は午前9時～午後10時) <休館日> 12月27日～1月1日 <主な料金> 常設展 一般360円・大学生250円 ※高校生以下、高知県長寿手帳(65歳以上)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持する者と介護又は介助者1名、高知市長寿手帳を所持する者は無料 施設利用料 県民ギャラリー21,830円(1日)、企画展示室54,620円(1日) ホール1日39,170～47,210円</p>		
職員体制	常勤職員： 14人	契約職員： 15人	合計： 29人

※職員数は平成25年4月1日現在

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法：1期より非公募・直指定

イ 指定期間

(ア) 1期 平成18年4月1日から3年間

(イ) 2期 平成21年4月1日から5年間

(ウ) 3期 平成26年4月1日から5年間

ウ 選定された指定管理者

1期より財団法人高知県文化財団（H24年度より公益財団法人高知県文化財団）

(3) 収支の状況・利用状況

美術館	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24	H25
管理代行料	千円	357,494	321,250	316,332	325,351	295,729	305,769	289,864	302,276	302,954
(導入前比)	%	(県負担額↑)	-10%	-12%	-9%	-17%	-14%	-19%	-15%	-15%
利用料等収入	千円	43,441	91,094	66,153	76,893	78,774	87,562	88,982	102,748	91,658
(導入前比)	%	(歳入↑)	110%	52%	77%	81%	102%	105%	137%	111%
支出	千円	400,935	370,691	379,976	398,249	374,503	393,331	378,864	405,024	394,612
(導入前比)	%	(歳出↑)	-8%	-5%	-1%	-7%	-2%	-6%	1%	-2%
収支差額	千円	0	41,653	2,509	3,995	0	0	▲18	0	0
利用者数	人	168,701	373,658	194,970	259,164	218,750	248,655	199,219	252,594	225,058
(導入前比)	%		121%	16%	54%	30%	47%	18%	50%	33%
業務総合評価			A	A	A	A	A	A	A	A

(4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関する監査結果及び意見

利用者数が指定管理者制度導入前と比較して確実に増加している。これは、指定管理者がサービス向上のために目標を持って取り組んできた成果である。特に「ミレー展」のように大型展覧会の開催にも成功しており、指定管理者のサービスの向上が利用者数の増加に直結したものであると思われる。サービスの質的量的向上に向けた指定管理者の意欲的取組は評価に値する。指定管理者制度の成功例の一つである。

管理代行料の額は指定管理者制度導入以前の県負担額に比して、着実に減少しており、この点でも評価に値する。もっとも、管理代行料と利用料金等による収入の合計額から経費の適正支出額を控除した剰余金が生じたときは高知県に納付するものとされている（基本協定書第8条の2第2項）。指定管理者の経済的動機付けを害するものであり、かかる剰余金が発生したときは指定管理者に帰属するものとすべきである。

指定管理者は直指定によっている。これは、特殊な技能を必要とし、専門性が高いことに基づいている。

しかしながら、公募であったとしても、要求される専門性に応えうる専門家を指定管理者が集める、若しくは委託すれば対応できるものであり、必ずしも直指定でなければならない理由はない。要求される特殊技能を有する事業者は高知県外にも存するはずであるし、専門性の高さに対応できる事業者も複数存するはずである。県内事業者に限定するからこそ、専門性の高さ

に対応できる事業者が限られてしまうのであって、県内事業者要件を緩和若しくは撤廃するとともに募集方法を公募へと変更すべきである。

委託期間は、1期が3年、2期以降は5年と長期化されている。これは団体内における知識の蓄積を図る必要があること、数年単位で企画を組む方がより充実した企画展を実施できるとの観点から設定されたものである。かかる視点は住民へのサービスとして結実していると言え、合理的なものである。

4 歴史民俗資料館

(1) 施設の概要

指定管理者名	公益財団法人高知県文化財団	指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
施設所在地	南国市岡豊町八幡1099-1		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県の歴史、考古及び民俗(以下「歴史民俗等」という。)に関する資料の収集、保管及び展示 ・歴史民俗等に関する専門的な調査研究 ・歴史民俗等に関する講演会、講習会、研究会等の教育普及活動 ・高知県における文化財の保存、活用の推進 ・上記のほか、歴史民俗資料館の設置の目的を達成するために必要な業務 		
	<建物> 延床面積4527.47㎡ RC造地上3階建 <土地> 124,520㎡ <主要施設> 常設展示室、企画展示室、体験学習室、AVホール、多目的室、収蔵庫、熨蒸室、研究室、会議室、資料室など <開館時間> 午前9時～午後5時 <休館日> 12月27日～1月1日 <主な料金> 常設展 一般460円 ※高校生以下、高知県長寿手帳(65歳以上)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持する者と介護又は介助者1名、高知市長寿手帳を所持する者は無料 施設利用料 企画展示室24,1400円(1日) AVホール15,420円		
職員体制	常勤職員：8人 契約職員：13人 合計：21人		

※職員数は平成25年4月1日現在

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法：1期より非公募・直指定

イ 指定期間

- (ア) 1期 平成18年4月1日から3年間
- (イ) 2期 平成21年4月1日から5年間
- (ウ) 3期 平成26年4月1日から5年間

ウ 選定された指定管理者

1期より財団法人高知県文化財団 (H24年度より公益財団法人高知県文化財団)

(3) 収支の状況・利用状況

歴史民俗資料館	単位	指定管理導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24	H25
管理代行料	千円	148,400	165,336	159,372	158,540	161,648	185,694	124,584	134,662	135,050
(導入前比)	%	(県負担額↑)	11%	7%	7%	9%	25%	-16%	-9%	-9%
利用料等収入	千円	4,264	8,420	8,330	11,494	7,991	46,082	18,608	9,586	5,442
(導入前比)	%	(歳入↑)	97%	95%	170%	87%	981%	336%	125%	28%
支出	千円	152,664	171,294	167,288	174,643	169,639	231,776	143,192	144,248	140,492
(導入前比)	%	(歳出↑)	12%	10%	14%	11%	52%	-6%	-6%	-8%
収支差額	千円	0	2,462	414	▲4,609	0	0	0	0	0
利用者数	人	17,940	32,370	31,479	22,358	23,175	70,235	33,246	23,409	25,194
(導入前比)	%		80%	75%	25%	29%	291%	85%	30%	40%
業務総合評価			B	A	A	A	A	A	A	B

(4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関する監査結果及び意見

NHK大河ドラマの影響のために利用者数は年度によって大きく増減している。そのため、比較には困難を伴うものの、指定管理者制度導入前と比較すれば利用者数は増加している。

もっとも、平成25年度の利用料収入は大きく落ち込んでいる。これは特別展「備前焼」が入館者目標に達しなかったためである。指定期間が5年と長期化されたのはこのような成否が予測し難い特別展も開催できるようにするためであることからすれば、入館目標に達しなかった一事をもってかかる特別展を失敗であったと評価するべきではない。

とはいえ、特別展での利用料収入の増加に向けた取組を強化していく必要があることは否定し難い。

管理代行料の額は指定管理者制度導入以前の県負担額に比して、増加した年もあるものの近年は減少しており、評価に値する。

もっとも、管理代行料と利用料金等による収入の合計額から経費の適正支出額を控除した剰余金が生じたときは高知県に納付するものとされている(基本協定書第8条の2第2項)。指定管理者の経済的動機付けを害するものであり、かかる剰余金が発生したときは指定管理者に帰属するものとすべきである。

指定管理者候補者の選定は直指定によっている。これは、特殊な技能を必要とし、専門性が高いことに基づいている。

しかしながら、公募であったとしても、要求される専門性に応えうる専門家を指定管理者が集める、若しくは委託すれば対応できるものであり、必ずしも直指定でなければならない理由はない。要求される特殊技能を有する事業者は高知県外にも存するはずであるし、専門性の高さに対応できる事業者も複数存するはずである。県内事業者に限定するからこそ、専門性の高さに対応できる事業者が限られてくるのであって、県内事業者の要件を緩和若しくは撤廃するとともに募集方法を公募へと変更すべきである。

5 坂本龍馬記念館

(1) 施設の概要

指定管理者名	公益財団法人高知県文化財団	指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
施設所在地	高知市浦戸城山830番地		
事業内容	坂本龍馬を顕彰する施設として、坂本龍馬に関する資料の収集、保管、及び展示を行う。		
施設内容	<建物>延べ床面積:1,841.62㎡ SRC造 一部鉄骨地上2階地下2階 <主要施設>常設展示室、企画展示室、図書・ビデオコーナー、ミュージアムショップ、談話室など <開館時間>午前9時～午後5時 <休館日> 12月27日～1月1日 <主な料金> 入館料 大人(18才以上)500円 ※高校生以下、高知県長寿手帳(65歳以上)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持する者と介護又は介助者1名、高知市長寿手帳を所持する者は無料		
職員体制	特別職非常勤: 1人 常勤職員: 5人 契約職員: 9人 合計: 15人		

※ 職員数は平成25年4月1日現在

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法: 1期、3期 非公募・直指定
2期 公募

イ 指定期間及び応募者数

- (ア) 1期 平成18年4月1日から3年間
 (イ) 2期 平成21年4月1日から5年間 2者
 (ウ) 3期 平成26年4月1日から5年間

ウ 選定された指定管理者

1期より財団法人高知県文化財団（H24年度より公益財団法人高知県文化財団）

(3) 収支の状況・利用状況

坂本龍馬 記念館	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24	H25
管理代行料	千円	45,961	54,288	53,709	52,710	40,988	29,778	37,102	42,104	40,998
(導入前比)	%	(県負担額↑)	18%	17%	15%	-11%	-35%	-19%	-8%	-11%
利用料等収入	千円	39,420	55,979	48,640	53,047	109,336	183,240	117,599	68,014	75,808
(導入前比)	%	(歳入↑)	42%	23%	35%	177%	365%	198%	73%	92%
支出	千円	85,381	99,039	101,845	104,367	110,106	173,518	159,431	103,462	114,619
(導入前比)	%	(歳出↑)	16%	19%	22%	29%	103%	87%	21%	34%
収支差額	千円	0	11,228	504	1,390	40,218	39,500	▲4,730	6,656	2,187
利用者数	人	119,581	139,533	123,174	134,596	246,994	442,423	228,951	171,768	158,780
(導入前比)	%		17%	3%	13%	107%	270%	91%	44%	33%
業務総合評価			A	A	A	A	A	A	A	A

(4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関する監査結果及び意見

NHK大河ドラマの影響から坂本龍馬記念館についても利用者数は年度によって大きく増減しているものの、指定管理者制度導入前と比較すれば利用者数は確実に増加している。坂本龍馬にまつわる企画展を3年連続企画として開催するなど、特色ある取組に意欲的に取り組んできた結果であると思われる。利用者数の増加はサービス質的量的向上の結果であると言え、評価に値する。

管理代行料の額は指定管理者制度導入以前の県負担額に比して、増加した年もあるものの近年は減少しており、経費削減の観点から評価に値する。もっとも、平成26年度からは、管理代行料と利用料金等による収入の合計額から経費の適正支出額を控除した剰余金が生じたときは高知県に納付するものとされている（基本協定書第8条の2第2項）。指定管理者の経済的動機付けを害するものであり、かかる剰余金が発生したときは指定管理者に帰属するものとすべきである。

指定管理者は直指定によっている。これは、特殊な技能を必要とし、専門性が高いことに基づいている。

しかしながら、坂本龍馬記念館において要求される特殊技能、専門性というものは、その内容自体漠然としている。要求される特殊技能、専門性があるとしても、選定された指定管理者が委託するなどすれば対応可能なものであり、直指定でなければならない理由とは言い難い。直指定を維持するとし

ても、要求される特殊技能、専門性を有する事業者は高知県外に存するはずである。県内事業者に限定するからこそ、専門性の高さに対応できる事業者が限られてくるだけである。

県内事業者の要件の緩和若しくは撤廃のみならず、募集方法についても再度公募へと変更すべきである。

1期は3年、2期以降は5年と委託期間が長期化されている。これは団体における知識の蓄積を図る必要があること、数年単位で企画を組む方がより充実した企画展を実施できるとの観点から設定されたものである。実際、3年にわたる企画展が実施されているように、住民サービスとして結実しており、評価に値する。

応募者によるプレゼンテーション及び質疑は公開で実施されている。今後の応募者への情報提供とも言え、この点は評価できる。

坂本龍馬記念館は坂本龍馬を顕彰する施設であって、坂本龍馬に関する資料の収集、展示等を行うことを目的としている。しかし、坂本龍馬記念館の展示物の多くは複製品であって、本物が少ないように思われる。複製品では一度来た観光客をリピーターにすることは難しいであろうから、今後は坂本龍馬の直筆の手紙等を含めて本物を収集して当館において展示していくよう努力を期待したい。

6 文学館

(1) 施設の概要

指定管理者名	公益財団法人高知県文化財団	指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
施設所在地	高知市丸ノ内1-1-20		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・文学に関する書籍、原稿、文献、写真、フィルムその他の資料及び文学者の遺品等(以下「文学資料等」という。)を収集し、保管し、及び展示し、並びに閲覧に供すること。 ・文学資料等の調査研究 ・文学に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の教育普及活動 ・企画展示室、ホール及び茶室の提供 ・上記のほか、文学館の設置の目的を達成するために必要な業務 		
	<建物>延べ床面積:2,748㎡ RC造地上2階建 <土地> 4,747㎡ <主要施設> 常設展示室、企画展示室、寺田寅彦記念室、ホール、茶室など <開館時間>午前9時～午後5時 <休館日> 12月27日～1月1日 <主な料金> 常設展 一般360円 ※高校生以下、高知県長寿手帳(65歳以上)、身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持する者と 介護又は介助者1名、高知市長寿手帳を所持する者は無料 施設利用料 企画展示室 23,290円(1日) ホール 12,540円(全室/1日) 茶室 3,590円(全室/1日)		
職員体制	常勤職員: 5人	契約職員: 12人	合計: 17人

※職員数は平成25年4月1日現在

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法：1期より非公募・直指定

イ 指定期間

(ア) 1期 平成18年4月1日から3年間

(イ) 2期 平成21年4月1日から5年間

(ウ) 3期 平成26年4月1日から5年間

ウ 選定された指定管理者

1期より財団法人高知県文化財団（H24年度より公益財団法人高知県文化財団）

(3) 収支の状況・利用状況

文学館	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24	H25
管理代行料	千円	109,826	128,220	126,469	126,329	119,716	109,672	98,103	105,279	106,140
(導入前比)	%	(県負担額↑)	17%	15%	15%	9%	0%	-11%	-4%	-3%
利用料等収入	千円	3,658	5,238	6,045	10,070	10,429	16,355	7,625	8,500	10,779
(導入前比)	%	(歳入↑)	43%	65%	175%	185%	347%	108%	132%	195%
支出	千円	113,484	120,962	132,183	135,119	130,145	126,027	105,728	113,779	116,919
(導入前比)	%	(歳出↑)	7%	16%	19%	15%	11%	-7%	0%	3%
収支差額	千円	0	12,496	331	1,280	0	0	0	0	0
利用者数	人	39,488	48,431	26,940	34,948	34,580	39,768	32,629	44,733	40,335
(導入前比)	%		23%	-32%	-11%	-12%	1%	-17%	13%	2%
業務総合評価			B	B	A	B	B	A	A	A

(4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関する監査結果及び意見

利用者数は年度によって増減が見られるものの、近年の利用者数は指定管理者制度導入前と比較して増加している。高知県ゆかりの作家を取り上げて土佐文学を幅広く紹介しており、常設展においてもローテーション方式を採用するなどして指定管理者が意欲的に取り組んできた結果であると思われる。利用者数の増加はサービスの質的量的向上の結果であると言え、評価に値する。高知県における指定管理者制度導入の成功例の一つである。

管理代行料の額は指定管理者制度導入以前の県負担額に比して、増加した年もあるものの近年は減少しており、経費削減の観点から評価に値する。もともと、管理代行料と利用料金等による収入の合計額から経費の適正支出額を控除した剰余金が生じたときは高知県に納付するものとされている（基本協定書第8条の2第2項）。指定管理者の経済的動機付けを害するものであり、かかる剰余金が発生したときは指定管理者に帰属するものとすべきである。

指定管理者は直指定によっている。これは、特殊な技能を必要とし、専門性が高いことに基づいている。

しかしながら、文学館に要求される特殊技能、専門性自体、漠然としており、その内容は必ずしも明確ではない。要求される特殊技能、専門性があるとしても、選定された指定管理者が委託するなどすれば対応可能なものであり、直指定でなければならぬ理由とは言い難い。仮に直指定を維持すると

しても、要求される特殊技能、専門性を有する事業者は高知県外にも存するはずであり、県内事業者に限定するからこそ、専門性の高さに対応できる事業者が事実上限られてしまうのである。

よって、県内事業者の要件の緩和若しくは撤廃に加えて、募集方法についても公募へと変更すべきである。

1期は3年、2期以降は5年と委託期間が長期化されている。これは団体における知識の蓄積を図る必要があること、数年単位で企画を組む方がより充実した企画展を実施できるとの観点から設定されたものである。かかる視点は住民へのサービスとして結実するものであり、合理的なものである。

7 県民文化ホール

(1) 施設の概要

指定管理者名	公益財団法人高知県文化財団	指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
施設所在地	高知市本町4-3-30		
事業内容	県民の明るく豊かな文化生活の向上に寄与するための文化事業の実施、及び音楽、演劇その他の催しのための場の提供を行う。 ・施設利用の許可等 ・ホール事業の企画等 ・施設及び設備の管理 ・その他ホールの設置の目的を達成するための業務		
施設内容	<建物>延べ床面積:11,842.77㎡ 鉄筋コンクリート(一部鉄骨)地下1階地上4階 <土地> 5,288.15㎡ <主要施設> 大ホール(1,507席)、小ホール(500席)、楽屋、リハーサル室、多目的室など <開館時間>午前9時～午後10時 <休館日> 12月27日～1月1日 <主な料金> ホール・多目的室は午前・午後・夜間・全日の別で料金設定		
職員体制	常勤職員: 5人	契約職員: 5人	合計: 10人

※職員数は平成25年4月1日現在

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法：1期、2期 非公募・直指定 3期 公募

イ 指定期間及び応募者数

(ア) 1期 平成18年4月1日から3年間

(イ) 2期 平成21年4月1日から5年間

(ウ) 3期 平成26年4月1日から5年間 2者

ウ 選定された指定管理者

1期、2期 財団法人高知県文化財団（H24年より公益財団法人高知県文化財団）

3期 高知県立県民文化ホール共同企業体

(3) 収支の状況・利用状況

県民文化ホール	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24	H25
管理代行料	千円	114,951	98,149	117,244	101,801	106,367	71,113	128,838	111,966	103,725
(導入前比)	%	(県負担額↑)	-15%	2%	-11%	-7%	-38%	12%	-3%	-10%
利用料等収入	千円	94,080	61,634	100,308	100,310	82,465	17,459	67,806	100,615	124,103
(導入前比)	%	(歳入↑)	-34%	7%	7%	-12%	-81%	-28%	7%	32%
支出	千円	209,031	160,182	217,681	202,111	187,417	88,572	200,684	212,581	228,870
(導入前比)	%	(歳出↓)	-23%	4%	-3%	-10%	-58%	-4%	2%	9%
収支差額	千円	0	▲399	▲129	0	1,415	0	▲4,040	0	▲1,042
利用者数	人	316,273	117,305	263,753	255,505	241,600	24,900	192,300	241,560	230,240
(導入前比)	%		-63%	-17%	-19%	-24%	-92%	-39%	-24%	-27%
業務総合評価			B	B	B	B	B	B	B	A

(4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関する監査結果及び意見

利用者数が指定管理者制度導入前と比較して減少している（平成22年から1年半にわたって改修工事が行われているため、平成22年度、平成23年度は利用可能期間が他年よりも少ない）。指定管理者にて工夫を凝らしてきたものと思われるものの、残念な結果である。3期から募集が公募となり、指定管理者が高知県立県民文化ホール共同企業体へと変更された。直指定されていた指定管理者が公募による審査結果を経て変更されるのは公募する目的が果たされたということでもあるから、今後の推移を見守る必要がある。

管理代行料の額は導入以前に比せば、確実に削減されており、この点においては成果を上げているものと思われる。

公募期間は3期が2か月間であった。長い公募期間を確保しており、これ自体望ましいものである。

1期は3年、2期以降は5年と委託期間を長期化させている。企画競争を通して提供すべき住民サービスの充実化を図るという公募の趣旨からすれば、応募者数の増加につながるような形で委託期間を設定することが望ましい。当該施設については複数の応募がなされたことから、5年と設定したことに合理性があったと評価できる。

指定管理者が工夫を凝らして経費を削減したとしても、結局、指定管理料が減額されてしまった場合は、充実したサービス提供に向けた経済的動機付けが働かず、応募者の増加も見込めなくなりかねない。指定管理者の経営努力とその成果に応じて報われるような枠組みづくりが必要であると思料する。

なお、平成26年度からは基本協定書8条の3本文において、管理代行料と利用料金による収入との合計額から適正経費支出額を控除した剰余金は原則として指定管理者に帰属するものとされている。これは経済的動機付けの観点から望ましいものである。

しかしながら、当該剰余金が「過大」と判断されたときは高知県に納付すべき額を協議により定める（基本協定書8条の3ただし書）とされており、かかる規定はその運用の内容如何によっては指定管理者の経済的動機付けを大きく阻害しかねないものであることから納付を免除し、ただし書部分を削除することが妥当である。

当該施設については複数業者からの応募がなされていることから、県外事業者の参入を広く認める要請は、現時点では、他施設に比して高くはないものの、県内事業者の事業改善意欲を高めるためにも、県内事業者要件を緩和若しくは撤廃すべきである。

指定管理者候補の選定に際しても運用指針第3第3項以降が適用されるため、提案価格に係る配点については25点以上の配分を行うのが原則とされている（第3第3項（2）イ）ところ、当該施設においては20点とされている。

これは過去6年の実績額から必要最小限の額を積算したことから、更なる減額を評価するよりは、これを前提としてどういった内容のサービスを提供できるか、というところに重点をおいて事業計画を審査したいとの意向からであった。これ自体は首肯しうるものであるが、赤字が複数年にわたって発生するときは増額も検討されなければならない。

8 交通安全こどもセンター

(1) 施設の概要、業務内容

指定管理者名	特定非営利活動法人 たびびと	指 定 期 間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
施設所在地	高知市比島町4丁目8番地		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の許可等に関する業務 ・利用料金の徴収に関する業務 ・施設等の維持管理に関する業務 ・交通安全指導の実施に関する業務 ・交通安全こどもセンターの設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務 		
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・面 積 : 13,300㎡ ・施設・設備 : 模擬交通施設、交通教室、事務所、教材格納庫、ゴーカート、自転車、蒸気機関車等 ・開園時間 : 午前8時30分～午後6時 ・休園日 : 12月27日から翌年の1月1日まで ・利用料金 : ゴーカート 1人乗り 100円/回、2人乗り 160円/回 2人乗り回数券 1,600円/11回 		
職員体制	常勤職員: 1人 非常勤職員: 2人 パート: 12人 合計: 15人		

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法: 公募

イ 指定期間及び応募者数

(ア) 1期: 平成18年2月1日から3年2か月: 5者

(イ) 2期: 平成21年4月1日から3年間: 2者

(ウ) 3期: 平成24年4月1日から3年間: 2者

(エ) 4期: 平成27年4月1日から5年間: 2者

ウ 選定された指定管理者

1期目より4期連続で特定非営利活動法人たびびとが選定されている。

(3) 収支の状況、利用状況

交通安全こどもセンター	単位	指定管理 導入前	H17 第1期→	H18	H19	H20	H21 第2期→	H22	H23	H24 第3期→	H25
管理代行料	千円	19,131	955	4,564	4,245	4,135	5,500	5,140	5,316	5,904	5,904
(導入前比)	%	(県負担額↓)		-76%	-78%	-78%	-71%	-73%	-72%	-69%	-69%
利用料等収入	千円	4,663	1,315	7,635	7,808	7,950	8,657	8,189	8,112	9,134	9,142
(導入前比)	%	(歳入↑)		64%	67%	70%	86%	76%	74%	96%	96%
支出	千円	23,794	2,270	12,198	12,053	12,330	14,138	13,718	13,472	14,764	14,756
(導入前比)	%	(歳出↑)		-49%	-49%	-48%	-41%	-42%	-43%	-38%	-38%
収支差額	千円	0	0	1	0	▲245	19	▲389	▲44	274	290
利用者数	人	101,403	104,002	110,138	109,078	111,123	129,189	121,969	124,228	130,537	129,615
(導入前比)	%		3%	9%	8%	10%	27%	20%	23%	29%	28%
業務総合評価				B	B	B	B	B	A	A	A

指定管理者の収入は、指定管理料及びゴーカート利用料金等の収入の合計額である。

指定管理者制度導入以前と比較すると、利用料等収入、利用者数も軒並み上昇傾向にある上に、支出については減少傾向を維持している。指定管理料も社団法人高知県交通安全協会に委託していた当時の県負担額よりも大幅に減少しており、収支の状況、利用状況ともに指定管理者制度導入による成功例と言える。

(4) 指定管理者制度導入後の業務の状況

当該施設で一番人気があるのは、ゴーカートであるが、単にゴーカートに乗って楽しむというだけではなく、同時に交通ルールを知るきっかけにもなっており、施設の目的自体も公益性の高いものと評価できる。

指定管理者制度導入以前よりも、県負担額は大幅に減少しており、経費節減効果に加えて、利用者数も増加傾向を維持しており、住民サービスの向上にも寄与しているものと言える。

(5) 監査の結果及び意見

3期目までは複数の応募者を維持しており、公募期間、委託期間ともに問題はないが、なお欲を言えば、住民サービスの更なる向上のために、より多くの応募がなされることが望ましい。そのため、敢えて以下に示すような課題を指摘させていただく。

まず、当該施設は、開園時間が午前8時30分～午後6時、休園日は12月27日から翌年の1月1日までとされており、特に土日祭日は多くの子供達で

賑わう施設となっているが、他方で、職員体制は15人、うち常勤職員は1人しかおらず、非常勤職員2人、パート12人、その他多くのボランティアに支えられている状況にあり、常勤職員をせめて2人体制とする必要があるのではないかという疑問符がつく。

つぎに、ゴーカートを子供達で運転することができる点が当該施設の人気となっているが、その反面、安全性の確保は主には交通法規の遵守を利用者自身に委ねるものとなっており、更なるルールの整備は避けられない。また、事故の未然の防止の観点と仮に事故が起きてしまった後の対応については更なる安全配慮の徹底を求めたい。

また、当該施設内には、廃車になったバス（指定管理者が県から許可を受けて設置しているもの）を図書館としているものや、蒸気機関車（県がJRより借り受けているもの）が設置されているが、老朽化が激しく（むき出しになった機材などについては危険性すらある）、いずれも子供達に人気の乗り物であるため、県は、現状を点検し、維持管理等の対策について検討を進めるべきであろう。

なお、当該施設は駐車場スペースが圧倒的に少ないことは利用者数増加を阻害する一要因であることからすれば、当該敷地内で駐車場に転用できるスペースが散見されることから、駐車場を増加することも検討されてはどうか。

9 こうち男女共同参画センター（愛称ソーレ）

（1）施設の概要、業務内容

指定管理者名	(公財)こうち男女共同参画社会づくり財団	指定期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日
施設所在地	高知市旭町三丁目115番地		
事業内容	1 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供 2 男女共同参画の推進に関する調査研究 3 男女共同参画の推進に対する県民の理解を深めるための広報及び啓発 4 男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研修会等の開催 5 男女共同参画を推進する人材の育成 6 女性問題の解決その他男女共同参画の推進に向けた相談 7 男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互交流の促進及び自主的活動への支援 8 その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務		
施設内容	○ 面積、施設・設備名、定員、開館時間、休館日、主な料金など 館の概要 敷地面積 2,267.81㎡、建築面積 1,619.08㎡、 延床面積 4,974.09㎡ 鉄筋コンクリート造、南棟5階、北棟3階（平成10年10月竣工） 入所機関 高知県消費生活センター、母子家庭等就業・自立支援センター他 貸施設等 創作実習室・大会議室・研修室(3室)・調理実習室・和室(2室)・視聴覚室・ レクリエーション室・コインロッカー 休館日 第2水曜日、国民の祝日及び年末年始 開館時間 土・日・月以外の日は午前9時～午後9時、土・日・月は午前9時～午後5時		
職員体制	常勤職員： 4人	非常勤職員： 7人	合計： 11人

（2）指定管理

ア 指定管理者選定方法：公募

イ 指定期間及び応募者数

(ア) 1期：平成18年4月1日から3年間：3者

(イ) 2期：平成21年4月1日から3年間：1者

(ウ) 3期：平成24年4月1日から5年間：1者

ウ 選定された指定管理者

1期目より3期連続で公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団が選定されているが、指定管理者制度導入以前より、平成10年10月に設立された財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団に委託しており、管理業者に変更はない状況にある。

(3) 収支の状況、利用状況

こうち男女共同 参画センター	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24 3期→	H25
管理代行料	千円	81,441	77,878	76,734	72,395	69,272	66,697	53,535	53,973	56,784
(導入前比)	%	(県負担額↑)	-4%	-6%	-11%	-15%	-18%	-34%	-34%	-30%
利用料等収入	千円	0	24,063	22,878	20,875	20,994	22,190	23,741	23,415	22,294
(導入前比)	%	(歳入↑)	-1%	-1%	-1%	-1%	-1%	-1%	-1%	-1%
支出	千円	81,441	97,506	95,862	91,364	87,960	88,145	74,827	76,787	78,661
(導入前比)	%	(歳出↑)	20%	18%	12%	8%	8%	-8%	-6%	-3%
収支差額	千円	0	4,435	3,750	1,906	2,306	742	2,449	601	417
利用者数	人	72,939	76,185	66,846	67,442	66,831	60,463	60,553	58,016	50,763
(導入前比)	%		4%	-8%	-8%	-8%	-17%	-17%	-20%	-30%
業務総合評価			B	B	B	B	B	B	B	B

当該施設にかかる全ての費用は、利用料収入、県からの指定管理料及びその他の収入をもって充て、剰余金が発生した場合には指定管理者が利得することができるものとされている。

指定管理者制度導入以前と比較すると、支出については大幅に減少しているものの、利用者数は毎年減少傾向にあり、経費削減により支出を抑えるも、収支については非常に厳しい状況にあるものと言える。

(4) 指定管理者制度導入後の業務の状況

当該施設においては、平成26年度において、法律相談事業、情報誌ソーレスコープやセミナーガイド等冊子発行事業のほか、地域版男女共同参画講座、男女共同参画基礎講座、女性のための護身術講座、女性のための健康講座、男性応援セミナー、大学生キャリア形成支援講座、こども講座（夏の課外事業）、女の子のためのサイエンス教室、すくすく子育て術、わたしだけのOFFを楽しむ講座、人生後半を生きる知恵、エンパワメント講座、コミュニケーション講座、女性のための企業入門セミナー、女性のための再就職支援講座、パソコン講座、子育て世代のための防災講座等各種講座や、男女共同参画推進月間講演会、DV防止講演会、「女性の権利」等各種講演会を開催するなど様々な事業を行っている。

もともと、種々の事業を企画しているにもかかわらず、利用者数は年々減少傾向にあることは既に指摘したとおりである。

(5) 監査の結果及び意見

平成18年度に指定管理者制度を導入した際には、3者の応募があったものの、以後応募者は1者のみという状況が続いており、募集期間を1か月以上確

保するなどしているものの改善状況は見受けられず、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めるという指定管理者制度の趣旨は損なわれる結果となっている。この原因の一つには、当該施設が男女共同参画の拠点であることから、当該施設の設置目的に合致した業務を十分に実施できるだけの県内民間事業者が少ない上に、既に指摘したとおり、収支も厳しい状況にあり、インセンティブも期待できない、魅力の少ない施設であることがあげられる。

また、当該施設は、平成24年より指定期間を3年から5年に延長しているが、このことが応募者数の増加を一層困難にするものと考えられる。

かかる状況を打破するためには、より魅力ある講座、講演を実現するために、著名講師に依頼することを実現できる指定管理料の見直しを図るとともに、当該施設の設置目的に合致した業務を十分に実施できるだけの民間業者が県内に少ないのであれば、広く県内外の民間事業者が応募できるような運用に改めるなど抜本的な対策を図る必要があるものと思われる。

また、当該施設には駐車場スペースが少ないことも集客を困難にする一要因となっていることは否めないことから、駐車場の確保等の対策も検討していただきたいものである。

10 人権啓発センター

(1) 施設の概要

指定管理者名	(公財)高知県人権啓発センター	指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
施設所在地	高知市本町4丁目1番37号		
事業内容	1.施設利用に関する業務 ・施設利用の許可等 ・施設利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務 (施設:ホール、視聴覚室、図書資料室兼閲覧室) 2.ホール使用料の徴収に関する業務 3.施設および設備の維持・管理 清掃、警備、電気、設備の保守点検等		
施設内容	面積:丸ノ内ビル(3,453.4㎡)内4F～6F(1,443.81㎡) 施設:4F 視聴覚室(定員48人)(利用前日までに申請) 5F 図書資料室兼閲覧室 6F ホール(定員270名)(利用10日前までに申請) 開館時間:9:00～17:00 休館日:土、日、祝祭日及び年末年始		
職員体制	常勤職員:7人 非常勤職員:5人 臨時職員:1人 合計:13人 「職員数はH25年4月1日現在」		

県は、当該施設(丸ノ内ビル・6階建の建物)のうち4階から6階を区分所有し、「専用部分」と「共用部分」に分かれている。

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法:公募

イ 指定期間及び応募者数

- (ア) 1期 平成18年4月1日から3年間 2者
 (イ) 2期 平成21年4月1日から3年間 1者
 (ウ) 3期 平成24年4月1日から3年間 1者
 (エ) 4期 平成27年4月1日から3年間 1者

ウ 選定された指定管理者

1期より財団法人高知県人権啓発センター(平成24年4月1日より公益財団法人高知県人権啓発センター)

(3) 収支の状況・利用状況

人権啓発センター	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24 3期→	H25
管理代行料	千円	12,832	10,624	10,426	10,374	10,499	10,305	10,091	10,516	10,428
(導入前比)	%	(県負担額1)	-17%	-19%	-19%	-18%	-20%	-21%	-18%	-19%
利用料等収入	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(歳入1)								
支出	千円	12,832	10,624	10,426	10,374	10,499	10,305	10,091	10,516	10,428
(導入前比)	%	(歳出1)	-17%	-19%	-19%	-18%	-20%	-21%	-18%	-19%
収支差額	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	人	20,503	23,256	20,065	21,020	22,274	20,708	21,063	18,492	17,677
(導入前比)	%		13%	-2%	3%	9%	1%	3%	-10%	-14%
業務総合評価			B	B	B	B	B	B	B	B

(4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関する監査結果及び意見

指定管理者制度導入前に比して、利用者数が近時やや減少している。特にホールについては今後の更なる利活用が望まれ、新たな利用者の開拓が必要である。

管理代行料の額は導入以前に比せば、確実に削減されており、この点においては成果を上げている。

公募期間は1期より約1か月に設定されているが、1者しか応募者がいない状況が続いている以上、応募しやすい状況を作り出すためにも公募期間を長期化すべきである。

委託期間はいずれも3年である。1者しか応募者がいない状況が続いていることからすると、委託期間を長期化すること、具体的には5年と変更することも検討されるべきである。そのために、運用指針も委託期間の柔軟化を認める方向へと改正すべきである。

経費の削減など指定管理者の努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めない。ただし、剰余金が過大であると認められる場合には、県との協議により戻入すべき額を定めることができる(高知県立人権啓発センター管理業務仕様書第4項)。あまり大きな剰余金が発生するとは考え難いが、それでもなお、事業者の経営改善に向けた動機付け

を強化するとの観点からは望ましいものである。ただ、全額事業者に帰属すべき利益としてよいのではないと思われる。

なお、共用部分経費については指定管理者の努力によって発生した剰余金ではないために精算することとしており、これ自体は合理的なものである。

審査委員会の設置についても高知県立人権啓発センター指定管理者選定委員会設置要綱に基づいて設置されており、かかる規定が設けられている点で評価できる。

しかしながら、まず、第4条第1項において「各委員の評点の合計が最も高いものを候補者として選定する」とあるが、評点の下限を設けるべきであると思われる。

11 地域職業訓練センター

(1) 施設の概要

指定管理者名	高知県職業能力開発協会	指定期間	平成23年 4月 1日 ~ 平成26年 3月31日
施設所在地	高知市布師田3992-4		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域職業訓練センターの利用許可等に関する事 ・地域職業訓練センターの利用料の徴収に関する事 ・地域職業訓練センターの施設・設備等の維持・管理に関する事 ・地域職業訓練センターの設置目的を達するための事業の企画及び運営に関する事 		
施設内容	高知県立地域職業訓練センター ◆ 面積 本館：1,114㎡、実習棟：697㎡ ◆ 開館時間 9:00～22:00 ◆ 定員 252名 ◆ 休館日 高知県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日		
職員体制	常勤職員： 2人	非常勤職員： 1人	合計： 3人

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法：1期より非公募・直指定

イ 指定期間

(ア) 1期 平成23年4月1日から3年間

(イ) 2期 平成26年4月1日から3年間

ウ 選定された指定管理者

1期より高知県職業能力開発協会

(3) 収支の状況・利用状況

地域職業訓練センター	単位	指定管理導入前	H18	H19	H20	H21	H22	H23 1期→	H24	H25
管理代行料	千円	2,592						5,320	5,324	5,378
(導入前比)	%	(県負担額1)						105%	105%	107%
利用料等収入	千円	9,824						7,127	6,844	6,460
		(歳入1)								
支出	千円	12,416						12,447	12,168	11,838
(導入前比)	%	(歳出1)						0%	-2%	-5%
収支差額	千円	0						0	0	0
利用者数	人	31,056						24,978	25,124	22,713
(導入前比)	%							-20%	-19%	-27%
業務総合評価								B	B	B

(4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関する監査結果及び意見

指定管理者制度導入前に比して、利用者数が大きく減少している。これは開講していたパソコン講座の廃止等に基づくものである。利用者数の減少を受けて指定管理者は自主事業を実施しているものの、利用者が大幅に減少していることには変わりはなく、十分な利活用が図られているとは言い難い状態にある。このまま利用者数が改善されないようであれば公募によって応募者を募ることも考えるべきである。

管理代行料の額は導入以前と比べて著しい増加を見せている。これはパソコン講座が廃止されて収入は減少したものの、庁舎管理に係る委託料(清掃・警備等)や人件費に要する固定経費が大きいために支出を削減することができず、管理代行料の増額によって賄うほかなかったためであると思われる。この点は利用者数の増加をさらに考えるべきであり、更なる利活用が望まれる。

指定管理者の応募は直指定によっている。地域職業訓練センターも高知県職業能力開発協会も職業能力開発促進法に基づく同様の目的の業務を行う関係にあり、高知県職業能力開発協会が行うべき業務内容を地域職業訓練センターを利用して行ってきたこと、高知県職業能力開発協会は技能検定を行う主体であるが、技能検定を行うに際しては地域職業訓練センターの利用が不可避であること、高知県職業能力開発協会自身及び同協会員によるセンター利用が多くを占めていること等の理由に基づくものである。

しかしながら、高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条

例第2条は指定管理者は原則として公募するものと定めていること、先に述べた理由はいずれも高知県立職業能力開発協会以外の団体が指定管理者となることを禁止するものではないこと、高知県立地域職業訓練センターの中心業務は貸館業務であって、高知県職業能力開発協会以外でも十分に業務は遂行できることから、公募を行うことは可能である。利用の低調さに鑑みれば企画競争による利活用を考えるべきであって、県内事業者要件を緩和若しくは撤廃し、かつ、公募によって応募者を募るべきである。

1期は3年、2期も3年とされている。施設の維持管理が主たる業務であることから、運用指針に基づいて3年としているとのことである。公募によるのであれば更なる長期化も含めて検討が必要であり、運用指針はこの点で改正されるべきである。

地域職業訓練センターについては審査委員会が設置されることなく、高知県職業能力開発協会が指定管理者として指定されてきた。担当部局の審査を経たとは言え、運用指針の定める選定手続を経っていないことは問題であると言わざるを得ず、運用指針は厳格に遵守されるべきである。

利用者数は大幅に減少し、利活用において改善されるべき点は多々存するものと思われる。しかしながら、モニタリングにおいては利用者数の減少については「B」と評価され、その他は「A」と評価されている。モニタリングが指定管理者の業務改善への動機付けとしての役割を果たせていないことは明らかである。担当部局は現在の利用状況を容認するかのような評価を行うのではなく、改善すべき点を指摘して指定管理者の業務改善を求めべきである。それでもなお利用者数が改善しないというのであれば、廃止も含めて検討が必要である。

12 甫喜ヶ峰森林公園

(1) 施設の内容、業務内容、業務内容

指定管理者名	一般社団法人高知県山林協会	指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
施設所在地	香美市土佐山田町平山		
事業内容	(1) 森林公園における行為の許可等及び森林学習展示館の利用の許可等に関する業務 (2) 利用料金の徴収に関する業務 (3) 森林公園の施設、設備、機械器具、立木の維持管理及び補修に関する業務 (4) 森林公園の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務		
施設内容	森林公園の面積：102ha 森林学習展示館：鉄筋コンクリート平屋建、延床面積400.0m ² 利用時間：午前9：00から午後4：30まで 休園日：12月29日から翌年の1月3日まで 主な利用料金：行商等、興行等 使用面積1m ² 当たり日額20円		
職員体制	常勤職員：2人	嘱託員：2人	合計：4人

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法：公募

イ 指定期間及び応募者数

- (ア) 1期：平成18年4月1日から3年間：5者
(イ) 2期：平成21年4月1日から3年間：1者
(ウ) 3期：平成24年4月1日から3年間：1者
(エ) 4期：平成27年4月1日から3年間：1者

ウ 選定された指定管理者

指定管理導入前の委託先は社団法人高知県森と緑の会。導入後の指定管理者は1～4期とも一般社団法人高知県山林協会。

(3) 収支及び利用の状況

甫喜ヶ峰森林公園	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24 3期→	H25
管理代行料	千円	19,408	16,082	16,082	16,079	16,455	16,525	16,625	16,993	17,048
(導入前比)	%	(県負担額↑)	-17%	-17%	-17%	-15%	-15%	-14%	-12%	-12%
利用料等収入	千円	0	154	116	106	106	170	168	224	168
		(歳入↑)								
支出	千円	19,408	18,505	17,687	17,044	16,721	18,765	19,393	20,043	19,258
(導入前比)	%	(歳出↑)	-5%	-9%	-12%	-14%	-3%	0%	3%	-1%
収支差額	千円	0	▲2,269	▲1,489	▲859	▲160	▲2,070	▲2,600	▲2,826	▲2,042
利用者数	人	45,454	47,635	44,495	46,925	47,783	46,576	50,328	51,089	49,845
(導入前比)	%		5%	-2%	3%	5%	2%	11%	12%	10%
業務総合評価			A	B	A	B	B	B	B	B

指定管理者の収入は、管理代行料及びイベント参加料等の収入の合計額である。利用料等収入は全て指定管理者の収入とされ県に納める必要はない。

(4) 指定管理者制度導入後の業務の状況

1期目の公募には5者の応募があり、従前の管理委託先に代わって新たな指定管理者が選ばれた。しかしその後は現指定管理者の応募のみに留まっている。

利用者数は、指定管理者制度導入前を概ね上回っており、特に平成23年度以降は10パーセント以上の増加となっている。

管理代行料すなわち行政コストは、指定管理移行後全ての年度において、指定管理者導入前との比較で10パーセント以上の削減となっている。大きな削減理由の一つは、県からの出向職員の人件費が不要になったことである。

4期目の募集に当たり募集期間が33日から42日間に延長された。

4期目の募集に当たり委託期間が3年間から5年間に延長された。

指定管理者の収益にあたる収支差額については、指定管理者制度導入後ずっと赤字のままであり、平成 22 年以降はその赤字額が 200 万円以上となっている。

（5） 監査の結果及び意見

一般に、応募者が多ければ、競争原理により、より指定管理者制度の目的に沿った管理運営に適した指定管理者を選定できる可能性が高まるため、初めての公募に 5 者を集めたことは成功と言える。しかし、その後応募者は現指定管理者のみとなり、競争原理は働いていない。

公の施設は、住民の利用に供するための施設であるから、利用者数の増減は住民サービスの程度を測る重要な指標と言える。指定管理者は、休園日を年末年始のみに限定するなど努力により順調に利用者を増やしており、本施設への指定管理者制度の導入は住民サービス向上につながっていると評価できる。

本施設における管理代行料は、指定管理者制度移行前の管理委託に要した県支出額と比較して、初年度で 17 パーセント減額となっており、その後も大幅減額が続いている。したがって本施設への指定管理制度導入は管理代行料すなわち行政コストの大幅削減につながったと評価できる。ただし、本施設においては、管理代行料の削減が指定管理者の収支状況を圧迫しており大きな問題である。

4 期目の募集に当たり募集期間が延長されたが、応募者は前期同様に現指定管理者 1 者のみであった。募集期間の延長は、新規の応募を検討する者に検討や準備の余裕を与えるためと説明されるが、そのみで新規応募を促進することができるわけではない。新規事業に挑戦するに当たっての検討・準備期間にあたる募集期間が今まで 1 か月程度であったこと自体が不十分だったと言え延長は不可欠な改善である。もっとも、1 か月が 1.5 か月に延びたといっても、新規事業進出を検討・準備するに十分な期間とは言えないであろう。むしろ、事業内容、収支状況、当該施設の指定管理者になることのメリット及びリスクの判断材料となるべき情報、応募の手続等について常にホームページ等で閲覧できるようにしておき、常時、次の募集に備えた検討・準備ができる状態にしておくことが望ましい。十分な検討・準備の期間を与えた上

で募集時期を予告の上、その受付期間を 1.5 か月程度とするのであれば、新規応募に結びつき得るのではないだろうか。

4 期目の募集に当たり委託期間が延長されたが、応募は現指定管理者 1 者のみであった。新規事業を始めるに当たり、次期選定に漏れて撤退を余儀なくされる可能性があるというのは、応募をためらう大きな要因であろう。新規事業への進出に当たっては、新規雇用により人的・経済的負担を伴うのであるから、それが 3 年後には無に帰す可能性があるというのは大きなリスクである。したがって、委託期間延長の意義は大きい。委託期間の長期化は、指定管理者の固定化を招き、新規参入の機会を奪い、現指定管理者の業務に対する緊張感が薄れたり、競争原理が働きにくくなったりするというデメリットもあろうが、より優れたノウハウを有する民間事業を呼び込むことが住民サービス向上の観点からは最も重要である。むしろ、3 年間で 5 年間にする程度の延長で足りるのか。更なる長期化について検討する余地があるのではないか。

赤字が続いている収支状況は問題である。

この点については、県からの収入である管理代行料の予算設定の適正性及び指定管理者の創意工夫による利用料収入等の増額が問題となる。本施設においては、利用者を増加させながら、管理代行料は減額されており行政コスト縮減も実現している。しかし、指定管理者の収支はずっと赤字のままであり平成 22 年以降はその赤字額が 200 万円以上となっている。このような多額の赤字を出したまま事業を継続することは営利企業ではあり得ないことであり、営利を目的としない団体であっても事業として本来継続しえないものである。本施設における指定管理者は 3 期連続で指定管理者をつとめ、4 期目も継続を予定しているが、これはボランティア精神の賜物と言える。指定管理者制度導入の目的の一つである行政コスト削減は、民間のノウハウを活用して、より効率的な施設の管理運営を図ることによって実現されるべきであり、指定管理者のボランティア精神や経済的負担のみによって実現されるべきものでない。予算設定が適切でなく管理代行料が低額であるがゆえに努力しても赤字というのでは、将来的には現指定管理者の事業継続も新規民間事業者等の応募も期待できなくなるであろう。この問題点について県の主管課から説明を受けたところ、

県による予算設定では当該施設の職員として常勤1名・非常勤3名体制を想定して積算したが、指定管理者側では常勤2名・嘱託2名という体制が必要だとしたため、人的体制に関する双方の認識の差が人件費の差として大きな赤字要因となっているとのことであった。県としては、住民サービスの更なる向上を図るため、複数の常勤職員の必要性等について検討し、適正な予算設定を行うようにしているとのことである。

また、利用料に関しては、現指定管理者は、本施設を利用することに対する住民の敷居を下げるため、利用料をできるだけ取らない又は極力低額にするという方針を取っているとのことであるが、逆にそれが収益を圧迫する一因にもなっている。利用料の徴収による収益改善と、住民サービスとのバランスが課題となるが、充実した告知さえできれば例えばキャンプ場などはイベントと絡めるなどすれば一定の料金を払っても利用したいという住民は存在するのではないか。指定管理者の側でも利用料収入により収益を改善させる努力が必要である。

13 森林研修センター（情報交流館）

（1） 施設の内容、業務内容

指定管理者名	情報交流館ネットワーク	指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
施設所在地	香美市土佐山田町大平80番地		
事業内容	(1) 情報交流館の施設の利用の許可等に関する業務 (2) 利用料金の徴収に関する業務 (3) 情報交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 情報交流館の利用促進に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、情報交流館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務		
施設内容	情報交流館：木造、平屋建、延床面積609.35㎡ 開館時間：午前9時から午後5時まで 休館日：①月曜日（その日が国民の休日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後の直近の休日以外の日）、②休日の翌日（その日が日曜日又は休日に当たるときを除く。）、③12月29日から翌年の1月3日まで 主な利用料金：1時間につき、研修室・木工室・企画展示室300円（370円）、シアター630円（780円）、（ ）は休館日		
職員体制	常勤職員： 3人	非常勤職員： 人	合計： 3人

（2） 指定管理

ア 指定管理者選定方法：公募

イ 指定期間及び応募者数

- （ア） 1期：平成18年8月1日から2年8月：4者
- （イ） 2期：平成21年4月1日から3年間：1者
- （ウ） 3期：平成24年4月1日から3年間：1者
- （エ） 4期：平成27年4月1日から5年間：1者

ウ 選定された指定管理者

指定管理者制度導入前の委託先は社団法人森と緑の会。導入後の指定管理者は1～4期とも情報交流館ネットワークである。

(3) 収支及び利用の状況

森林研修C 情報交流館	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24 3期→	H25
管理代行料	千円	21,546	10,076	14,615	14,409	14,307	14,307	14,307	14,500	14,500
(導入前比)	%	(県負担額↑)	-53%	-32%	-33%	-34%	-34%	-34%	-33%	-33%
利用料等収入	千円	55	1,343	2,738	2,820	2,382	2,950	2,573	2,716	1,863
(導入前比)	%	(歳入↑)	2342%	4878%	5027%	4231%	5264%	4578%	4838%	3287%
支出	千円	21,601	10,999	16,704	16,326	15,933	16,424	16,660	16,316	15,907
(導入前比)	%	(歳出↑)	-49%	-23%	-24%	-26%	-24%	-23%	-24%	-26%
収支差額	千円	0	420	649	903	756	833	220	900	456
利用者数	人	9,978	8,789	10,197	10,281	9,846	10,247	11,043	10,856	11,353
(導入前比)	%		-12%	2%	3%	-1%	3%	11%	9%	14%
業務総合評価			A	A	A	B	A	A	B	B

指定管理者の収入は、管理代行料及びイベント参加料等の収入の合計額である。利用料等収入は全て指定管理者の収入とされ県に納める必要はない。

(4) 指定管理者制度導入後の業務の状況

1期目の公募には4者の応募があり、従来の委託先に代わって新たな指定管理者が選ばれた。しかし、その後は現指定管理者の応募のみに留まっている。

利用者数は指定管理者制度導入前に比べて増加しており、平成23年度以降は指定管理者制度導入前との比較ではほぼ10パーセント以上の増加となっている。指定管理者において、交流館を利用したクラスや学校単位での環境学習を提案する中で、県の事業である山の日推進事業の助成金を利用してバスをチャーターする方法を紹介するなどの工夫により利用者を増やした。

管理代行料すなわち行政コストは、指定管理者制度導入前との比較で継続的に3割以上の削減となっている。従前いた県からの出向職員が不要になったことによる人件費節減効果が大きい。指定管理者の経費節減努力により支出自体も指定管理者制度導入前との比較で2割以上削減となっている。

4期目の募集に当たり、募集期間が33日から42日間に延長された。しかし、新規応募には結びつかなかった。

4期目の募集に当たり、委託期間が3年間から5年間に延長された。しかし、新規応募には結びつかなかった。

指定管理者の収益にあたる収支差額については、高額とは言えないまでも黒字を保っている。

(5) 監査の結果及び意見

競争原理の観点から、初めての公募に4者を集めたことは成功と言える。しかし、その後応募者は現指定管理者のみとなり、競争原理は働いていない。

指定管理者は順調に利用者を増やしており、本施設への指定管理者制度の導入は住民サービス向上につながっていると評価できる。

管理代行料は大幅に削減されており、本施設における行政コスト削減効果は十分である。支出を削減しながら利用者数も伸びており、住民サービスを犠牲にしていないことが分かる。

募集延長は不可欠な改善であるが、そのみでは不十分であり、事業内容、収支状況、当該施設の指定管理者になることのメリット及びリスクの判断材料となるべき情報、応募の手續等について常にホームページ等で閲覧できるようにしておき、常時次回の募集に備えた検討・準備ができる状態にしておくことが望ましい。

委託期間の延長は新たな応募者誘因のきっかけとまではならなかった。もっとも、甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、委託期間延長は、重要な改善であり、むしろ5年で足りるのか検討すべきである。

収支状況に関しては、現指定管理者は、本施設を利用することに対する敷居を下げるため、利用料を取らない又は極力低額にするという方針を取っているとのことであるが、逆にそれが収益を圧迫する一因にもなっている。指定管理者自身の収入増加策にも検討の余地があることから、管理代行料の金額に問題はないものと思われる。

14 森林研修センター（研修館）

(1) 施設の内容、業務内容

指定管理者名	公益財団法人高知県山村林業振興基金	指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
施設所在地	香美市土佐山田町大平80		
事業内容	(1) 研修館の利用の許可等に関する業務 (2) 研修館の利用料金の徴収等に関する業務 (3) 研修館の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 研修館の利用の促進に関する業務 (5) 研修館の食堂の運営に関する業務 (6) 前各号に掲げるもののほか、研修館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務		
施設内容	・施設の規模：木造1階建（一部2階建）、延べ床面積1,058.25㎡ ・利用時間：午前8時30分から午後5時15分まで ・休館日：日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から1月3日まで ・主な利用料金：1時間につき、研修室A450円(560円)、研修室B550円(680円)、宿泊室(洋室)2,700円(3,370円)、宿泊室(和室)1,300円(1,620円)、()の料金は休館日		
職員体制	常勤職員：6人(うち嘱託：5)	非常勤職員： 人	合計：6人

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法：公募

イ 指定期間及び応募者数

- (ア) 1期：平成18年4月1日から3年間：2者
- (イ) 2期：平成21年4月1日から3年間：1者
- (ウ) 3期：平成24年4月1日から3年間：2者
(現指定管理者の他に特定非営利活動法人士佐の森救援隊)
- (エ) 4期：平成27年4月1日から3年間：1者

ウ 選定された指定管理者

指定管理導入前の委託先であった財団法人高知県山村林業振興基金（後に公益財団法人に改称）が1～4期とも指定管理者に選定された。

(3) 収支及び利用の状況

森林研修C 研修館	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24 3期→	H25
管理代行料	千円	10,323	10,251	10,109	10,448	10,218	10,224	10,231	10,643	10,763
(導入前比)	%	(県負担額↑)	-1%	-2%	1%	-1%	-1%	-1%	3%	4%
利用者等収入	千円	1,316	1,048	1,441	1,008	1,221	1,395	4,642	3,872	3,058
(導入前比)	%	(歳入↑)	-20%	9%	-23%	-7%	6%	253%	194%	132%
支出	千円	11,639	11,000	11,710	11,289	11,464	11,740	13,017	12,824	10,278
(導入前比)	%	(歳出↑)	-5%	1%	-3%	-2%	1%	12%	10%	-12%
収支差額	千円	0	299	▲160	167	▲25	▲121	1,856	1,691	3,543
利用者数	人	2,734	2,844	3,026	2,629	3,614	4,197	7,890	7,835	6,544
(導入前比)	%		4%	11%	-4%	32%	54%	189%	187%	139%
業務総合評価			B	B	B	B	B	A	A	B

指定管理者の収入は、管理代行料及び研修室や宿泊室の利用料金等の収入の合計額である。利用料等収入は全て指定管理者の収入とされ県に納める必要はない。

(4) 指定管理者制度導入後の業務の状況

1期及び3期の公募には2者の応募があったが、それ以外は現指定管理者のみの応募に留まっている。

利用者数は、指定管理者制度導入前に比べて増加しており、平成23年度以降は指定管理者制度導入前の2倍～3倍程度にまで増加した。増加の理由は、同年より国から受託した緑の雇用研修の受講者の利用が増えたことによる。この研修は平成27年度以降も実施の予定となっている。

管理代行料すなわち行政コストは、概ね指定管理者制度導入前と同程度である。

4期目の募集に当たり、募集期間が30日から41日間に延長された。しかし、新規応募には結びつかなかった。

委託期間については1期～4期とも3年間で変更はない。

指定管理者の収益にあたる収支差額については、赤字の年度も見られたが、平成23年度以降大幅に改善した。

(5) 監査の結果及び意見

初めての公募で応募者が2者であったのは他の施設と比較すると物足りない。その後も2期を除き応募者は現指定管理者のみであり、競争原理は働いていない。募集に際しての更なる工夫が必要と思われるが、そもそも本施設の指定管理者の選定方法として公募が適切なかどうかの検討も必要であろう。

指定管理者は順調に利用者を増やしており、本施設への指定管理者制度の導入は住民サービス向上につながっていると評価できる。

甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、管理代行料の増減は、効率的な施設の管理運営がなされているかを測る重要な指標と言える。本施設においては指定管理者制度導入前と比較して管理代行料はほとんど変わらない。利用者数が3倍近くになっていることからすれば、実質的には大幅なコスト削減と言える。国から委託を受けた緑の雇用研修の委託費を効果的に利用することにより、県指定管理者としてのコスト削減につながったものである。

4期募集に当たり募集期間が延長されたが、新たな応募はなかった。甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、延長は不可欠な改善であるが、それのみでは不十分であり、事業内容、収支状況、当該施設の指定管理者になることのメリット及びリスクの判断材料となるべき情報、応募の手續等について常にホームページ等で閲覧できるようにしておき、常時次回の募集に備えた検討・準備ができる状態にしておくことが望ましい。

委託期間が延長されたが、新たな応募はなかった。したがって、委託期間の延長は新たな応募者誘因のきっかけとまではならなかった。もっとも、甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、延長は重要な改善であるが、それのみでは不十分であり、むしろ5年で足りるのかまで検討すべきである。

収支状況に関しては、特に問題はない。管理代行料も適切である。

15 牧野植物園

(1) 施設の内容、業務内容、業務内容

指定管理者名	公益財団法人高知県牧野記念財団	指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日
施設所在地	高知市五台山4200-6		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・植物園の設置の目的※を達成するための事業の企画及び運営に関する業務 ・植物園の利用の許可、撮影の許可、許可の取消し等に関する業務 ・植物園の利用料金の収受、減免、還付その他の利用料金の徴収に関する業務 ・植物園の施設、設備等の維持管理に関する業務 <p>※『牧野富太郎博士の偉業を顕彰し、植物研究を通じて、教育文化の向上及び産業振興に寄与するとともに、土佐寒蘭の保護及び知識の普及を図り、県民に対し、憩いの場を提供する』 (高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例第1条)</p>		
施設内容	<p>○ 面積、施設・設備名、定員、開館時間、休館日、主な料金など</p> <p><植物園面積> 約18.2ha (うち6haを利用に供用)、駐車場(普通車など195台、バスなど8台)</p> <p><主要施設> 牧野富太郎記念館(本館、展示館)、回廊、温室、資源植物研究センター、土佐寒蘭センター、長江圃場、レストラン、ショップ、カフェなど</p> <p><開園時間> 午前9時～午後5時 <休園日> 12月27日～1月1日</p> <p><主な料金> 入園料/一般720円(高校生以下無料)、団体620円(20名以上)、年間入園券2,880円、高知県長寿手帳保持者等は無料 施設利用料(1時間当たり) / 映像ホール1,440～1,850円、アトリエ実習室510～620円など 撮影料/業として行う写真の撮影: 撮影者1人当たり日額1,840円、業として行う映画の撮影: 撮影機1台当たり1時間3,700円</p>		
職員体制	常勤職員: 12人 契約職員: 31人 合計: 43人		

職員数は、平成26年4月1現在

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法: 1期は公募。2期は直指定に変更。

イ 指定期間及び応募者数

(ア) 1期: 平成18年4月1日から5年間: 2者

(イ) 2期: 平成23年4月1日から5年間: 直指定

ウ 選定された指定管理者

指定管理導入前の委託先である財団法人高知県牧野記念財団(平成24年度から公益財団法人に移行)が指定管理者に選ばれた。

(3) 収支及び利用の状況

牧野植物園	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20	H21	H22	H23 2期→	H24	H25
管理代行料	千円	276,192	253,836	255,348	256,359	256,433	240,016	285,652	325,906	325,884
(導入前比)	%	(県負担額↑)	-8%	-8%	-7%	-7%	-13%	3%	18%	18%
利用料等収入	千円	33,224	39,573	38,305	79,489	50,366	94,419	80,837	71,206	62,787
(導入前比)	%	(歳入↑)	19%	15%	139%	52%	184%	143%	114%	89%
支出	千円	278,239	285,283	285,970	327,474	305,282	332,286	367,224	397,169	388,671
(導入前比)	%	(歳出↑)	3%	3%	18%	10%	19%	32%	43%	40%
収支差額	千円	31,177	8,126	7,683	8,374	1,517	2,149	▲735	▲57	0
利用者数	人	118,957	128,331	121,215	208,520	129,248	199,190	183,913	171,400	146,019
(導入前比)	%		8%	2%	75%	9%	67%	55%	44%	23%
業務総合評価			A	A	A	A	A	A	A	A

指定管理者の収入は、管理代行料及び入園料等の収入の合計額である。利用料等収入は全て指定管理者の収入とされ県に納める必要はない。

入場者数増加の理由として、平成20年度は五台山花絵巻開催、平成22年度は新温室完成の影響が大きい。

(4) 指定管理者制度導入後の業務の状況

1期目の公募には2者の応募があり、従前の委託先が指定管理者に選定された。委託期間更新に当たり指定管理者の選定方法を再検討した結果、2期目の募集に際して直指定に変更された。本施設は植物観賞をしながら憩える県民の公園としてのみならず研究・教育普及施設としての側面もあるため、本施設の指定管理者には、高度な専門性を有し、地域に密着して長期的に運営が行える団体であることが必要であり、現指定管理者の他に担えるものがないと判断されたためである。

指定管理導入1年前の平成17年4月より従来の月曜休園を廃止し、休園は年末年始のみとした。利用者数は、五台山花絵巻が開催された平成20年にピークとなり、以後減ってはいるものの、指定管理者制度導入前との比較では大幅な増加となっている。

管理代行料すなわち行政コストは、平成23～24年度には10パーセント超の増加になっている。この増加の大部分は薬用研究事業の費用である。

指定期間は、1期、2期とも5年間である。

指定管理者の収益にあたる収支差額については、2期に赤字が見られる。

(5) 監査の結果及び意見

指定管理者の選定方法については、2期目に直指定に変更された。しかし、指定管理者制度は公募が原則である。確かに専門の担当者や専門知識を持つ管理職が必要なことは理解できるが、指定管理者自体を固定する必要があるかどうかは検討の余地がある。本施設の管理運営状況に問題は見当たらないため、直指定であることが即問題になることはない。しかし、県外の植物園の指定管理者など、専門性を持ちながら、今の牧野植物園にはない新しい発想を持つ事業者も存在する可能性があり、今後も公募の可能性について再考することは必要と思われる。

指定管理者は順調に利用者を増やしており、本施設への指定管理者制度の導入は住民サービス向上につながっていると評価できる。もっとも利用者数増加の理由は、大河ドラマ、隣接する竹林寺の事業の影響、県の産業振興計画の一環としての観光誘致など指定管理者以外の努力による県外観光客全体の増加に伴う部分も大きいと考えられる。高知県の産業振興という側面から見ればそれこそが大きな成功と言えるが、今回は指定管理制度導入が県民の利用増加＝住民サービス向上につながったかどうかという視点から検討した。県内の利用者と県外からの観光客を正確に区別して継続的に取られたデータはなかったため、県内客の利用が大半であると思われる小学生・中学生・高校生の入園者数及び年間パスポート（購入時から1年間何度でも入園できる入園券）の発行部数を参考にした。その結果、高校生以下の入園者数、年間パスポート発行部数ともに全体の入園者数に比例して、指定管理者制度導入前との比較で増加していることが分かった。したがって、本施設への指定管理者制度導入は、県外観光客を増やしただけでなく、住民に対するサービス向上にも役立っていると評価できる。本施設が平成27年1月24日付の日本経済新聞「NIKKEI

プラス1」の「真冬もぼかぼか 温室のある植物園」ランキングで全国第3位に選ばれたことなども指定管理者の管理運営上の努力やホームページ等を通じた様々な情報発信の成果と言えよう。

甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、管理代行料の増減は、効率的な施設の管理運営がなされているかを測る重要な指標と言える。本施設においては指定管理者制度導入前と比較すると平成23年以降管理代行料は増加しているが利用者数が増加していることからすれば実質的に見ればコストアップとまでは言えない。

しかし、収支赤字には関心を払うべきである。本施設の予算規模からすれば大きな赤字とは言えないものの、赤字が続けば事業としての継続性に問題が生じ得るのであるから、県は指定管理者に対しあらかじめ契約した金額で管理代行料を支払えばそれで済むという意識では不十分である。モニタリング等を通じて、年度ごとの指定管理者側の収支に意識を払い、赤字の原因を分析し、県と指定管理者双方において収支状況を改善する努力をすべきである。

16 月見山こどもの森

(1) 施設の内容、業務内容

指定管理者名	情報交流館ネットワーク	指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
施設所在地	香南市香我美町岸本、香南市夜須町坪井(管理事務所:香南市香我美町岸本1269-7)		
事業内容	1. 月見山こどもの森における行為及び利用の許可等、行為及び利用の許可の取消し等その他の許可に関すること 2. 月見山こどもの森の施設、設備等の維持管理に関すること 3. 月見山こどもの森の設置目的等を達成するための活用事業の企画及び運営に関すること ※設置目的:「自然の中での野外活動を通じ、児童、生徒等の健全な心身の育成を図るため」(高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例第1条) 4. 月見山こどもの森の利用促進に関すること <主な利用目的等> ①アスレチック、展望台、ツリーハウス、すべり山、桜等の花見、自然を楽しむ ②アスレチック等の遊びの指導及びクラフトの指導 ③木工教室、クラフト教室等のイベントの実施 ④「出前森林教室」を学校等へ出向き実施		
施設内容	<概要>郷土の雄大な自然の中で、子どもたちが自由に遊んだり、ふだん学校や家庭で得ることのできないものを体験し、たくましく、心豊かに育つことを願い、昭和54年の国際児童年を記念して、月見山に、昭和55年10月に開設された。 <敷地面積>約20.8ha <主なゾーン>史跡の森・つどいの森・花木の森・わんぱくの森・自然の森 <主要建物等>こどもの森ハウス(管理事務所)、駐車場3ヶ所 約150台、展望休憩所、休憩所、炊事棟、便所5棟 <主な施設・設備>アスレチックコース(木製遊具)、ツリーハウス(3基)、グリーンアドベンチャーコース(40種類の樹木名の看板)、すべり山、キャンプ場(芝生1,500㎡・テントサイトのみ)、木製すべり台(長さ18m)、展望台、ミニ88ヶ所巡りコース <開園時間>午前8時30分～午後5時15分 <休園日>12月29日～1月3日 <利用料金>無料 <キャンプ場利用料金>無料 <ハウス使用料>無料 <イベント参加料金>材料代(実費額相当)を徴収する場合がある		
職員体制	常勤職員:2人(但し、イベント開催時等には、人員体制を確保するため臨時職員を雇用。)		

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法:公募

イ 指定期間及び応募者数

(ア) 1期:平成18年8月1日から2年8月:3者

(イ) 2期:平成21年4月1日から3年間:2者

(ウ) 3期:平成24年4月1日から3年間:2者

(エ) 4期:平成27年4月1日から3年間:1者

ウ 選定された指定管理者

指定管理導入前の委託先は社団法人高知県森と緑の会。導入後の指定管理者は1～4期とも情報交流館ネットワークである(森林研修センター(情報交流館)の指定管理者でもある)。

(3) 収支及び利用の状況

月見山 こどもの森	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24 3期→	H25
管理代行料	千円	8,272	5,007	7,381	7,382	7,254	7,262	7,281	7,294	7,260
(導入前比)	%	(県負担額)	-39%	-11%	-11%	-12%	-12%	-12%	-12%	-12%
利用料等収入	千円	-4,136	187	362	368	346	494	543	309	334
		(歳入)								
支出	千円	4,136	4,767	7,262	7,643	7,405	7,669	7,674	7,462	7,416
(導入前比)	%	(歳出)	15%	76%	85%	79%	85%	86%	80%	79%
収支差額	千円	0	427	481	107	195	87	150	141	178
利用者数	人	23,136	27,146	28,930	30,376	29,936	30,478	28,294	21,880	17,103
(導入前比)	%		17%	25%	31%	29%	32%	22%	-5%	-26%
業務総合評価			A	A	A	A	A	A	B	A

*平成18年度は8月1日からの8か月分のみ

*指定管理導入前の利用料等収入欄の-4,136千円は香南市からの受託事業収入4,136千円が県に入ったことを表している

*平成18年以降の管理代行料には香南市からの受託事業収入を含む(H18～20は3,557千円、H21～25は3,558千円)

(4) 指定管理者制度導入後の業務の状況

1期目の公募には3者の応募があり、従来の委託先に代わって新たな指定管理者が選ばれた。その後も2期、3期は現指定管理者以外の応募があったが、4期目に至り現指定管理者の応募のみとなった。

施設の利用者数は指定管理者制度導入前に比べて増加傾向にあったが、平成24年度以降減少に転じた。

管理代行料すなわち行政コストについては、指定管理者制度導入後継続して10パーセント以上の削減となっている。

4期目の募集に当たり、募集期間が30日間から41日間に延長された。しかし、新規応募には結びつかなかった。

指定管理者の収益にあたる収支差額については、高額とは言えないまでも黒字を保っている。

(5) 監査の結果及び意見

甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、競争原理の観点から、初めての公募に3者を集めたことは成功と言える。2期、4期とも現指定管理者以外の応募者があり一定程度の競争原理は働いた。4期目に新規応募者がなかったことから、今後の対策が必要である。

指定管理者は順調に利用者を増やしてきた。3期目以降の減少は遊具の修繕や新設のため大幅に利用が制限されたことが原因と思われるため、全面開放される平成27年度からは再び増加が期待できる。したがって、本施設への指定管理者制度の導入は住民サービス向上につながっていると評価できる。

甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、管理代行料の増減は、効率的な施設の管理運営がなされているかを測る重要な指標と言え、本施設における行政コスト削減効果は十分である。支出を削減しながら利用者数も伸びており、住民サービスを犠牲にしていることが分かる。

4期目の募集に当たり募集期間が延長されたが、新たな応募はなかった。甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、延長は不可欠な改善であるが、それのみでは不十分であり、事業内容、収支状況、当該施設の指定管理者になることのメリット及びリスクの判断材料となるべき情報、応募の手続等について常にホームページ等で閲覧できるようにしておき、常時次回の募集に備えた検討・準備ができる状態にしておくことが望ましい。

収支状況に関しては、特に問題はない。指定管理者に大幅な利益は発生していないが、現指定管理者は本施設の管理運営を通じて、児童生徒等に自然の中で豊かな経験をさせることに意義を見出し、収益性は特に問題にはなっていない。同様の理由からキャンプ場利用や各種教室参加費など自主事業での手数料収

入は考えていない（実費は徴収）が、本施設の設置目的からすれば妥当である。

17 宇佐漁港

(1) 施設の概要

指定管理者名	高知県漁業協同組合	指定期間	平成25年 4月 1日～平成28年 3月31日
施設所在地	土佐市宇佐町宇佐及び須崎市浦ノ内下中山(宇佐漁港区域内)		
事業内容	1 施設の利用の許可に関する業務 利用許可、既許可事項の変更許可、許可に関する条件附加、許可の取消し、申請指導等 2 利用料金の収受に関する業務 利用料金の徴収、利用料金の制定、利用料金の減免及び還付 3 施設の維持管理に関する業務 施設の定期的な巡視点検、損傷箇所の修繕又は応急対応、施設周辺の清掃美化等 4 施設の運営管理に関する業務 船舶係留場所の配置選定、陸上保管施設の開閉時間等の調整等 5 県、関係機関、地元漁業者との連絡、調整 放置船の確認、県及び関係機関への連絡、利用者からの苦情処理等		
施設内容	1 施設区分 (1)水域係留施設…施設所在地区名・施設数・係留可能隻数 橋田(2施設55隻)、新町(5施設115隻)、福島(2施設52隻)、塩浜(6施設21隻)、 灘(11施設124隻)、井尻(2施設49隻)、竜(1施設2隻)、萩浜(2施設30隻)、 宇津賀(2施設9隻)、堂ノ浦(1施設10隻)、入戸(1施設8隻)、白鷺(1施設4隻) 計12地区、36施設、479隻 (2)陸上保管施設…施設所在地区名・施設数・保管可能隻数 橋田(1施設100隻) 2 利用料金区分…月額 (1)水域係留施設 ①係船環A(21施設) 船長6m未満…2,725円 船長6m以上…3,325円 ②係船環B(8施設) 船長6m未満…1,725円 船長6m以上…2,125円 ③係船環C(5施設) 船長6m未満… 500円 船長6m以上… 600円 ④浮き桟橋(2施設) 船長6m未満…3,725円 船長6m以上…4,325円 (2)陸上保管施設 ①船舶保管施設(1施設)…1隻の船長1フィートあたり…510円 ※当該利用料金額に消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。 1月未満及び1フィート未満の端数については、1月及び1フィートとして計算する。		
職員体制	常勤職員： 7 人 非常勤職員： 人 合計： 7 人		

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法：1期より公募

イ 指定期間及び応募者数

(ア) 1期 平成22年4月1日から3年間 1者

(イ) 2期 平成25年4月1日から3年間 1者

ウ 選定された指定管理者

1期より高知県漁業協同組合

(3) 収支の状況・利用状況

宇佐漁港	単位	指定管理 導入前	H18	H19	H20	H21	H22 1期→	H23	H24	H25 2期→
管理代行料	千円	-2,951					-3,500	-3,500	-3,500	-3,200
(導入前比)	%	(県負担額↑)					19%	19%	19%	8%
利用料等収入	千円	14,625					21,247	20,960	21,060	20,074
(導入前比)	%	(歳入↑)					45%	43%	44%	37%
支出	千円	11,674					18,176	17,854	17,359	15,805
(導入前比)	%	(歳出↑)					56%	53%	49%	35%
収支差額	千円	0					▲429	▲394	201	1,069
利用者数	人	419					452	439	449	430
(導入前比)	%						29%	5%	7%	3%
業務総合評価							B	B	B	B

(4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関する監査結果及び意見

指定管理者制度導入前と比較して利用者数は微増傾向にあり、これは評価に値する。

宇佐漁港においては利用料等収入が支出を上回っており、剰余金が発生している。そのため、管理代行料を県が指定管理者に支払うのではなく、県が剰余金を受領することとなる。県が受領する剰余金は指定管理導入前に比べて増加しており、行政コストの削減という点から評価に値する。

指定管理者は公募によって募集している。1期、2期ともに応募者数は1者である。当該施設は十分な収益を見込むことができる施設であることから更なる企画競争によって利活用が図られるべきである。応募者数を増加させる取組が必要である。

例えば、委託期間は3年とされてきたが、今後は5年と変更することも検討されるべきである。また、事業内容はプレジャーボートの係留施設及び保管施設の管理に限定されており、あえて県内事業者に限定する理由はない。県外事業者の参入も広く認め、県内事業者の事業改善意欲を高めることが指定管理者制度の趣旨に照らして望ましい。県内事業者要件については撤廃若しくは緩和すべきである。

県への納入額は指定管理者制度導入以前に比して、着実に増加しており、評価に値する。利用料金による収入から県への納付額と経費の適正

支出額を控除した剰余金が生じたときは指定管理者に帰属するのが原則とされていることも指定管理者の経済的動機付けの観点から妥当である。

もつとも、状況に照らして剰余金が「過大」であるときは県との協議により県への納付額又はその他の目的に充てるべき額を定めるとされており、「過大」性の判断次第では経済的動機付けを阻害することとなりかねず、慎重な配慮が求められる。

審査委員会の設置についても宇佐漁港プレジャーボート等保管施設指定管理者候補者選定委員会設置要綱に基づいて設置されており、かかる規定が設けられている点で評価できる。

しかしながら、まず、第4条第1項において「委員の評点の合計が最も高い申請者を候補者として選定する」とあるが、評点の下限を設けるべきであると思われる。

宇佐漁港プレジャーボート等保管施設指定管理者候補者選定委員会審査要領によれば、業務を安定して行う能力の審査項目において、申請者の有する経験・実績が問われており、「宇佐漁港全般にかかる各種業務の実績」という視点が設定されている。

しかしながら、かかる「実績」を有する団体は極めて限定されることとなってしまう、事実上の参入障壁となってしまう。また、県内事業者という要件を課してしまえば、応募者としての適格性を有する団体は極めて限定されることとなってしまう。応募者が低調なままであることは自然なことである。

「実績」を重視すること自体の合理性は評価できるものの、そうであるならば、企画競争をとおしたサービス向上を図るべく、先に述べたとおり県内事業者要件を緩和若しくは撤廃すべきである。

18 池公園

(1) 施設の概要、業務内容

指定管理者名	株式会社双葉造園	指定期間	平成25年4月1日～平成27年3月31日
施設所在地	高知県高知市池 2311-1,2328-2,2425-1,2435,2440-1		
事業内容	1. 植栽の維持管理 ・高中低木の維持管理 ・芝生の維持管理 ・裸地及び花壇の維持管理 ・施肥 ・防除 2. 公園施設、設備の維持管理及び清掃等 ・公園の施設、設備の維持管理 ・園内の維持管理清掃 3. 公園行為の許可 ・公園の行為の許可(年間) 4. テニスコートの管理運営 ・テニスコートの管理運営(年間)		
施設内容	【公園全体】 面積:約3.5ha 【テニスコート】 面積:2面 利用時間:8:00～18:00 休所日:年中無休 料金:高校生以下350円/時間、その他の者500円/時間		
職員体制	株式会社双葉造園の職員体制の中で対応しているため、専任の常勤職員・非常勤職員での対応を行っている。		

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法：公募

イ 指定期間及び応募者数

- (ア) 1期：平成17年4月1日から1年間：9者
- (イ) 2期：平成18年4月1日から3年間：3者
- (ウ) 3期：平成21年4月1日から3年間：1者
- (エ) 4期：平成24年4月1日から1年間：2者
- (オ) 5期：平成25年4月1日から3年間：2者

ウ 選定された指定管理者

平成17年度から平成24年度までは平成緑化建設株式会社、平成25年度からは株式会社双葉造園が選定されている。なお、4期は任期半ばの1年間で新たに指定管理者が変更されたのは、平成緑化建設株式会社からの辞退申し入れがあったことによる。

(3) 収支の状況、利用状況

池公園	単位	指定管理 導入前	H17 第1期→	H18 第2期→	H19	H20	H21 第3期→	H22	H23	H24 第4期→	H25 第5期→
管理代行料	千円	7,389	4,470	5,800	5,350	6,450	5,300	5,400	6,100	5,500	5,700
(導入前比)	%	(県負担額1)		-22%	-28%	-13%	-28%	-27%	-17%	-26%	-23%
利用料等収入	千円	0	688	897	841	815	1,012	1,269	1,565	1,796	2,178
		(歳入1)									
支出	千円	7,389	5,707	6,722	6,770	7,401	7,987	7,007	7,665	7,296	7,878
(導入前比)	%	(歳出1)		-9%	-8%	0%	8%	-5%	4%	-1%	7%
収支差額	千円	0	▲549	▲25	▲579	▲136	▲1,675	▲338	0	0	0
利用者数	人	0	2,754	2,983	2,864	2,628	3,208	2,476	3,011	4,626	4,624
(導入前比)	%		-1%	-1%	-1%	-1%	-1%	-1%	-1%	-1%	-1%
業務総合評価				B	B	B	B	B	B	B	B

指定管理者の収入は、管理代行料とテニスコート利用料、自動販売機売上等の収入を合わせたものであり（利用料等収入は全て指定管理者の収入とされ県に納める必要はない）、平成17年度から平成22年度までの間は指定管理者の支出が収入を上回り、赤字決算となっており、平成23年度からは収支がプラスマイナス0となっているのは、実際は赤字決算であるものの、指定管理者が自身で赤字を補填した結果にすぎないということであった。

(4) 指定管理者制度導入後の業務の状況

当該施設自体は、新設と同時に指定管理者制度が導入されたものである為、住民サービス向上、経費の削減の観点からの比較はできない。

もともと、毎年多少の増減はあるものの、指定管理者制度導入直後の平成17年度は688千円であった利用料等収入が平成25年度は2,178千円になるなど大幅な増加傾向にあり、利用者数も概ね増加している。これは、平成21年度より当該施設内で毎週土曜日に開催されている高知オーガニックマーケット（主催：高知オーガニックマーケット出店者組合）の影響もあるものと思われるが、ひとえに指定管理者の自助努力と評価してよいであろう。

(5) 監査の結果及び意見

公募期間については、これまでの5期のうち、3期以外は全て複数業者からの応募がなされていることからして、問題はないものと言える。

また、委託期間も委託業務の内容が高い専門性を有するものではない以上、同様である。

予算設定の適正性については、前述のとおり、指定管理者制度導入後、利用料等収入が増加しているにもかかわらず赤字決算が継続している状況下において、管理代行料にはかかる経過が全く反映されておらず（2期から3期は3年度分の管理代行料が減額される事態が生じている）、予算設定の適正性には疑問符をつけざるを得ない。いかに経費の削減が指定管理者制度の一つの目的であるとしても、指定管理者の負担の元に成し遂げられた経費の削減には意味がなく、応募を希望する民間事業者がなくなれば本末転倒の結果となりかねないことには留意すべきである。当該施設ではテニスコートについては、午前8時から午後6時まで年中無休で利用できる体制を維持するなどしているが、赤字経営慢性化によって、このような住民サービスも提供できない事態も容易に想定されうるのである。

なお、公園下水道課によれば、かかる状況に対処するべく6期からは予算の増額を検討しているとのことである。

19 室戸広域公園

(1) 施設の概要、業務内容

指 定 管 理 者 名	株式会社 双葉造園	指 定 期 間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
施 設 所 在 地	高知県室戸市領家800		
事 業 内 容	1. 施設の運営に関する業務 (1) 施設等の利用に関する業務 (2) 施設等の利用料金の徴収 2. 施設等の維持管理に関する業務 (1) 運動施設管理業務 (2) 植栽管理業務 (3) 施設等保守管理業務 (4) 清掃業務 (5) 警備業務 3. 公園全般に係るその他の業務 (1) 公園の利用案内 (2) 利用促進のための企画等の実施 (3) 周辺市町村・団体等との協力、連携 (4) 県民やボランティア等との協働事業の推進 (5) 公園に関する情報の提供 (6) 公園に関する要望及び苦情の処理 (7) 緊急対応体制の確立 4. 物品の管理		
施 設 内 容	【公園全体】 面積(供用開始): 74.4ha 【野球場】 センター122m 両翼100m 内野1,827人収容・外野7,285人収容 (高校生以下6,890円/日、その他の者13,800円/日)、スコアボード(270円/時)、シャワー(1回100円) 【運動広場】 野球1面、少年野球2面、ソフトボール2面、サッカー1面、外野芝席2,550人収容 (高校生以下2,280円/日、その他の者4,550円/日) 【雨天練習場】 雨天時の野球練習、ティーバッティング (高校生以下820円/日、その他の者1,650円/日) 【屋根付多目的広場】 (高校生以下2,700円/日、その他の者5,400円/日) 【遊戯施設】 フィットネス広場、スケートパーク広場、アスレチック広場、ちびっ子広場、ふれあい広場、花見広場 開園時間: 8:30～17:00 休園日: 12月29日～1月3日		
職 員 体 制	双葉造園の社員3名が施設の管理に当たり、所長を除く社員2名と、清掃業務、夏期の施設(2名のローテーション)については室戸市在住者を雇用し、企画経理スタッフとして本社から社員3名がサポートしている。		

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法：公募

イ 指定期間及び応募者数

(ア) 1期：平成18年4月1日から3年間：4者

- (イ) 2期：平成21年4月1日から3年間：2者
- (ウ) 3期：平成24年4月1日から3年間：2者
- (エ) 4期：平成27年4月1日から5年間：2者

ウ 選定された指定管理者

平成18年から、4期連続で株式会社双葉造園が選定されている。

なお、3期の募集に株式会社双葉造園とともに応募したのは、指定管理者制度導入以前の業務委託先であった室戸市であった。

(3) 収支の状況、利用状況

室戸広域公園	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24 3期→	H25
管理代行料	千円	13,147	13,785	13,711	13,565	14,090	14,221	14,569	14,991	15,276
(導入前比)	%	(県負担額1)	5%	4%	3%	7%	8%	11%	14%	16%
利用者等収入	千円	1,858	1,905	3,735	3,975	3,310	3,167	3,031	2,551	3,117
(導入前比)	%	(歳入1)	3%	101%	114%	78%	70%	63%	37%	68%
支出	千円	15,005	16,413	17,446	17,540	17,540	17,388	17,600	18,088	18,979
(導入前比)	%	(歳出1)	9%	16%	17%	17%	16%	17%	21%	26%
収支差額	千円	0	▲723	0	0	▲140	0	0	▲546	▲586
利用者数	人	14,946	17,957	16,918	18,283	17,200	18,796	24,038	24,410	21,825
(導入前比)	%		20%	13%	22%	15%	26%	61%	63%	46%
業務総合評価			B	B	B	B	B	B	B	B

指定管理者の収入は、管理代行料に野球場、運動広場、雨天練習場、屋根付多目的広場等の利用者等の収入を合わせたものであり（利用者等収入は全て指定管理者の収入とされ県に納める必要はない）、平成18年度、平成21年度、平成24年度、平成25年度は指定管理者の支出が収入を上回る赤字決算となっている。

他方で、指定管理者制度導入後は、利用者数、利用者等収入も増加している。

(4) 指定管理者制度導入後の業務の状況

当該施設は、山林を造成して建設したものであり、草刈り等の作業量は年々増加しており、指定管理者制度導入以前の県負担額と指定管理料との単純比較で行政コスト削減効果を検討することはできない模様である。

指定管理者は、植栽、草刈り等広範な公園区画を年間を通して計画的に実施しているということであるが、技術を要する作業は指定管理者である双葉造園

の本社職員が業務委託を行い、行政コスト削減効果を実現できているとのことであった。

韓国中学生野球チームを誘致するなど観光部門とも連携した合宿誘致を行うことにより、指定管理者制度導入後は、利用者数、利用者等収入も増加傾向にある。また、そのことが県立室戸体育館、国立室戸青少年自然の家の利用にもつながり、地域振興への相乗効果ももたらしている。

(5) 監査の結果及び意見

公募期間については、これまでの3期は、全て複数業者からの応募がなされていることからして、問題はないものと言える。

また、委託期間は、合宿対応の継続性を考慮し、平成27年度より5年間に延長されているが、妥当な措置と見られる。

指定管理者制度導入後、利用者等収入が増加しているにもかかわらず赤字決算の年度が散見される中、前述のとおり、草刈り等の作業経費が増大している状況下においては、予算設定の適正性には疑問符を付けざるを得ない。指定管理者の負担の元に成し遂げられた行政コストの削減には意味がないことは、池公園で述べたことと同様である。

20 のいち動物公園

(1) 施設の概要、業務内容

指 定 管 理 者 名	公益財団法人高知県のいち動物公園協会	指 定 期 間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
施 設 所 在 地	高知県香南市野市町大谷738		
事 業 内 容	1. 公園の利用許可及び利用料金の徴収 2. 公園の施設及び物品の維持管理 3. 公園の設置目的を達成するための企画及び実施 4. 動物の飼育と展示 5. 種の保存、自然保護、調査研究 6. 県民やボランティア等との協働事業の推進 7. 公園に関する要望及び苦情の処理 8. 緊急対応体制の確立 9. 清掃及び植栽管理 10. 警備業務		
施 設 内 容	【公園全体】 面積：19.9ha 開館時間：9:30～17:00 休園日：月曜日、12月27日～1月1日 入園料：大人450円（年間1,500円）高校生以下無料		
職 員 体 制	正職員：25名、嘱託員：7名、契約職員：7名 合計：39名		

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法：直指定

イ 指定期間

(ア) 1期：平成18年4月1日より3年間

(イ) 2期：平成21年4月1日から5年間

(ウ) 3期：平成26年4月1日から5年間

ウ 選定された指定管理者

1期より3期連続で公益財団法人高知県のいち動物公園協会が選定されている。

なお、指定管理者制度導入以前より、財団法人高知県のいち動物公園協会が委託されており、実質的には管理業者に変更はない状況にある。

(3) 収支の状況、利用状況

のいち動物公園	単位	指定管理 導入前	H18 1期	H19	H20	H21 2期	H22	H23	H24 3期	H25
管理代行料	千円	329,060	324,140	329,201	324,522	327,863	329,454	331,599	334,535	336,252
(導入前比)	%	(県負担額1)	-1%	0%	-1%	0%	0%	1%	2%	2%
利用料等収入	千円	34,664	30,478	26,309	24,243	25,839	25,168	24,368	23,678	24,013
		(歳入1)								
支出	千円	363,724	354,619	355,509	348,765	353,702	354,166	355,967	364,795	363,258
(導入前比)	%	(歳出1)	-3%	-2%	-4%	-3%	-3%	-2%	0%	0%
収支差額	千円	0	▲1	1	0	0	456	0	▲6,582	▲2,993
利用者数	人	169,079	151,565	145,054	131,420	145,950	143,978	149,823	150,814	154,105
(導入前比)	%		-10%	-14%	-22%	-14%	-15%	-11%	-11%	-9%
業務総合評価			B	B	B	B	B	B	A	B

指定管理者の収入は、指定管理料に加えて、施設利用料等収入の合計額であるが、公益財団法人高知県のいち動物公園協会が県の外郭団体であるため、黒字が出た場合には黒字分を県に納付することとなっている。

指定管理者制度導入以前の県負担額と指定管理料はほぼ横ばいであるが、年度ごとに増減する動物を飼育する業務である以上、単純な数字の比較で経費節減効果を判断することはできないものと思われる。実際、平成24年度、25年度は赤字決算となっており、指定管理者にとっては厳しい経営を迫られている。

もっとも、指定管理者制度導入以前と比較すると、利用料等収入、利用者数も減少傾向にあることは否めない状況にある。

(4) 指定管理者制度導入後の業務の状況

当該施設は、入園料も安く（大人460円、高校生以下無料）、平成3年に開園した当時から、顧客のターゲットは子供と付き添ってくる両親等であったが、高知県では出生率や子育て世代の減少に伴い、利用者数、利用料等収入は減少傾向にある。

当該施設では、かかる状況を打開するために、「お正月イベント」「動物たちに恵方巻のプレゼント」「のいちのハッピーバレンタイン」「チリメンモンスターを探そう!」「フェイスペインティング」「カブトムシ教室」「ダンちゃんマキコちゃんパレード」「写真コンテスト」「七夕イベント」「サマースクール」「切り絵作家酒井敦美さんによる光の動物園」「夜の動物園のいち de ナイト」「夏休み特別教室～自由研究のたすけ」「(動物の)赤ちゃんの命名式」「のいち de Zoo 婚」等様々なイベントを毎月開催しているが、利用者数増加には苦戦をしている状況にある。

(5) 監査の結果及び意見

当該施設は、2期目より委託期間を3年間から5年間に延長した。理由としては、高い専門性を必要とする業務であり、県内には管理を委ねられるにふさわしい業者は見受けられないことが挙げられている。

確かに、動物園の維持管理は高い専門性を有することは否めないが、当該施設は平成24年度には650万円を超える赤字決算となり、平成25年度も300万円弱の赤字決算となっており、いずれも指定管理者が自己資金を投入することで経営を継続している。

しかしながら、資金的な行き詰まりによって、思い切ったイベント開催や県の観光の目玉になるような動物の購入資金投入も益々困難となり（なお、動物購入は指定管理者の業務であるが、多額の費用を要する動物は協議の上購入するものとし、多くの場合は県が購入することとなっているようである。）、魅力ある動物園の運営は実現し難しく、住民サービスの向上など到底望むことはできなくなる。

慢性的な赤字経営ということになるのであれば、予算設定の適性という観点からも指定管理料の見直しを図り、魅力ある動物園を県内外に発信し、広く県内外からの利用者呼び込めるような施設を目指すべきであるし、場合によっては高知県における指定管理者運用指針を見直し、ノウハウを持つ県外業者からの参入を可能とする運用（ただし、動物は飼育員になつく以上は現地スタッフの雇用はそのまま継続してくれるような業者に限定されることとなる）も検討しなければならないものと思われる。

21 春野総合運動公園

(1) 施設の概要、業務内容

指定管理者名	財団法人 高知県スポーツ振興財団	指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
施設所在地	高知市春野町芳原		
事業内容	1. 施設の運営に関する業務 ・施設及び設備の利用に関する業務 ・施設等の利用料金の徴収等 2. 施設等の維持管理に関する業務 ・運動施設管理業務 ・植栽管理業務 ・施設等保守管理業務 ・清掃業務 ・警備業務 3. 公園全般に係るその他の業務 ・利用案内、関係機関等との連携・協力、要望・苦情処理、緊急事態の対応		
施設内容	公園面積59.7ha、供用日：1月4日から12月28日、供用時間：8:30～17:00 運動施設(野球場：20,900㎡・収容人員16,000人、陸上競技場：400mトラック・収容人員25,000人等) 遊戯施設(ちびっこ広場、散策道、展望台) 便益施設(管理事務所、駐車場、トイレ、シャワー) その他の施設(宿泊施設、飲食店、売店)		
職員体制	職員：2人 定期職員：26人 短期職員：11人 合計：39人		

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法：公募

イ 指定期間及び応募者数

(ア) 1期：平成18年4月1日から3年間：6者

(イ) 2期：平成21年4月1日から5年間：1者

(ウ) 3期：平成26年4月1日から5年間：2者

ウ 選定された指定管理者

公益財団法人高知県スポーツ振興財団であった。

なお、1期目に6者競合の上、選定されたくろしお通信・須工ときわグループは2期には応募をせず、2期より2期連続で公益財団法人高知県スポーツ振興財団が選定されている。

(3) 収支の状況、利用状況

春野総合運動公園	単位	指定管理導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24 3期→	H25
管理代行料	千円	183,664	183,004	185,079	192,198	198,403	198,403	198,003	198,403	198,203
(導入前比)	%	(県負担額1)	0%	1%	5%	8%	8%	8%	8%	8%
利用料等収入	千円	68,625	77,136	66,356	73,456	67,954	67,532	73,519	69,415	79,822
(導入前比)	%	(歳入1)	12%	-3%	7%	-1%	-2%	7%	1%	16%
支出	千円	252,289	273,027	266,685	264,146	264,146	265,399	270,517	266,982	285,527
(導入前比)	%	(歳出1)	8%	6%	5%	5%	5%	7%	6%	13%
収支差額	千円	0	▲12,887	▲15,250	1,508	2,211	536	1,005	836	▲7,502
利用者数	人	430,260	496,232	439,170	426,501	445,016	427,741	444,709	461,726	532,281
(導入前比)	%		15%	2%	-1%	3%	-1%	3%	7%	24%
業務総合評価			B	B	B	B	A	A	A	B

指定管理者の収入は、管理代行料に野球場、テニス場、陸上競技場、ソフトボール場、球技場、水泳場、屋内運動場、体育館、相撲場、射撃場等の利用料等の収入を合わせたものである(利用料等収入は全て指定管理者の収入とされ県に納める必要はないが、赤字部分は指定管理者が負担する必要がある)。

指定管理料は若干増加しており、利用者数、利用料等収入には増加傾向にある。

(4) 指定管理者制度導入後の業務の状況

当該施設は、県内最大の施設を伴う運動公園であるが、埼玉西武ライオンズ(プロ野球)、アルビレックス新潟(J1)、徳島ヴォルティス(J1)、カターレ富山(J2)、デンソー(女子ソフトボール)等のキャンプに加え、プロ野球のプレシーズンマッチや、高知龍馬マラソンを開催するなど利用者数の増加に努めている(平成25年度はねりんピックも開催)。

公益財団法人高知県スポーツ振興財団が指定管理者となった2期目以降は、黒字決算を維持してきたが、利用者数が大幅に増加した平成25年度は湯水期の散水量増大に加えて水栓管理の不備が重なり、約700万円の赤字決算となった。しかし、この事故がなければ平成25年度も黒字決算であったものであるから、住民サービスの向上という観点からは高い評価をしていいと思われる。

なお、指定管理者制度導入以前の県負担額に比して指定管理料は若干増しているが、電気料金の値上げ等経費の増加を考慮すれば、行政コスト削減効果を単純な数字の比較で述べる訳にはいかない。

(5) 監査の結果及び意見

公募期間については、1期目の指定管理者が応募を辞退した2期目を除いて複数業者からの応募がなされていることからして、問題はないものと言える。

また、委託期間は、各競技における大会運営や合宿誘致等に継続性及び専門性を要するため、平成21年度から指定期間が5年に延長されているが、妥当な措置と史料される。

前述のとおり、指定管理者制度導入以前の県負担額よりも指定管理料が増加しているものの、支出も同じく増大している状況からすれば、安易に行政コスト削減効果がないという評価はできず、逆に利用者数、利用料等収入を地道に増加させている状況は評価できるものと言える。

22 土佐西南大規模公園(大方・佐賀地区)

(1) 施設の概要、業務内容

指 定 管 理 者 名	特定非営利法人 NPO 砂浜美術館	指 定 期 間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
施 設 所 在 地	高知県幡多郡黒潮町佐賀、入野他		
事 業 内 容	1. 施設の運営に関する業務 (1)施設等の利用に関する業務 (2)施設等の利用料金の徴収 (3)ピオスおおがた情報館の運営 2. 施設等の維持管理に関する業務 (1)施設等保守管理業務 (2)植栽管理業務 (3)清掃業務 (4)運動施設管理業務 (5)営備業務 3. 公園全般に係るその他の業務 (1)公園の利用案内 (2)利用促進のための企画等の実施 (3)周辺市町村・団体等との協力、連携 (4)県民やボランティア等との協働事業の推進 (5)公園に関する情報の提供 (6)公園に関する要望及び苦情の処理 (7)緊急対応体制の確立 4. 物品の管理		
施 設 内 容	<大カ地区> 面積:34.6ha 【体育館】 <アリーナ> 収容:2階観覧席956席 バレーボール6人制3面、バスケットボール2面 利用料:非営利・アマチュア 高校生以下 6,850円/日、その他の者 13,710円/日 <トレーニングルーム> 利用料:高校生以下 70円/日、その他の者 150円/日 【テニスコート】 12面 高校生以下 1面230円/時 その他の者1面470円/時 【球技場】 収容:1,400人 非営利・アマチュア/高校生以下4,950円/日、その他の者9,930円/日 【運動広場】 ソフトボール4面 利用料:アマチュア/高校生以下2,020円/日、その他の者4,050円/日 【陸上競技場】 400m8コース、サッカー1面、ラグビー1面 高校生以下3,900円/日、その他の者7,800円/日 【パークゴルフ場】 コース数 18コース 高校生以下 250円/日、その他の者500円/日、年間10,000円 【遊戯施設】 スケートパーク、ラジコン場、散策広場、キャンプ場(宿泊500円 一時利用250円) 【ふるさと総合センター】 収容:大ホール 500人(12,910円/日) <佐賀地区> 面積:10.5ha 【多目的広場】【スケートパーク広場】【展望広場】 開園時間:8:30～17:00 休園日:火曜日、12月29日～1月3日(キャンプ場は11月～3月は休み)		
職 員 体 制	公園施設担当 5名 情報館担当 5名 植栽・清掃については非常勤で30名程度勤務		

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法:公募

イ 指定期間及び応募者数

- (ア) 1期:平成18年4月1日から3年間:3者
- (イ) 2期:平成21年4月1日から3年間:1者
- (ウ) 3期:平成24年4月1日から3年間:1者
- (エ) 4期:平成27年4月1日から5年間:1者

ウ 選定された指定管理者

1期より3期連続で特定非営利法人NPO砂浜美術館が選定されている。

(3) 収支の状況、利用状況

土佐西南大規模公園(大方・佐賀地区)	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24 3期→	H25
管理代行料	千円	52,102	45,000	44,850	44,700	45,000	44,800	44,600	45,100	45,100
(導入前比)	%	(県負担額1)	-14%	-14%	-14%	-14%	-14%	-14%	-13%	-13%
利用料等収入	千円	6,624	9,497	12,931	11,588	12,398	15,702	15,144	12,915	14,207
(導入前比)	%	(歳入1)	43%	95%	75%	87%	137%	129%	95%	114%
支出	千円	58,726	50,992	57,781	56,288	57,398	60,502	59,744	57,583	57,584
(導入前比)	%	(歳出1)	-13%	-2%	-4%	-2%	3%	2%	-2%	-2%
収支差額	千円	0	3,505	0	0	0	0	0	432	1,723
利用者数	人	60,029	57,691	68,443	87,644	66,401	60,778	68,424	76,097	80,528
(導入前比)	%		-4%	14%	46%	11%	1%	14%	27%	34%
業務総合評価			B	B	B	B	B	B	B	B

指定管理者の収入は、管理代行料に加え、主に大方地区の体育館、テニスコート、球技場、運動広場、陸上競技場、パークゴルフ場、ふるさと総合センター等の利用料等の収入を合わせたものである(利用料等収入は全て指定管理者の収入とされ県に納める必要はないが、赤字部分は指定管理者が負担する必要がある)。佐賀地区については、基本的に施設利用料は無料とされている。

また、指定管理者制度導入以前の県負担額に比べて指定管理料は大幅に減少しており、利用者数、利用料等収入には大幅な増加傾向にある。

(4) 指定管理者制度導入後の業務の状況

上記のとおり、指定管理者制度導入以前の県負担額に比べて指定管理料は大幅に減少しており、経費節減効果が明白に見て取れることに加えて、利用者数、利用料等収入は、利用者数が平成18年度に若干減少した以外は大幅な増加傾向にある。

これは、一般利用者への情報発信として、指定管理者が拠点を置く「ピオスおおがた情報館」においてイベント等の情報を提供するなどした上に、スポーツ合宿の誘致を実現するなどした結果である。

(5) 監査の結果及び意見

委託期間は、3期目までは3年間とされていたが、1期目は3者の応募があ

ったにもかかわらず、2期目より応募者数が1者のみとなり、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めるという指定管理者制度の趣旨は損なわれる結果となっている。

もつとも、既に述べたとおり、経費節減効果、利用者数の増加から垣間見られる住民サービスの向上という観点からは、指定管理者制度導入の成功例と言えるものであり、高く評価してよいものと思われる。

23 土佐西南大規模公園（中村地区）

（1）施設の概要、業務内容

指定管理者名	財団法人四万十市公園管理公社	指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
施設所在地	高知県四万十市下田他		
事業内容	1. 施設の運営に関する業務 (1) 施設等の利用に関する業務 (2) 施設等の利用料金の徴収 2. 施設等の維持管理に関する業務 (1) 施設等保守管理業務 (2) 清掃業務 (3) 植栽管理業務 (4) 運動施設管理業務 (5) 警備業務 3. 公園全般に係るその他の業務 (1) 公園の利用案内 (2) 利用促進のための企画等の実施 (3) 周辺市町村・団体等との協力、連携 (4) 県民やボランティア等との協働事業の推進 (5) 公園に関する情報の提供 (6) 公園に関する要望及び苦情の処理 (7) 緊急対応体制の確立 4. 物品の管理		
施設内容	【公園全体】 面積：115.9ha（うち管理区域 34.6ha） 【オートキャンプ場】 約300人収容 テントサイト47区画（1回4,000円）、テングローサイト5区画（1回4,500円）、キャンピングサイト22区画（1回10,000円）、総合管理棟1棟、多目的棟1棟、炊飯棟3棟、バーベキューサイト1棟 【遊戯施設】 展望広場、わんぱく広場、サンサンパークエリア、てづくり・いなかエリア 【運動施設】 ソフトボール場1面、テニスコート2面 【シャワー施設】 管理棟・サニタリー棟：男女各3室（1回200円）洗濯機（1回300円）、乾燥機（1回200円） 双海駐車場・平野駐車場：共同4室 開園時間：オートキャンプ場（15:00～翌日13:00, 10:00～16:00） 多目的棟・付属設備（8:30～17:00） 休園日：無休		
職員体制	事務局長、総務経理担当者1名、総務係4名（非常勤職員）と業務係3名（常勤臨時職員）、宿直員、清掃員で対応している。		

（2）指定管理

ア 指定管理者選定方法：公募

イ 指定期間及び応募者数

- (ア) 1期：平成18年4月1日から3年間：1者
- (イ) 2期：平成21年4月1日から3年間：1者
- (ウ) 3期：平成24年4月1日から3年間：1者
- (エ) 4期：平成27年4月1日から5年間：1者

ウ 選定された指定管理者

1期より3期連続で公益財団法人四万十市公園管理公社が選定されている。

なお、指定管理者制度導入以前より、財団法人四万十市公園管理公社が委託されており、実質的には管理業者に変更はない状況にある。

(3) 収支の状況、利用状況

土佐西南大規模公園(中村地区)	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24 3期→	H25
(導入前比)	千円	14,073	11,012	8,421	8,252	10,900	8,720	8,930	8,820	9,300
(導入前比)	%	(県負担額1)	-22%	-40%	-41%	-23%	-38%	-37%	-37%	-34%
利用料等収入	千円	0	31,564	32,247	30,442	31,174	31,369	28,180	30,120	34,327
(導入前比)	%	(歳入1)	-1%	-1%	-1%	-1%	-1%	-1%	-1%	-1%
支出	千円	14,073	41,263	39,667	39,038	40,701	39,719	37,869	38,910	43,319
(導入前比)	%	(歳出1)	193%	182%	177%	189%	182%	169%	176%	208%
収支差額	千円	0	1,313	1,001	▲ 344	1,373	370	▲ 759	30	308
利用者数	人	17,555	14,919	14,837	14,275	15,151	14,354	13,678	13,884	16,680
(導入前比)	%		-15%	-15%	-19%	-14%	-18%	-22%	-21%	-5%
業務総合評価			B	B	A	A	A	B	B	B

指定管理者の収入は、管理代行料に加え、オートキャンプ場、シャワー施設等の利用料等の収入を合わせたものである(利用料等収入は全て指定管理者の収入とされ県に納める必要はないが、赤字部分は指定管理者が負担する必要がある)。

また、指定管理者制度導入以前の県負担額に比べて指定管理料は大幅に減少しているが、導入以前の利用料等収入が「0」であったことはなく、従前の委託先である財団法人四万十市公園管理公社にも収益は発生していたものの、資料には表れていないということであって、この点については評価のしようがなかった。

また、利用者数についても、指定管理者制度導入直前の1万7,555人という数字が過去突出した数字であり、導入後に利用者数が大幅に減少したのではなく、かかる事実は利用者数が概ね横ばいとなっていることから分かる。

(4) 指定管理者制度導入後の業務の状況

指定管理者制度導入以前の県負担額に比べて指定管理料は大幅に減少しており、経費節減効果は発生している。

また、当該施設が主にオートキャンプ場の利用者がメインであることからすれば、その年の天候にも左右されるものであり、使用者数、利用料等収入が概ね横ばいとなっていることも一定の評価はできるものと言える。特に、平成25年度は前年度に比して利用者数、利用料等収入も大幅に増加しているが、これは平成24年度にキャビンサイトが5棟増設されたことで、閑散期にも利用可能なキャビンサイトの利用へ変動していること、高速道路の延伸により高知市からのアクセスも容易になったことも要因であるものと考えられる。

(5) 監査の結果及び意見

委託期間は、3期目までは3年間とされていたが、1期目より応募者数が1者のみとなり、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めるという指定管理者制度の趣旨は全く損なわれている状況となっている。

指定管理料は、指定管理者制度導入以前の県負担額と比して大幅に減少しており、行政コスト削減効果は大いに評価できるものと言えるが、逆に、指定管理料が民間業者の新規参入を阻んでいる可能性もある。

収支差額を比較すると、平成23年度は赤字決算となっており、平成24年度、25年度は黒字決算とはなっているが利益は微々たるものである。

キャビンサイトの増設が利用者数の向上につながるのであれば、より利用者ニーズに応じた設備投資をしていくべきであるし、指定管理者のモチベーション維持のためにも、指定管理料の見直しは検討されるべきであろう。

24 室戸体育館

(1) 施設の概要、業務内容

指定管理者名	室戸市	指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
施設所在地	高知県室戸市室戸岬町6811番地		
事業内容	1. 施設の運営に関する業務 (1) 施設等の利用に関する業務 (2) 施設等の利用料金の徴収 2. 施設等の維持管理に関する業務 (1) 施設等保守管理業務 (2) 清掃業務 (3) 植栽管理業務 (4) 警備業務 3. 体育館全般に係るその他の業務 (1) 体育館の利用案内 (2) 団体、ボランティア等との協力、連携 (3) 体育館に関する情報の提供 (4) 体育館に関する要望及び苦情の処理 (5) 緊急対応体制の確立 4. 物品の使用等		
施設内容	【建物面積】 2,595.6㎡ 【アリーナ】 面積: 36m×32m(バスケットボール1面、バレーボール2面) 施設・設備: 会議室(450円/時)、照明設備(半面460円/時)、放送設備(240円/時)、冷暖房設備(100円/時)、持込み電気機器(1口250円/時)、シャワー(1回100円)、テニス1式(640円/日)、バドミントン1式(450円/日)、卓球1式(210円/日)、運動靴1足(100円/日) 開館時間: 9:00～21:00 休館日: 12月29日～1月3日 料金: 高校生以下1,200円(9:00～17:00)、その他の者2,400円(9:00～17:00)		
職員体制	室戸市生涯学習課に担当職員(兼務)を1名配置し、体育館の事務管理は、日中(8:30～17:30)は臨時職員2名が対応し、夜間(17:30～21:00)は室戸市シルバー人材センターに業務委託。		

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法: 直指定

イ 指定期間及び応募者数

- (ア) 1期: 平成18年4月1日から1年間
- (イ) 2期: 平成19年4月1日から1年間
- (ウ) 3期: 平成20年4月1日から2年間
- (エ) 4期: 平成22年4月1日から2年間
- (オ) 5期: 平成24年4月1日から3年間

ウ 選定された指定管理者

室戸市である。なお、指定管理者制度導入以前の管理委託先も室戸市で

あり、管理業者に変更はない状況にある。

(3) 収支の状況、利用状況

室戸体育館	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24 3期→	H25
管理代行料	千円	6,965	5,599	5,599	5,599	5,599	5,850	5,577	5,820	5,770
(導入前比)	%	(県負担額1)	-20%	-20%	-20%	-20%	-16%	-20%	-16%	-17%
利用料等収入	千円	312	459	1,082	1,255	1,100	1,383	1,985	973	926
(導入前比)	%	(歳入1)	47%	248%	302%	253%	343%	536%	212%	197%
支出	千円	7,277	6,788	6,681	6,854	6,699	7,233	7,562	7,158	6,935
(導入前比)	%	(歳出1)	-7%	-8%	-6%	-8%	-1%	4%	-2%	-5%
収支差額	千円	0	▲710	0	0	0	0	0	▲365	▲239
利用者数	人	3,353	4,606	3,618	5,179	5,237	5,550	4,513	4,932	4,470
(導入前比)	%		37%	8%	54%	56%	66%	35%	47%	33%
業務総合評価			B	B	B	B	B	B	B	B

指定管理者の収入は、指定管理料に加えて、施設利用料等収入の合計額である。

指定管理者制度導入以前と比較すると、利用料等収入、利用者数も増加している上に、支出については減少傾向を維持している。指定管理料も同じく室戸市に委託していた当時の県負担額よりも大幅に減少している。

(4) 指定管理者制度導入後の業務の状況

当該施設は、指定管理者である室戸市が管理している室戸中央公園に位置しており、植栽等を室戸中央公園と一体的に管理し、草刈り等の業務委託を一部直営に切り替えた結果年額約25万円の経費の削減に成功したとのことである。

(5) 監査の結果及び意見

従前より、室戸市が管理してきたものを指定管理者制度導入後も直指定によって、引き続き当該施設の管理を室戸市に委ねたものである。

指定管理者制度導入により、県負担額は減少し、行政コスト削減効果は評価することができる。

また、利用者数、利用料等収入も増加しており、指定管理者の努力も見取することはできるが、いかにせん元々の利用者数が少なすぎるため、住民サービスの向上という観点からはあまり肯定的な評価ができる状況にはない。

利用者数の大幅増に結びつかないのは、室戸市内にある室戸市勤労者体育センターの利用料金が雇用保険の被保険者は半額になるため、同センターに利用

者が集中していることも一因のようである。

しかし、かかる状況をただ見ているだけでは住民サービスの向上など実現できるはずもない。

指定管理者制度導入の趣旨は、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があるのであって、体育館の維持管理業務という特に高度の専門性が求められるものでもない当該施設については、原則通り公募により指定管理者を選定し、近隣の室戸広域公園や国立室戸青少年自然の家などと連携し、合宿誘致等の観点から地域振興に相乗効果ももたらしてくれる民間業者に管理を委ねることを検討するべきである。

25 甲浦港海岸緑地公園

(1) 施設の概要、業務内容

指定管理者名	東洋町	指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
施設所在地	高知県安芸郡東洋町白浜		
事業内容	1 物品の販売や工作物の設置など行為の許可等に関すること（条例第3条） 2 有料施設の利用の許可等に関すること（条例第6条） 3 利用料金の収受に関すること（条例第10条） 4 利用料金の減免に関すること（条例第12条） 5 利用料金の還付に関すること（条例第13条） 6 指定管理者が行う監督処分に関すること（条例第16条） 7 公園の施設及び設備の維持管理に関する業務 ① 植栽の維持管理 ② 施設・設備の維持管理及び清掃 ③ 施設内の巡視 ④ 海浜地の清掃		
施設内容	公園については年中無休。 公園の面積A=23,000㎡ 1 植栽 A=11,000㎡ 2 施設・設備 ・トイレ：168㎡ ・シャワールーム：202㎡（シャワー28基）100円 ・休息所：76㎡（2箇所） ・駐車場 A=4,600㎡（普通車183台） ・ベンチ：6基、水飲場：2箇所 ・散水施設：5基 ・見張り台：1箇所（16㎡） ・人工地盤：避難施設A=700㎡		
職員体制	常勤職員： 0人	非常勤職員： 2人	合計： 2人

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法：公募

イ 指定期間及び応募者数

(ア) 1期：平成18年4月1日から3年間：1者

(イ) 2期：平成21年4月1日から3年間：1者

(ウ) 3期：平成24年4月1日から3年間：1者

(エ) 4期：平成27年4月1日から3年間：1者

ウ 選定された指定管理者

東洋町である。なお、指定管理者制度導入以前の管理委託先も東洋町であり、管理業者に変更はない状況にある。

(3) 収支の状況、利用状況

甲浦港海岸緑地公園	単位	指定管理導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24 3期→	H25
管理代行料	千円	-63	900	900	900	900	900	900	1,080	1,080
(導入前比)	% (県負担額↑)		-1529%	-1529%	-1529%	-1529%	-1529%	-1529%	-1814%	-1814%
利用料等収入	千円	63	5,288	4,098	3,438	2,983	2,832	3,064	3,000	2,877
	(歳入↑)									
支出	千円	0	6,188	4,998	4,338	3,883	3,645	3,964	4,080	3,957
(導入前比)	% (歳出↑)		-1%	-1%	-1%	-1%	-1%	-1%	-1%	-1%
収支差額	千円	0	0	0	0	0	87	0	0	0
利用者数	人	21,000	21,010	25,000	83,000	131,000	131,000	185,000	93,000	47,000
(導入前比)	%		0%	19%	295%	524%	524%	781%	343%	124%
業務総合評価			C	B	B	B	B	B	B	A

指定管理者の収入は、指定管理料に利用料等収入を加えたものである。

収支差額が0となっているのは、指定管理者が管理運営費を全て負担しているためであるが、これは海の駅等利用者の利便性のために駐車場料金を無料化しているために町として負担しているとのことであった。

指定管理者制度導入以前の県負担額がマイナスとなっているのは、従前は東洋町あるいは地元観光協会の負担で施設の管理運営を委ねており県負担は0であった上に、県所有地の占有料収入があったためである。

指定管理者制度導入後は、それまで生じていなかった指定管理料を県が負担することになっており、経費はむしろ増大している結果となっているが、これは指定管理者制度導入に当たり、指定管理料を0で募集をかけたところ、応募業者が全くなかったことを考慮して指定管理料の見直しを行ったことが原因である。

指定管理者制度導入後の利用者数は増大傾向にあったが、平成24年7月に道の駅が焼失したことに伴い、利用者数は減少しているが、平成26年1月に道の駅を再オープンした結果、平成26年度の利用者数は増加しているとのことである。

利用料収入が減少しているのは、当初、駐車場利用料を有料としていたものを海の駅利用者等の利便性のために無料化したことが原因である。

(4) 指定管理者制度導入後の業務の状況

前述のとおり、指定管理者制度導入以前においては、県負担額は0であったにもかかわらず、指定管理者制度導入によって、指定管理料分の県負担額が生じるようになっており、行政コスト削減という観点からは逆効果となっている。

その反面、利用者数は、道の駅が焼失する以前は大幅な増大傾向にあり、住

民サービスの向上という観点からは一定の評価ができるものと言える。

(5) 監査の結果及び意見

公募期間は、3期目までが1か月であったが、4期目は46日間となっている。

委託期間は、3期目までは3年間とされていたが、1期目より応募者数が1者のみとなり、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めるという指定管理者制度の趣旨は全く損なわれている状況となっている。

しかも、指定管理者制度導入以前においては県負担額が0であったにもかかわらず、指定管理料を0で募集したところ、東洋町ですら応募をしてこなかったという経緯があり、指定管理者制度導入の必要性があったのかについても疑問符を呈さなければならない。

もともと、海水浴場はその年の天候に左右される上に、当該施設は高知県の東端に位置しており、隣接する徳島県内において新たな海水浴場が開設されたことによる利用者数の減少といったこともあることからすれば、従前の東洋町あるいは地元観光協会の負担による当該施設の管理運営自体が問題であったのかもしれない。

今日に至っても、指定管理者の大幅な持ち出しに頼った当該施設の管理運営をしており、指定管理料の大幅な見直しにより、より多くの民間業者のノウハウを利用した当該施設の改善を期待する方がよいと思われる。

26 手結港海岸緑地公園

(1) 施設の概要、業務内容

指定管理者名	(株)ヤ・シィ	指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
施設所在地	高知県 香南市 夜須町 坪井		
事業内容	1 物品の販売や工作物の設置など行為の許可等に関する事(条例第3条) 2 駐車場などの有料施設の利用の許可等に関する事(条例第6条) 3 利用料金の収受に関する事(条例第10条) 4 利用料金の減免に関する事(条例第12条) 5 利用料金の還付に関する事(条例第13条) 6 指定管理者が行う監督処分に関する事(条例第16条) 7 公園の施設及び設備の維持管理に関する業務 ① 植栽の維持管理 ② 施設・設備の維持管理及び清掃 ③ 施設内の巡視		
施設内容	年中無休。 1 植栽 A=12,000㎡ 2 施設・設備 ・ビーチハウス(シャワー46基、ロッカー712基、トイレ200㎡) シャワー100円/1回、ロッカー200円/1回、ステージ全面1時間2,500円 ・トイレ(1棟、50㎡) ・ゴミ処理場 A=207㎡ ・駐車場 A=14,000㎡(普通車446台、大型車10台、出入りロゲート 1基) 普通車:1時間まで200円、2時間まで400円、1日まで800円 バス:1時間まで400円、2時間まで800円、1日まで1,500円 ・パーベキューサイト7基(1回につき2時間まで1,500円)、日陰棚8基(580㎡) ・ベンチ32基、水飲場2箇所、手洗場1箇所(日陰棚付) ・照明施設 106基 ・上水設備 1式、下水施設 1式、散水施設 40基		
職員体制	常勤職員: 1人 非常勤職員: 6人(夏季8人) 合計: 7人(夏季9人)		

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法: 公募

イ 指定期間及び応募者数

- (ア) 1期: 平成18年4月1日から3年間: 3者
- (イ) 2期: 平成21年4月1日から3年間: 2者
- (ウ) 3期: 平成24年4月1日から3年間: 1者
- (エ) 4期: 平成27年4月1日から3年間: 1者

ウ 選定された指定管理者

株式会社ヤ・シィである。

(3) 収支の状況、利用状況

手結港海岸緑地公園	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24 3期→	H25
管理代行料	千円	-103	0	0	0	0	0	0	0	0
(導入前比)	%		-100%	-100%	-100%	-100%	-100%	-100%	-100%	-100%
利用料等収入	千円	103	13,593	14,428	13,145	11,649	12,200	10,299	10,024	11,780
(導入前比)	%	(歳入1)	13097%	13908%	12662%	11210%	11745%	9899%	9632%	11337%
支出	千円	0	12,107	13,634	12,462	11,248	12,113	10,208	10,825	11,519
(導入前比)	%	(歳出1)	-1%	-1%	-1%	-1%	-1%	-1%	-1%	-1%
収支差額	千円	0	1,486	794	683	401	87	91	▲801	261
利用者数	人	81,000	75,000	75,000	75,000	63,600	56,000	47,000	47,000	75,000
(導入前比)	%		-7%	-7%	-7%	-21%	-31%	-42%	-42%	-7%
業務総合評価			B	A	B	A	A	A	A	A

指定管理者の収入は、利用料等収入のみであり、指定管理料は0である。
 指定管理者制度導入以前より県負担額は0であり、経費節減効果は維持されている。
 利用者数は、導入後は増加傾向にあるとは言えない状況にある。

(4) 指定管理者制度導入後の業務の状況

隣接する道の駅や夜須駅を一体管理的に管理することで経費節減をはかっており、海水浴場「ヤ・シィパーク」の利用客を主なターゲットとした駐車場やビーチハウス等の運営をしており、その他はカシオオープン等近隣のゴルフ場でのゴルフトーナメント観戦客用の駐車場利用が見込める程度の施設であるが、年間を通じて様々なイベントを企画し、指定管理料が0でありながら、冷夏であった平成24年を除けば黒字決算を継続しており、高い評価ができる。

(5) 監査の結果及び意見

3期目を除いては複数業者からの応募がなされているが、それ以降は1者のみとなっており、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めるという指定管理者制度の趣旨はやや損なわれている状況にある。しかしながら、指定管理者が地元夜須町から道の駅及び夜須駅の一体管理を直指定されている状況からすれば、他の民間業者の参入は困難な状況はあると言える。
 海水浴場はその年の天候に左右されるものであり、東日本大震災が起きた平成23年と翌平成24年は冷夏であった上に震災の影響などを考慮すれば、住民サービスの向上が図れていないという結論は早計であろう。
 経費節減効果及び住民サービスの向上といった観点からは指定管理者制度導入による成功例と言えるであろう。

27 高知港係留施設等

(1) 施設の概要、業務内容

指定管理者名	高知ファズ株式会社	指定期間	平成26年4月1日～平成29年3月31日
施設所在地	高知県 高知市 仁井田他		
事業内容	(1) 行為の規制に関する業務(本文の規定による。) (条例第3条第1項) (2) 使用の禁止及び制限並びに貨物の制限及び撤去の命令に関すること。 (条例第5条第1項) (3) 船舶の係留場所の指定及び変更の命令に関すること。(条例第5条第2項) (4) 使用及び使用期間の伸長の許可に関すること。(条例第6条第2項) (5) 使用料の徴収に関すること。(調定事務を除く。) (条例第7条) (6) 使用料の免除に関すること。(条例第9条第2項) (7) 使用の許可の取消し及び使用の許可の条件の変更に関すること。(条例第13条) (8) 使用の許可を受けた者に対する原状回復及び損害賠償の命令に関すること。 (条例第15条) (9) 前号の命令に係る原状回復が完了したことの検査に関すること。 (条例第16条) (10) 港湾施設の施設、設備等の維持管理に関する業務 (11) その他、港湾施設の保全若しくは機能の確保又は港湾の荷役能力の低下を防止するため知事が必要であると認める業務		
施設内容	○ 面積・施設・設備名、定員、開館時間、休館日、主な料金など 下記「指定管理施設」の概要のとおり		
職員体制	常勤職員：7.5人 非常勤職員： 人 合計：7.5人		

指定管理施設の概要

埠頭	地区名	種類	施設名	延長等
第1埠頭	港町	係留施設	港町ドルフィン (-7.5)	66m
		保管施設	港町野積場	13、812 m ²
第2埠頭	潮江	係留施設	潮江岸壁 (-7.5)	390m
			東潮江岸壁 (-7.5)	172m
			東潮江岸壁 (-7.5)	310m
			東潮江岸壁 (-7.5)	260m
			東潮江岸壁 (-4.5)	180m
			東潮江岸壁 (-4.5)	180m
	荷捌施設	潮江荷さばき地1	1、565 m ²	
		潮江荷さばき地2	2、375 m ²	
		潮江荷さばき地3	2、625 m ²	
		東潮江荷さばき地1	2、700 m ²	
		東潮江荷さばき地2	3、500 m ²	
		東潮江荷さばき地2	3、500 m ²	
	保管施設	潮江野積場	3、632 m ²	
		東潮江野積場1	4、820 m ²	
		東潮江野積場2	4、326 m ²	
		東潮江野積場3	7、000 m ²	
			東潮江野積場4	7、600 m ²

32 施設	30 施設	臨港交通施設	東潮江野積場 5	4、700 m ²
			萩町 2 丁目野積場	2、215 m ²
			棧橋 6 丁目野積場	7、360 m ²
			貨物車両置場	5、300 m ²
		船舶役務用施設	駐車場	720 m ²
			潮江岸壁給水栓	60 t/h
			潮江岸壁給水栓	60 t/h
			東潮江岸壁給水栓	60 t/h
			東潮江岸壁給水栓	60 t/h
			東潮江岸壁給水栓	60 t/h
			東潮江岸壁給水栓	60 t/h
			東潮江岸壁給水栓	60 t/h
		港湾管理施設	埠頭保安設備 (1-6)	1 区画
埠頭保安設備 (1-7)	1 区画			
潮江オイルフェンス	1 基			
第2埠頭 2 施設	若松町	係留施設	若松町物揚場 (-3.0)	735m
		保管施設	若松町野積場	8、900 m ²
第3埠頭	弘化台	係留施設	弘化台 2 号物揚場 (-4.0)	242m
			弘化台 1 号物揚場 (-4.0)	446.4m
			弘化台 2 号棧橋 (-4.0)	110m
			弘化台 1 号棧橋 (-5.0)	140m
			弘化台 3 号棧橋 (-5.5)	55m
		荷捌施設	弘化台荷さばき地 1	3、250 m ²
			弘化台荷さばき地 2	3、450 m ²
			弘化台荷さばき地 3	276 m ²
			弘化台荷さばき地 4	450 m ²
			弘化台荷さばき地 5	420 m ²
			弘化台荷さばき地 6	420 m ²
		保管施設	弘化台野積場	1、060 m ²
			臨港交通施設 (港湾施設用地)	弘化台駐車場 (その他の港湾用地)

第4埠頭	北タナスカ	係留施設	南吸江栈橋 (-6.0)	167.4m
			南吸江物揚場 (-4.0)	270m
		荷捌施設	南吸江荷さばき地1	2,514 m ²
			南吸江荷さばき地2	1,043 m ²
		保管施設	南吸江野積場1	673 m ²
			南吸江野積場2	651 m ²
			南吸江野積場3	1,729 m ²
			南吸江野積場4	7,702 m ²
			南吸江野積場5	2,673 m ²
			南吸江野積場6	674 m ²
10 施設				
第5埠頭	仁井田	係留施設	仁井田北1号岸壁 (-7.5)	130m
			仁井田北2号岸壁 (-5.0)	140m
			仁井田南岸壁 (-4.5)	300m
		荷捌施設	仁井田朝日ヶ丘荷さばき地	9,030 m ²
			仁井田新築荷さばき地	4,520 m ²
		保管施設	仁井田野積場1	3,008 m ²
			仁井田野積場2	5,800 m ²
		港湾管理施設	埠頭保安設備 (5-1)	1 区画
			埠頭保安設備 (5-2)	1 区画
		9 施設		
第7埠頭	三里	係留施設	三里1号岸壁 (-8.0)	240m
			三里8号岸壁 (-6.0)	180m
			三里第3号物揚場 (-2.0)	70m
		荷捌施設	新港荷さばき地	55,545 m ²
			ガントリークレーン	1 基
			シップロダ	1 基
			リースタッカ	1 基
			くん蒸倉庫	130 m ²
			受変電所	120 m ²
			冷凍コンセント (4基)	139 m ²

19 施設		備品倉庫	40 m ²	
		保管施設	新港野積場1	15,332 m ²
			新港野積場2	7,012 m ²
			新港野積場3	21,817 m ²
		船舶役務用施設	三里岸壁給水栓	50 t/h
		港湾管理施設	埠頭保安設備 (7-1)	1 区画
			埠頭保安設備 (7-2)	1 区画
		臨港交通施設 (港湾施設用地)	高知新港駐車場 (その他の港湾用地)	1 基
				13,862 m ²

- (2) 収支の状況、利用状況
(3) 指定管理者制度導入後の業務の状況
(4) 監査の結果及び意見
資料が不足して現時点では評価ができない。

28 塩見記念青少年プラザ

(1) 施設の内容、業務内容

指定管理者名	特定非営利活動法人たびと
指定期間	平成24年4月1日～27年3月31日
施設所在地	高知市小津町6番4号
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用の許可に関する事 ・施設及び設備の維持管理に関する事 ・青少年の活動が安全かつ円滑に行われるための支援に関する事 ・主催事業を計画し、実施すること <p><平成25年度主催事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏休みわくわく教室 ・ボランティア講座 ・花火大会観覧 ・副音声付映画上映会 ・ブレイクダンス教室 ・高知城英語ガイド など
施設内容	<p>バンド、演劇など青少年の自主的な活動や交流・発表の場所、仲間づくりや情報交換の場所を利用者に提供している。</p> <p>利用開始日：平成16年8月1日 延べ床面積：1,086.83㎡ 建築物：鉄筋コンクリート5階建 トークサロン まんが図書室 学習室（個人用） 個人ブース12席、車椅子用2席 学習室（グループ用） 14席 多目的室 椅子100席、机60席 音楽スタジオ</p>
職員体制	職員：館長1名 チーフ1名 社会福祉主事1名 事務員9名 合計：12名

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法：公募

イ 指定期間及び応募者数

- (ア) 1期：平成16年8月1日から2年間：2者
(イ) 2期：平成18年4月1日から3年間：2者
(ウ) 3期：平成21年4月1日から3年間：1者
(エ) 4期：平成24年4月1日から3年間：2者
(オ) 5期：平成27年4月1日から1年間：1者
(建替工事に伴い平成28～29年度は閉館予定。)

ウ 選定された指定管理者

従前建物管理の委託を受けていた青少年育成高知県民会議が1～3期の指定管理者に選定された。4期目の公募では交通安全こどもセンターの指定管理者としても実績を上げている特定非営利活動法人たびとが、前指定管理者と競った上、新たな指定管理者として選定された。競争原理により指定管理者制度の目的に沿った管理運営に適した指定管理者が選定された実例であり、複数の応募者を呼び込むことの重要性を再認識した。

5期目は平成28年度から建替工事に入る関係で指定期間が1年となるため、現指定管理者のみの応募であったが、次回募集の際には再び複数の応募が得られるような工夫が必要である。

(3) 収支及び利用の状況

もともと「県立小津青少年ふれあいセンター」として建物の管理を青少年育成高知県民会議に委託していたものを、施設の再整備にあわせて名称変更し、指定管理者制度を導入したもので、比較可能な指定管理者制度導入前の実績はない。そこで開設後初めて年間通して指定管理者による管理運営がなされた平成17年度との比較とした。

塩見記念青少年プラザ	単位	H17	H18 2期→	H19	H20	H21 3期→	H22	H23	H24 4期→	H25
管理代行料	千円	18,774	15,877	15,871	15,905	16,077	16,174	16,322	15,988	16,023
(H17比)	%		-15%	-15%	-15%	-14%	-14%	-13%	-15%	-15%
事業費収入	千円	260	192	216	240	227	219	265	466	580
(H17比)	%		-26%	-17%	-8%	-13%	-16%	2%	79%	123%
支出	千円	18,109	16,069	16,088	16,189	16,056	16,081	16,329	16,563	16,571
(H17比)	%		-11%	-11%	-11%	-11%	-11%	-10%	-9%	-8%
収支差額	千円	925	0	▲1	▲44	248	312	258	▲109	32
利用者数	人	24,803	25,295	27,958	24,738	22,459	21,019	21,938	25,807	26,442
(H17比)	%		2%	13%	0%	-9%	-15%	-12%	4%	7%
業務総合評価			A	B	B	B	B	B	A	A

利用料等は指定管理者が県に代わって徴収するが、最終的には県に納めるため、上記事業費収入には含まれていない。

（４） 指定管理者制度導入後の業務の状況

1期・2期・4期は現指定管理者以外の応募があった。

利用者数は増加傾向にある。特に現在の指定管理者になってからはその傾向が顕著である。

指定管理導入以前との比較はできないが、導入直後との比較で管理代行料は縮減効果を保っている。

5期目の募集に当たり、募集期間が34日間から46日間に延長し、再募集を15日間行った。しかし、新規応募には結びつかなかった。

再オープン後の6期目の指定期間は、今後検討される。

指定管理者の収益にあたる収支差額については、黒字と赤字の年度が見られる。

（５） 監査の結果及び意見

本施設においては、公募により、前指定管理者に代わり現指定管理者が選定された。民間の競争原理を活かして、住民サービス向上と行政コスト削減を目指すという指定管理者制度の目的からすれば、あるべき姿であるが、今回各施設の状況を監査した中ではむしろ希少ケースであった。新しい指定管理者である「特定非営利活動法人たびびと」は、以前より県立交通安全こどもセンターの指定管理者、市立筆山文化会館管理受託業務、県・市その他から受託した視覚障害者に対する録音図書提供事業などを行っているNPO法人であり、過去の経験で培ったノウハウ等も当施設で活かされていると言える。

指定管理者は順調に利用者を増やしており、本施設への指定管理者制度の導入は住民サービス向上につながっていると評価できる。今後も青少年の学習や文化活動の拠点として更なる利用率向上が予想されるだけに、平成28年度からの建替えに伴う休館が残念であるが、建替後の利用率向上に期待したい。休館中は、近隣には同様の機能を持つ代替施設がなく、学習面では図書館、文化活動面では市の青年センターなどが受け皿になるものと思われる。

甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、管理代行料の増減は、効率的な施設の管理運営がなされているかを測る重要な指標と言え、本施設における行政コスト削減効果は十分である。支出を削減しながら利用者数も伸びており、住民サービスを犠牲にしていないことが分かる。

5期目の募集に当たり募集期間が延長されたが、新たな応募はなかった。甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、延長は不可欠な改善であるが、そのみでは不十分であり、事業内容、収支状況、当該施設の指定管理者になることのメリット及びリスクの判断材料となるべき情報、応募の手續等について常にホームページ等で閲覧できるようにしておき、常時次回の募集に備えた検討・準備ができる状態にしておくことが望ましい。

管理代行料の削減すなわち行政コストの縮減は図られているものの、指定管理者の収支は赤字又は黒字であってもごく少額にとどまっている。例えば、平成24年度の赤字の原因は支出が予定額を若干上回ったことにある。営利を目的としない団体であっても、赤字が続けば事業の継続はできない。また、営利を目的としない団体であることと公の施設の指定管理者として適任であることは必ずしも一致するわけではないため、営利を目的としつつも、より指定管理者制度の目的に合致した新しい応募者を募ることも重要である。そこで、本施設においては、少なくとも利用料収入については指定管理者の収入とすることができるようにすることが望ましい。利用者数の増加が自らの収入の増加に結びつく仕組みは、現指定管理者の更なる意欲向上にも、新しい応募者の誘因にも効果が期待できる。なお、当施設の主な利用者とは想定されていない社会人等からの利用料収入を指定管理者の収入とすることは、指定管理者をして利益主義に走らせ、結果として主な利用者である青少年の施設利用を阻害するのではないかとのお慮がある。しかし、施設稼働率が上限に達しているというのならともかく、まだ十分に稼働率を上げる余地はあるものと思われる。また、そもそも当該施設の趣旨に賛同した者が指定管理者として選定されるはずであるから、青少年の不利益のもとに自らの利益のみを追求することは想定し難い上、仮にかかる事態が発生したとしても、アンケート等を通じた利用者の声や県によるモニタリングを通じた指定管理者に対する監督により是正は可能であると思われる。

29 香北青少年の家

(1) 施設の内容、業務内容

指定管理者名	(株)香北ふるさと公社
指定期間	平成24年4月1日～27年3月31日
施設所在地	香美市香北町吉野1300
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用の許可に関すること 施設及び設備の維持管理に関すること 青少年の活動が安全かつ円滑に行われるための支援に関すること 主催事業を計画し、実施すること <p><平成25年度主催事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 集まれ!!未来の麵職人 子どもフェスティバル いきいき合衆国で遊ぼう! 日帰りだよ!親子忍者大会体験 子どもフェスティバル忍者大会 青年リーダー研修 など
施設内容	<p>青少年教育施設として、「自然とのふれあい体験、共同生活体験及び体験的な学習活動などを通じて心身ともに健全な青少年の育成を図る」という設置目的に基づき運営している。</p> <p>構造:本館 鉄筋コンクリート2階 延べ1,002.65㎡ 別館 鉄筋コンクリート平屋 延べ295㎡ 研修棟 鉄筋平屋 延べ300.16㎡</p> <p>施設概要: 研修室 3室(定員20名,80名,120名) 宿泊室 定員121名 浴室3室 野外炊飯場 3箇所 定員300名 ランニングコース 1コース 1.7km オリエンテーリングコース 1コース 10km ウォークラリーコース 2コース 5km</p>
職員体制	職員:所長1名 所長代理1名 事務員1名 指導員4名 調理員4名 合計:11名

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法:公募

イ 指定期間及び応募者数

- (ア) 1期:平成18年4月1日から3年間:2者
- (イ) 2期:平成21年4月1日から3年間:1者
- (ウ) 3期:平成24年4月1日から3年間:1者
- (エ) 4期:平成27年4月1日から5年間:1者

ウ 選定された指定管理者

指定管理導入前の委託先は香北町。導入後の指定管理者は1～4期とも株式会社香北ふるさと公社である。同公社は、香美市長、同副市長や市内の民間企業代表者等を役員とするいわゆる第3セクターであり、香美市から指定を受けた指定管理者として香美市健康センター、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場、香美市ピースフルセレネを管理運営している。

(3) 収支及び利用の状況

香北青少年の家	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24 3期→	H25
管理代料	千円	34,127	32,533	34,184	34,184	35,437	35,437	35,437	35,922	35,923
(導入前比)	%	(県負担額↑)	-5%	0%	0%	4%	4%	4%	5%	5%
事業費収入	千円	513	712	675	950	827	851	670	1,026	957
(導入前比)	%	(歳入↑)	39%	32%	85%	61%	66%	31%	100%	87%
支出	千円	34,127	33,245	34,859	35,134	36,264	36,288	36,107	36,948	36,880
(導入前比)	%	(歳出↑)	-3%	2%	3%	6%	6%	6%	8%	8%
収支差額	千円	513	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	人	19,160	17,235	16,757	15,823	15,998	15,671	14,119	16,194	15,027
(導入前比)	%		-10%	-13%	-17%	-17%	-18%	-26%	-15%	-22%
業務総合評価			A	A	A	A	A	A	A	A

利用料等は指定管理者が県に代わって徴収するが最終的には県に納めるため、上記事業費収入には含まれていない。

(4) 指定管理者制度導入後の業務の状況

1期目の公募には2者の応募があったが2期目以降の応募者は現指定管理者のみである。

指定管理者は、香美市の指定管理者として他に3施設を運営する事業者であり、施設のメイン事業である忍者大会の告知を拡大したり、新たな柱として「麵職人」事業を開催したりする等、利用者増加のための努力を続けている。しかし、施設の利用者数は指定管理者制度導入前との比較で減少傾向が続いている。

指定管理者制度導入後の行政コスト（管理代行料）は平成21年度以降微増が続いている。

4期目の募集に当たり、募集期間が34日間から46日間に延長された。しかし、新規応募には結びつかなかった。

4期目の募集に当たり、委託期間が3年間から5年間に延長された。しかし、新規応募には結びつかなかった。

指定管理者の収益にあたる収支差額については、赤字ではないものの利益も出ていない。

業務総合評価はA評価である。

(5) 監査の結果及び意見

施設の特異性の問題もあると思われるが、同様に公募をかけた他の施設に比べると最初の応募者が2者というのは物足りないと言える。さらに、現指定管理者に香美市が深く関わっていることからすれば、新規応募に期待すること自体困難とも言えるが、他方数字の面から見れば現指定管理者が十分な成果を上げるに至っていないことも重視する必要がある。応募者を増やす工夫がされているのか、そもそも指定管理者の選定方法として公募が適切であるのかどうかまで遡って検討する必要があるものと思われる。

利用者が増えていないことについて、所管課では、少子化を原因の一つとして考えているが、同様に青少年を対象とする施設でも、交通安全こどもセンターや塩見記念青少年プラザなどに利用者数を増やしている施設もある。更に詳細な原因分析及び対策が必要と思われる。また、抜本的な対策としては、本施設の管理運営に新しい発想を持ち込める応募者を呼び込み現指定管理者と企画を競わせることが必要である。

管理代行料も微増であり指定管理制度導入の目的を十分には達成できていない。とはいえ、利用者が減っても運営・管理する対象が変わらなければ最小限の人的体制は変えられないのが実情であり、管理代行料積算の大きな部分を占める人件費を削減することは困難である。むしろ、現在の人的体制のままでも利用者の増加を目指すことが現実的であろう。

施設利用料は指定管理者が徴収を代行して県に納めることになっている点については、住民サービスを向上させ利用者数を増やすという観点から、利用料収入を指定管理者の利益とすることも検討の余地がある。利用者数の増加が自らの収入の増加に結びつく仕組みは、現指定管理者の更なる意欲向上にも、新しい応募者の誘因にも効果が期待できる。なお、塩見記念プラザの項でも述べたとおり、指定管理者が青少年以外の利用促進に走る結果青少年の利用を阻害するのではないかとの憂慮は不要と考える。

指定管理者制度の目的である行政コスト削減効果及び住民サービス向上効果が見られない中で、業務総合評価が全てAというのでは、現指定管理者はじめ関係者が現在の指定管理のやり方を見直す動機付けにならない。評価手法を再検討する必要があるものと思われる。

30 高知青少年の家 及び 31 青少年体育館

(1) 施設の内容、業務内容

高知青少年の家

指定管理者名	特定非営利活動法人高知県青年会館
指定期間	平成24年4月1日～27年3月31日
施設所在地	吾川郡いの町天王北1-14
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用の許可に関すること ・施設及び設備の維持管理に関すること ・青少年の活動が安全かつ円滑に行われるための支援に関すること ・主催事業を計画し、実施すること <p><平成25年度主催事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子河口観察教室 ・親子ガサガサ体験教室 ・親子陶芸教室 ・親子ハーブの寄せ植え教室 ・大人のための初心者パソコン教室 ・パソコンで遊ぼう など
施設内容	研修及び会議を計画する各種機関・団体・学校・グループ・サークル・企業等に施設を提供している。 利用開始日:昭和63年6月1日 施設面積:1,230.39㎡ 建築物:鉄筋コンクリート2階建 施設概要: 大集会室200名×1 研修室45名×3 会議室20名×1 和室20名×1 和室15名×1 視聴覚室50名×1 談話室(ホール)
職員体制	職員:所長1名 事務長1名 指導員2名 事務員1名 合計:5名 ※所長・事務長は青少年体育館と兼務

青少年体育館

指定管理者名	特定非営利活動法人高知県青年会館
指定期間	平成24年4月1日～27年3月31日
施設所在地	吾川郡いの町八田1767
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用の許可に関すること ・施設及び設備の維持管理に関すること ・青少年の活動が安全かつ円滑に行われるための支援に関すること ・主催事業を計画し、実施すること <p><平成25年度主催事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生スポーツ教室 ・初心者スポーツ教室 ・共催スポーツ大会・教室 ・地域自主クラブスポーツ活動支援 など
施設内容	青少年の健全育成及び県民の健康増進並びに体育の振興を図り、併せて社会教育活動の用に供することを目的としている。 利用開始日:平成3年12月1日 建築物:鉄筋コンクリート一部2階 施設概要: 1階アリーナ 1,728㎡ バasketボール2面 バレーボール3面 バドミントン10面 卓球15台 ハンドボール1面 テニス3面 トレーニング室 144㎡ 会議室72㎡×2室 更衣室・シャワー室 2階閲覧席 1,500席
職員体制	職員:館長1名 館長補佐1名 指導員3名 事務員1名 合計:6名 ※館長・館長補佐は高知青少年の家と兼務

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法:2期目から高知青少年の家及び青少年体育館を一括管理運営する条件で公募した。

イ 指定期間及び応募者数

- (ア) 1期:平成18年4月1日から3年間:4者
- (イ) 2期:平成21年4月1日から3年間:1者
- (ウ) 3期:平成24年4月1日から3年間:1者
- (エ) 4期:平成27年4月1日から5年間:1者

ウ 選定された指定管理者

指定管理導入前の委託先である財団法人高知県青年会館(特定非営利活動法人高知県青年会館に事業を承継)が1～4期とも指定管理者に選定された。

(3) 収支及び利用の状況

高知青少年の家	単位	指定管理導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24 3期→	H25
管理代行料	千円	18,972	18,820	18,958	18,984	18,974	19,007	19,003	18,988	19,017
(導入前比)	%	(県負担額)	-1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
事業費収入	千円	377	68	95	88	72	79	77	68	60
(導入前比)	%	(歳入)	-82%	-75%	-77%	-81%	-79%	-80%	-82%	-84%
支出	千円	18,972	18,888	19,053	19,090	19,064	19,098	19,093	19,056	19,077
(導入前比)	%	(歳出)	0%	0%	1%	0%	1%	1%	0%	1%
収支差額	千円	377	0	0	▲18	▲18	▲12	▲13	0	0
利用者数	人	20,165	21,117	20,300	19,859	19,195	16,335	16,073	18,450	15,535
(導入前比)	%		5%	1%	-2%	-5%	-19%	-20%	-9%	-23%
業務総合評価			A	B	B	B	B	B	B	B

青少年体育館	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24 3期→	H25
管理代行料	千円	36,722	37,041	36,769	36,457	36,958	37,011	37,015	36,944	36,938
(導入前比)	%	(県負担額↑)	1%	0%	-1%	1%	1%	1%	1%	1%
事業費収入	千円	430	0	0	0	0	0	0	659	706
(導入前比)	%	(歳入↑)	-100%	-100%	-100%	-100%	-100%	-100%	53%	64%
支出	千円	36,722	35,999	36,769	36,457	36,958	37,011	37,015	37,603	37,644
(導入前比)	%	(歳出↑)	-2%	0%	-1%	1%	1%	1%	2%	3%
収支差額	千円	430	1,042	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	人	68,165	64,565	63,745	70,970	66,088	66,691	57,810	67,267	66,994
(導入前比)	%		-5%	-6%	4%	-3%	-2%	-15%	-1%	-2%
業務総合評価			A	B	B	B	B	B	B	B

利用料等は指定管理者が県に代わって徴収するが最終的には県に納めるため、上記事業費収入には含まれていない。

(4) 指定管理者制度導入後の業務の状況

1期目の公募には4者の応募があったが、2期以降は現指定管理者の応募のみに留まっている。

高知青少年の家の利用者数は指定管理者制度導入前に比べて減少傾向が続いている。青少年体育館の利用者数はスポーツ大会の開催頻度に左右されるため年度ごとの増減はあるが指定管理者制度導入前と比較して大きな変化はない。

管理代行料すなわち行政コストは、指定管理者制度導入後もほとんど変化がない。

4期目の募集に当たり、募集期間が34日間から46日間に延長された。しかし、新規応募には結びつかなかった。

4期目の募集に当たり、委託期間が3年間から5年間に延長された。しかし、新規応募には結びつかなかった。

指定管理者の収益にあたる収支差額については、大幅な赤字はないものの、利益も出ていない。

業務総合評価はA又はB評価である。

(5) 監査の結果及び意見

必ずしも応募者数だけで評価はできないが、一般に、応募者が多ければ、競争原理から、より指定管理者制度の目的に沿った管理運営に適した指定管理者を選定できる可能性が高まるため、初めての公募は成功と言えるであろうが、それ以降新たな応募者は得られていない。本来なら、利用者数を増やすためには新しい発想を持った応募者を呼び込む必要があり、そのためのより一層の工夫が必要である。もともと、現指定管理者は、両施設に隣接する青少年向けの宿泊施設である伊野スポーツセンターの運営主体でもあり、施設機能の関連性からみて、指定管理者の変更は事実上困難と思われる。形だけの公募であれば、むしろ直指定に変更した上で、住民サービス向上及び行政コスト削減の方法を検討した方が、公募手続に要する時間及び費用分だけ行政の効率化につながるものと思われる。

高知青少年の家の利用者数減少に関し所管課では、少子化を原因の一つとして考えている。しかし、同様に青少年を対象とする施設でも、交通安全こどもセンターや塩見記念青少年プラザなどのように利用者数を増やしている施設もある。更に詳細な原因分析及び対策が必要と思われる。

指定管理者制度の導入は、行政コスト削減には結びついていない。

施設利用料は指定管理者が徴収を代行して県に納めることになっているが、住民サービスを向上させ利用者数を増やすという観点からは、利用料収入を指定管理者の利益とすることも検討の余地があるのではないかと。

指定管理者制度の目的である行政コスト削減効果及び住民サービス向上効果が見られない中で、業務総合評価がA又はBというのでは、現指定管理者はじめ関係者が現在の指定管理のやり方を見直す動機付けにならない。評価手法を再検討する必要があるものと思われる。

32 埋蔵文化財センター

(1) 施設の概要

指定管理者名	公益財団法人高知県文化財団	指定期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日
施設所在地	南国市篠原1437-1		
事業内容	○施設管理(埋蔵文化財保護の中核施設として最適な施設管理を行う) ○出土文化財等資料管理(出土遺物を適切に保管・管理し県内外からの依頼に応じて貸出等を行う) ○広報普及(発掘調査成果及び出土文化財を広く県民に公開することにより埋蔵文化財に対する保護の推進と普及啓発を図る)		
施設内容	面積:本館(1,038.68㎡) 北館(518.40㎡) 南館(1,045.92㎡) 収蔵庫(1,527.52㎡) 開館時間:午前9時～午後5時まで 休館日:土・日・祝祭日、12月29日～1月3日 (巡回展の期間中、公開講座等開催日は開館) 利用料金:無料		
職員体制	常勤職員:5名		

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法:1期より非公募・直指定

イ 指定期間

- (ア) 1期 平成18年4月1日から3年間
- (イ) 2期 平成21年4月1日から1年間
- (ウ) 3期 平成22年4月1日から3年間
- (エ) 4期 平成25年4月1日から5年間

ウ 選定された指定管理者

1期より財団法人高知県文化財団(H24年度より公益財団法人高知県文化財団)

(3) 収支の状況・利用状況

埋蔵文化センター	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22 3期→	H23	H24	H25 4期
管理代行料	千円	82,840	68,660	60,397	62,172	58,049	66,126	64,544	35,841	42,643
(導入前比)	%	(県負担額1)	-17%	-27%	-25%	-30%	-20%	-22%	-57%	-49%
諸収入	千円	0	0	0	323	332	502	562	383	424
(導入前比)	%	(歳入1)	0%	0%	323%	332%	502%	562%	383%	424%
支出	千円	82,840	68,660	60,397	62,494	58,380	66,628	65,108	36,224	43,607
(導入前比)	%	(歳出1)	-17%	-27%	-25%	-30%	-20%	-21%	-56%	-47%
収支差額	千円	0	0	0	1	1	0	▲2	0	▲540
利用者数	人	1,318	1,553	2,182	2,561	2,866	2,816	3,058	2,854	3,205
(導入前比)	%		18%	66%	94%	117%	114%	132%	117%	143%
業務総合評価			A	A	A	A	B	B	B	B

(4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関する監査結果及び意見

指定管理者制度導入前と比較して利用者数が顕著に増加している。これは、土日開館を開始した他、指定管理者が取り組んできた出張教室開催などの取組の結果と見え、サービスの質的量的向上に向けた指定管理者の意欲的取組は評価できる。出張教室に参加した子どもたちからも高い評価を得ている。遠隔地に住む子どもたちの関心にも応えようとする姿勢は是非今後とも維持していただきたい。

平成24年度からの管理代行料の大幅な低下は、県からの派遣職員の人件費を県からの直接支給としたためであって、指定管理制度導入以前と直ちに比較することはできないものであるが、これを除いたとしても管理代行料は低下しており行政コスト削減の観点からも十分に評価に値する。

指定管理者の応募は直指定によっている。埋蔵文化財に関する専門的知識を有し、センターの管理運営を適切に行うことができる県内唯一の団体が現在の指定管理者である、ということがその理由とされている。出土遺物の保存・管理を行う関係上、専門的知識が必要であると考えことは合理的なものである。また、指定管理業務と発掘調査業務とが相互補完的な関係にあり、発掘調査事業を受託している事業者と指定管理者が一致しないこととなると発掘調査事業に支障を来すおそれがあるとの指摘も理解できないものではない(特に予算成立が遅れた場合)。

しかし、専門的知識を備えた機関は県外に目を向ければ多数存するのであ

るから、専門的知識の必要性そのものは直指定とする理由にはならない。また、指定管理業務と発掘調査業務との相互補完的関係を重視し過ぎては、発掘調査業務を受託する者を指定管理者と指定する運用ともなりかねず、指定管理業務の企画競争を通してサービス向上を図ろうとした指定管理者制度の本来的目的からは大きく離れてしまう。

企画競争を通じたサービス向上を図る契機とするためにも、県内事業者要件を緩和若しくは撤廃し、公募によって募集するのが妥当であるとする。

委託期間は1期は3年、2期は1年、3期は3年、4期は5年とされている。委託期間を長期化することで長期的な視点に立った広報・普及活動が可能となること、減価償却の関係で機器導入にも積極的になることができ、サービスの向上に資する可能性が高まる、との理由に基づくものである。

これらの理由自体は合理性を有するものであるが、直指定のまま委託期間を長期化することを併せて考えると、必ずしも望ましいことではないと思われる。長期化するのであれば、応募方法は公募も含めて検討すべきである。

剰余金が発生したときは当該剰余金を高知県に納付しなければならない（高知県立埋蔵物文化財センター管理運営に関する基本協定書第8条2項）とされている。当該施設が取り扱うのは収益性のある事業ではないことから現行制度にも合理性はある。とはいえ、経営改善努力に向けた動機付けを強めるという観点からは妥当とは言い難い。剰余金の全額までの納付は求めないようすることも検討されるべきである。

なお、諸収入欄の金額は職員の駐車場利用料等である。

埋蔵文化財センターについては審査委員会が設置されることなく、公益財団法人高知文化財団が指定管理者として指定されてきた。担当部局内にて審査がなされたとは言え、運用指針の手続が遵守されていないと言わざるを得ず、その手続の公正さには疑問を抱かざるをえない。今後、運用指針を遵守して指定管理者候補者が選定されるべきである。

埋蔵物文化財センターについては開館時間と休館日がインターネット上にて公開されている。

しかしながら、休館日ではない日の開館時間内に訪れたところ、建物は閉館しており建物内に立ち入ることができなかった。どうやらインターネット上の告知が誤っていたようであるが、休館日時の告知は正確になされなければならない。

33 高知公園（高知公園駐車場を含む）

(1) 施設の概要

指定管理者名	入交グループ高知公園管理組合	指定期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日
施設所在地	高知市丸ノ内1丁目2-1		
事業内容	(1)高知公園内の清掃 (2)高知公園内の植栽、樹木管理 (3)高知公園内の重要文化財建造物、石垣など文化財以外の工作物、建造物の管理 (4)特定公園施設(天守、懐徳館、駐車場などの利用料金の收受) (5)その他高知公園の維持管理に関すること		
施設内容	○面積、施設・設備名、定員、開館時間、休館日、主な料金など ・土地面積:102925.48㎡ ・建造物:天守、懐徳館、東多門、廊下門、詰門、鉄門、追手門、管理事務所、休憩所、トイレ5棟、プレハブ小屋1棟、休憩所1棟、倉庫1棟 ・開館時間:天守、懐徳館等(9時から17時) 駐車場(7時30分から18時30分) ・利用料金:別紙の通り		
職員体制	常勤職員: 9人	非常勤職員: 12人	合計: 21人

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法: 1期より公募

イ 指定期間及び応募者数

(ア) 高知公園駐車場

1期 平成18年4月1日から1年間 6者

平成19年4月1日からは次の高知公園と一括指定とされる。

(イ) 高知公園（高知公園駐車場を含む）

1期 平成19年4月1日から3年間 6者

2期 平成22年4月1日から3年間 1者

3期 平成25年4月1日から5年間 1者

ウ 選定された指定管理者

高知公園駐車場1期が財団法人高知県観光コンベンション協会

高知公園（高知公園駐車場を含む）1期が入交グループ高知城プロジェクトチーム、2期より入交グループ高知公園管理組合である（実質的に同一団体である）。

(3) 収支の状況・利用状況

高知公園(高知公園駐車場を含む)	単位	指定管理導入前	H17	H18	H19 1期→	H20	H21	H22 2期→	H23	H24	H25 3期→
管理代行料	千円	108,310			36,420	34,370	33,420	17,501	30,328	35,101	33,800
(導入前比)	%	(県負担額1)			-66%	-68%	-69%	-84%	-72%	-68%	-69%
利用料等収入	千円	69,673			93,219	91,899	106,929	133,842	116,383	109,926	111,336
(導入前比)	%	(歳入1)			34%	32%	53%	92%	67%	58%	60%
支出	千円	177,983			116,997	117,908	127,504	141,684	141,168	136,782	143,702
(導入前比)	%	(歳出1)			-34%	-34%	-28%	-20%	-21%	-23%	-19%
収支差額	千円	0			12,642	8,361	12,845	9,659	5,543	8,245	1,434
利用者数	人	149,648			214,580	208,500	252,445	344,641	277,117	252,031	260,807
(導入前比)	%				43%	39%	69%	130%	85%	68%	74%
業務総合評価					B	B	B	B	B	A	

(4) 指定管理者制度導入後の業務状況に関する監査結果及び意見

高知公園駐車場については平成17年度より指定管理者制度が導入され、高知公園については平成19年度より指定管理者制度が導入された。そして平成19年度の高知公園の指定管理に高知公園駐車場も含めることとされた。

そのため、平成19年度以降の利用実績と比較しうるのは双方ともに指定管理者制度が導入されていなかった年度、すなわち平成16年度とするのが妥当である。平成16年度と比較すれば、利用者数は確実に増加しており、指定管理者の努力が結果と思われ、十分に評価できる。

なお、平成18年度、平成22年度の利用者数は高知を舞台とした大河ドラマがNHKで放映された年であり、比較対象としては不適である。

行政コストの点についても先と同様平成16年度を基準としてみれば、管理代行料は確実に減少しており、十分に評価に値する。

もっとも、高知城の保守管理には毎年1億円前後を別途支出しているとのことであり、高知県の負担額を全体として考えれば、行政コスト削減効果があったか否か、あったとしてどの程度のものであったかは必ずしも明らかではない。全体として行政コスト削減効果がいかほどのものであるのかを明確に算定できるように、算定方法を確立すべきである。

1期の応募者は6社であったのに対し、2期・3期と応募は1者という状態が続いている。応募者が現れなければ公募の意味が大きく減殺されるのであるから、応募者が現れない理由を正しく分析して対応する必要がある。

委託期間は1期が3年、2期も3年、3期は5年と延長されている。経営環境を安定させて多様化する利用者ニーズに対応できる人材育成を図りやすくなること、減価償却の関係で機器導入に前向きにもなれてサービス向上を図りやすくなるの理由に基づくものである。

しかしながら応募者は減少しており、委託期間が5年で足りるのかについては再検討が必要である。なお、この点にかかる運用指針については委託期間を柔軟化する方向で改正すべきである。

高知公園については、発生した利益の中から「2分の1の額」若しくは「収支差額が12,729千円を超えた場合は、当該超えた額の100分の25に相当する額」を高知県に納付しなければならないとされている（高知県立高知公園の管理運営に関する基本協定書37条）。土地が国有財産であるため、当該土地利用分に相応する利益相当額を納付する、という考えに基づくものである。

かかる考え自体は合理的なものであるものの、納付割合の合理性については別途検討されなければならない。管理代行料が年々減少しているところ、それにも関わらず利益部分を生じさせているのは事業者の経営努力の結果と捉えるべきものである。事業改善努力の動機付けを損なわないよう、納付割合をさらに低下させることが合理的である。

先に述べたとおり、高知公園については応募者が大きく減少している。その理由は必ずしも明らかではないが、公募を行う趣旨にもとる事態であることは否定し難いところである。企画競争を通してサービス向上の契機とするという趣旨に照らせば、事業者を県内に限定する理由はない。県内事業者要件は緩和若しくは撤廃すべきである。

34 県民体育館、35 武道館及び36 弓道場

(1) 施設の内容、業務内容

県民体育館

指定管理者名	公益財団法人高知県スポーツ振興財団	指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
施設所在地	高知市機橋通2丁目1番53号		
業務内容	1 施設の利用の許可等に関する業務 2 施設の利用料金の収受・減免・還付に関する業務 3 施設設備の維持管理に関する業務 4 スポーツの振興に関する業務 5 その他施設の設置目的達成に必要なと教育委員会が認める業務		
施設内容	1 面積・・・敷地面積10,714.08㎡、建築面積6,094.00㎡、延床面積(1階5,757.39㎡、2階3,143.77㎡) 2 施設、収容人員等・・・ 主競技場(1階3,072席、2階1,572席)、補助競技場(2階)、室内プール(1階)、 大会議室(1階、50人)、小会議室(1階、20人) 3 利用時間・・・8:30～21:00(主競技場、補助競技場、大会議室、小会議室)：事前連絡により22:00まで利用可 8:30～21:00(室内プール) 4 休館日・・・12月29日～1月3日		
職員体制	職員：1人 専門職員：16人 短期専門職員：1人 合計：18人 (平成26年4月1日現在)		

武道館

指定管理者名	公益財団法人高知県スポーツ振興財団	指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
施設所在地	高知市丸ノ内1丁目8番3号		
業務内容	1 施設の利用の許可等に関する業務 2 施設の利用料金の収受・減免・還付に関する業務 3 施設設備の維持管理に関する業務 4 スポーツの振興に関する業務 5 その他施設の設置目的達成に必要なと教育委員会が認める業務		
施設内容	1 面積・・・本館：敷地面積2,818㎡、建築面積3,055.33㎡ 分館：敷地面積1,089㎡、建築面積498㎡ 2 施設、収容人員等・・・ 本館 試合場(3階、4階496席)、柔道場(1階)、剣道場(1階)、研修室(1階)、会議室(1階) 分館 近的場(10人立)、遠的場(3人立) 3 利用時間・・・8:30～21:00(本館試合場、柔道場、剣道場、研修室、会議室、分館) 4 休館日・・・12月29日～1月3日		
職員体制	職員：1人 専門職員：3人 短期専門職員：人 合計：4人 (平成26年4月1日現在)		

弓道場

指定管理者名	公益財団法人高知県スポーツ振興財団	指定期間	平成25年7月1日～平成27年3月31日
施設所在地	高知市高浦12番1号		
業務内容	1 施設の利用の許可等に関する業務 2 施設の利用料金の収受・減免・還付に関する業務 3 施設設備の維持管理に関する業務 4 スポーツの振興に関する業務 5 その他施設の設置目的達成に必要なと教育委員会が認める業務		
施設内容	1 面積・・・敷地面積4,959.64㎡、建築面積1,630.00㎡、射場本体面積1,460.41㎡ 2 施設、収容人員等・・・近的射場(178.2㎡)12人立、遠的射場(72.7㎡)6人立、会議室(2階、大・中・小) 3 利用時間・・・8:30～21:00(受付時間は20:00まで) 4 休館日・・・12月29日～1月3日		
職員体制	職員：1人 専門職員：4人 短期職員：人 合計：5人 (平成26年4月1日現在)		

(2) 指定管理

ア 指定管理者選定方法

県民体育館と武道館を一括して管理運営する条件で公募。
平成25年度に弓道場が新設されたが、県民体育館及び武道館の指定管理者に一括で管理運営させるため一旦非公募とし、4期からは3施設併せて管理運営する条件での公募とした。

イ 指定期間及び応募者数

- (ア) 1期：平成18年4月1日から3年間：3者
- (イ) 2期：平成21年4月1日から3年間：2者
- (ウ) 3期：平成24年4月1日から3年間：1者
- (エ) 4期：平成27年4月1日から5年間：1者

ウ 選定された指定管理者

指定管理導入前の委託先である財団法人高知県スポーツ振興財団(その後公益財団法人高知県スポーツ振興財団に改称)が1～4期とも指定管理者に選定された。

(3) 収支及び利用の状況(県民体育館と武道館合算)

県民体育館 武道館	単位	指定管理 導入前	H18 1期→	H19	H20	H21 2期→	H22	H23	H24 3期→	H25
管理代行料	千円	135,447	96,981	96,981	96,981	95,000	94,750	94,500	67,800	90,500
(導入前比)	%	(県負担額↑)	-28%	-28%	-28%	-30%	-30%	-30%	-50%	-33%
利用料等収入	千円	32,676	32,357	31,910	32,727	33,865	36,284	34,313	20,339	35,812
(導入前比)	%	(歳入↑)	-1%	-2%	0%	4%	11%	5%	-38%	10%
支出	千円	168,123	121,129	126,426	125,967	123,239	130,195	127,411	86,340	132,788
(導入前比)	%	(歳出↑)	-28%	-25%	-25%	-27%	-23%	-24%	-49%	-21%
収支差額	千円	0	8,209	2,465	3,741	5,626	839	1,402	1,799	▲6,476
利用者数 (県民体育館)	人	163,661	156,920	162,641	184,841	183,715	198,099	191,478	72,437	179,765
(導入前比)	%		-4%	-1%	13%	12%	21%	17%	-56%	10%
利用者数 (武道館)	人	84,922	76,313	77,950	87,841	85,355	94,518	88,201	113,616	98,066
(導入前比)	%		-10%	-8%	3%	1%	11%	4%	34%	15%
業務総合評価 (県民体育館)			B	B	A	A	A	A	A	A
業務総合評価 (武道館)			B	B	A	A	A	A	A	A

*弓道場は新設のため比較可能な実績がない。

*平成24年度8月10日～翌3月末、県民体育館の耐震補強工事に伴う閉館により収支が大幅に減少。利用者の一部が武道館に流れたため武道館の利用者数が増加した。

(4) 指定管理者制度導入後の業務の状況

1期目の公募には3者、2期目には2者の応募があったが、3期以降は現指定管理者のみである。4期目の公募の説明会には、東京を本社とし全国各地で指定管理者に選定されている民間企業も参加したが、応募には至らなかったとのことである。

利用者数は、指定管理者制度導入前との比較で順調に増加している。スポーツ体験教室など指定管理者の自主企画による地道なスポーツ愛好家育成の努力が結実した結果とのことである。

指定管理者導入後の行政コスト（管理代行料）は28～33パーセント減少している。その大きな理由として、人員体制見直しによる人件費の削減、光熱水費の削減努力、それまで外部委託していた草刈りなどの業務を指定管理者において行うようにしたことなどが挙げられる。

4期目の募集に当たり、募集期間が35日間から45日間に延長された。しかし、新規応募には結びつかなかった。

4期目の募集に当たり、委託期間が3年間から5年間に延長された。しかし、新規応募には結びつかなかった。所管課は、延長の理由として、①知識や経験を蓄積した人材の育成、②施設の円滑な管理運営、③施設周辺住民との連携、④計画的にスポーツ振興事業を実施し効果を出す、⑤2020年の東京オリンピック・パラリンピックに関連して事前合宿を誘致したり、県内のスポーツ振興・課題を解消したりする等の目的を達するために長期間が必要であるためと説明している。

指定管理者の収益にあたる収支差額については、指定管理者制度導入以降順調に利益が上がっていたが、平成25年度初めて大幅な赤字となった。平成24年度は県民体育館の休館があり数字として参考にできないため、平成23年以前と平成25年

を比較すると、平成25年度の管理代行料が約400万円の減額となっている。県としては平成23年度から導入した武道館の空調設備の利用料収入を約430万円と見込んで積算していたが、実績としては約100万円に留まったためその差額が指定管理者の赤字となったものである。

(5) 監査の結果及び意見

甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、競争原理の観点から、初めての公募に3者、2期目にも2者を集めたことは成功と言える。しかし、その後応募者は現指定管理者のみとなり、競争原理は働いていない。ところで、説明会には参加したが応募に至らない者がいるのは、公募自体の広報活動の効果はあったが、それ以外の部分に何らかの障害があったということになる。応募者の減少に悩むのであれば、一旦興味を示しながら応募をしなかった理由を聞き取る等の努力もすべきではないだろうか。

指定管理者は順調に利用者を増やしており、本施設への指定管理者制度の導入は住民サービス向上につながっていると評価できる。

甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、管理代行料の増減は、効率的な施設の管理運営がなされているかを測る重要な指標と言え、本施設における行政コスト削減効果は十分である。支出を削減しながら利用者数も伸ばしており、住民サービスを犠牲にしていないことが分かる。

4期目の募集に当たり募集期間が延長されたが、新たな応募はなかった。甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、延長は不可欠な改善であるが、そのみでは不十分であり、事業内容、収支状況、当該施設の指定管理者になることのメリット及びリスクの判断材料となるべき情報、応募の手続等について常にホームページ等で閲覧できるようにしておき、常時次回の募集に備えた検討・準備ができる状態にしておくことが望ましい。

4期目の募集に当たり委託期間が延長されたが、応募は現指定管理者1者のみであった。したがって、委託期間の延長は新

たな応募者誘因のきっかけとまではならなかった。もっとも、甫喜ヶ峰森林公園でも述べたとおり、委託期間延長は、重要な改善であり、むしろ5年で足りるのか検討すべきである。

収支状況のうち平成25年度の赤字につき、指定管理者は、その経営努力によって利用者数及び利用料収入を増やしているにも関わらず、利用料収入の見込み違いで赤字になってしまうのでは現指定管理者の更なる意欲を引出し、また、新しい発想を持った民間事業者の応募意欲を喚起することは難しい。見込み違いを謙虚に見直す姿勢が必要である。

第5 意見・提言

1 指定管理者の過度な負担の元を実現した行政コスト削減効果は評価に値せず、あくまで住民サービス向上という観点を主眼に予算設定がなされるべきであること

県の設定する管理代行料の予算は、ほとんどの施設において、指定管理者制度導入前の県負担額から減額され、行政コスト削減効果を生み出した（指定管理者制度導入前と平成20年度決算額と比較では単年度当たり約2億3千万円の削減）。同時に多くの施設では様々な対策の実施により利用者を増加させるなど住民サービス向上にも成功した。しかし、このことのみから県の予算設定が適正であるとするには疑問が残る。

既に指摘したとおり、指定管理者制度は住民サービスの向上と行政コスト削減が目的ではあるが、行政コスト削減は住民サービスの向上に次ぐ、二次的な目的にすぎないと位置付けるべきである。

そして主目的である住民サービス向上のため指定管理者は、休館日の廃止や縮小、利用時間の延長、出張講義のほか各種イベントの実施、ホームページ等を利用した告知の充実など様々な対策を実施することが必要となるが、これらの対策は本来全てコストアップにつながるはずのものである。

とすれば、今まで見てきた各施設における住民サービス向上と行政コスト削減の実績は、指定管理者による利用料収入等の増加や経費削減に向けた努力の結晶であるから、県による、これらの努力への配慮に欠けた管理代行料の減額が直ちに正当化されるものではない。経費削減努力にもかかわらず住民サービス向上に伴うコストアップを吸収しきれない指定管理者、例えば、障害者スポーツセンター、甫喜ヶ峰森林公園、室戸広域公園、のいち動物公園等においては現実の支出が県の予算設定を上回ったため、又は、現実の収入が予算設定を下回ったために収支が赤字となっている。また、赤字にはならないまでもほとんど利益の出ていない指定管理者も数多くある。

住民サービス向上のノウハウを持った民間事業者が、利益につながらない事業に魅力を感じる理由はない。それは、指定管理者制度導入時には各施設複数あった応募者が、直近の公募では大多数の施設にお

いて現指定管理者1者のみという^{さんたん}惨憺たる結果となっていることから
も明らかである。県としても募集期間や指定期間の延長及び公募告知
の強化など努力はしているものの効果があったとは言えない。現指定
管理者をつなぎとめるという意味での効果がないとは言えないが、現
指定管理者の単独応募では競争原理は働きようがない。また、現指定
管理者が応募を続けるのも、事業としての魅力というよりも、ボラン
ティア精神や使命感によるところが大きいと思われるため、財政的理
由から早晩撤退せざるを得なくなる者が出てもおかしくはない。そう
なれば、甲浦港海岸緑地公園の例のように公募をかけたものの応募が
なかったために管理代行料を見直さざるを得なくなるとか、現指定管
理者の要求のままに管理代行料予算を上げざるを得なくなるとか、指
定管理者制度導入前の状態に戻さざるを得なくなるなどの状況を招き
かねない。

そのような事態を避け、逆に、応募者を増やし、競争原理により最
も優れた住民サービスを提供し得る指定管理者を選定できる状況に改
善するために、県はまず、指定管理者の過度な負担の元に実現した行
政コスト削減効果は評価に値しないことを認識すべきである。県は、
約定どおり管理代行料を払えば終わりとするのではなく、指定管理者
の収支（特に収支赤字や収益減）にまで気を配るべきと考える。その
一環として、主管課が各施設の実績及び評価を報告するために年度ご
とに作成する業務評価書（県のホームページで公開されている）など
も指定管理者の収支が一読で了解できる形にすべきである。その上で、
住民サービス向上という観点を主眼にした予算設定をすべきである。
住民サービス向上に不可欠であって指定管理者側の経費節減努力によ
っても吸収しきれない経費については、管理代行料の増額すなわち行
政コストアップになるとしても予算化すべきである。ホームページ他
様々な媒体を使った施設の告知を強化するために外部の専門家を使う
費用、休日や早朝夜間など開館時間延長に伴う水道光熱費の増加分や
施設スタッフに過度な負担とならないような体制を組むための追加的
な人件費などが考えられる。

例えば、多くの指定管理者において支出のうち最も比重の高いのは
人件費であるが、県による人件費の予算設定が現実の指定管理者の人
件費の支出よりも低いために、指定管理者の収支が圧迫されることが
ある。甫喜ヶ峰森林公園においては、県は非常勤職員を中心とする人

員体制を想定して管理代行料を積算したところ、指定管理者は常勤職
員中心の人員体制が不可欠だとしてかかる体制を組み、その結果利用
者増を果たしたものの人件費圧迫のため収支は赤字続きとなった。も
っとも同施設では県が予算設定を見直すことにより赤字を脱する見込
みであり、池公園、室戸広域公園、のいち動物公園等の施設でも同
様の検討がなされるべきである。住民サービス向上の観点からすれば
人件費節減には限度があるはずであるから、指定管理者制度導入後約
9年間の実績を踏まえて、指定管理者の収支が赤字又はそれに近い状
態の施設については、特に人件費に着目して県の予算と指定管理者の
現実の収支を比較検討し、予算設定上無理のある場合には見直すべき
である。

また、ふくし交流プラザなど利用料等収入が増加すると管理代行料
が減額される予算設定になっている場合があるが、見直すべきである。
指定管理者の収支赤字には関心が薄い反面、指定管理者が様々な創意
工夫をこらすことにより（それに伴うコストアップもあろう）住民サ
ービスを向上させ利用者を増やし利用料収入を増加させるとその分管
理代行料が減額になってしまうのでは、充実したサービス提供に向け
た経済的動機付けが働かず、応募者の増加も見込めないのは当然であ
る。経営努力とその住民サービス向上効果に応じて指定管理者が報わ
れるような枠組みづくりが必要である。この住民サービス向上効果の
測定には様々な指標があり得るが、住民サービス向上の最終的な効果
であり客観的判定が可能という観点から、利用者数の増減を指標とす
べきであろう。

さらに、収益が収入合計の規定割合を超えた場合は、当該超えた額
のうち一定額を県に納付しなければならないという協定が結ばれる場
合があるが、これも上記同様に、経営努力とその住民サービス向上効
果に応じて指定管理者が報われるような枠組みづくりが必要である。

2 指定管理者の選定は、あくまで公募が大原則であり、高度の専門性等を理由としない安易な直指定は厳に避けるべきであること

総務省通知には、「指定管理者の指定の申請に当たっては、住民サービスの効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。」とあるとおり、指定管理者の選定に当たっては、公募という手段で、より多くの民間事業者による応募がなされることで、よりよい住民サービスの提供を実現することが大原則とされている。

したがって、高度の専門性等を必要とする施設はともかく、指定管理者制度導入以前から委託を受けていた業者があり、公募したところで複数業者による応募が見込むことができないなどの理由のみで、安易に直指定とすることは厳に避けるべきである。

例えば、美術館、牧野植物園、歴史民俗資料館、坂本龍馬記念館、文学館のように、施設の維持管理に高度の専門性を必要とする施設である上に、指定管理者制度導入後に利用者数の増加を実現できている施設については、直指定とされていることもやむを得ないというべきであろう。

これに対し、室戸体育館のように、施設の維持管理につき特に高度の専門性を必要とする訳ではない施設についても、指定管理者制度導入以前から室戸市が管理していたことや同施設が同じく室戸市が管理する室戸中央公園に位置していること、あるいは公募したところで室戸市以外の応募は見込むことができないことなどを理由として、漫然と直指定を継続することには再考の余地があるものと思われる（地域職業訓練センターについても同様）。何より、同施設の利用者数は年間約3,300人から5,500人程度であり、単純計算でも1日当たりの利用者数は10人を切ることもあることからすれば、本来、県が公費を支出して維持管理を継続しなければならない施設であるかも疑わしく、公の施設から除外することすら検討しなければならない状況にあり、それでも指定管理者制度の導入をするのであれば、公募、それも県内事業者を対象とした募集などではなく、広く県内外の民間事業者の参入が可能となるような運用をしていかなければ、当該施設による住民サービスの向上など実現することは困難であろうと思われる。

ところで、のいち動物公園のように、動物の飼育と展示などといった高度の専門性を有する施設においては、県内事業者に限定した場合には、直指定という選択もやむを得ないようにも思われるが、同施設は、利用者数も減少している上に、慢性的赤字経営であり、指定管理者自身が赤字を補填することで維持されている現状からすれば（かかる経営には必ず限界は来るはずである。）、同

じく、県内事業者に限定しない公募とすることも検討すべき状況にあると言える。なお、仮に県外の民間事業者が参入してきたとしても、従前の飼育員等現地スタッフを継続的に雇用することを条件とすれば、現状の業者でなければ維持管理ができないという問題点もクリアできるのではないかと思料される場所である。

逆に、現在の指定管理者制度を維持する選択をするのであれば、指定管理料の見直しはもとより、県が積極的に県の観光の目玉となるような動物の購入に乗り出すなど抜本的な改革が必要となる時期に至っていると言える。

3 複数の応募実績のない施設については、予算設定の見直しはもとより、高知県地元業者に限定する枠を緩和することも検討するべきであること

指定管理者の選定に当たっては、公募という手段で、より多くの民間事業者による応募がなされ、事業者間の競争を媒介としてよりよい住民サービスの提供を実現することが大原則とされることは先に述べたとおりである。

そのため、公募という手段を採用する以上は「複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい」とされているのである（総務省通知4項）。

ふくし交流プラザ、障害者スポーツセンター、高知男女共同参画センター、人権啓発センター、甬喜ヶ峰森林公園、森林研修センター（情報交流館・研修館）、宇佐漁港プレジャーボート等保管施設、土佐西南大規模公園（大方、佐賀、中村地区）、甲浦港海岸緑地公園、手結港海岸緑地公園、高知港係留施設等、香北町青少年の家、高知青少年の家、青少年体育館、高知公園、県民体育館、武道館の19施設のように、応募が1者しかない施設については事業者間の競争が機能していないといわざるを得ない。

競争が機能していない原因の一つとして県内事業者要件が考えられる。

すなわち、指定管理者への応募者は県内事業者であることが基本とされ、「県内事業者での対応が困難であることが想定される場合又は県内事業者に限定することによって競争性が著しく損なわれることが想定される場合」に限り、複数事業者によるグループでの応募を要件とすることができ、その場合であっても県内事業者が含まれていることが必要とされている。

これは地域産業の発展、雇用維持、事業者の育成等を目的としているとのことである。

しかしながら、指定管理者制度は地域産業の発展や雇用維持を目的とする制度ではないし、また、県内事業者の育成は指定管理者を県内事業者に独占させることによってではなく、優れた技術・サービスを学び取ることを通して実現されるべきものであると思われる。

競争を媒介として住民サービスの向上と行政コストの削減を図るという指定管理者制度の目的に照らせば、指定管理者が県内事業者でなければならないというわけではない。指定管理者として事業を実施できるだけの事業体が必ずしも潤沢に存するわけではない高知の実情を考えれば、県外事業者の参入を困難としては特定の県内事業者による指定管理者の固定化を招くおそれもある。

指定管理者への応募が全体として減少傾向にあるが、県内事業者要件が応募の大きな足かせとなっている可能性も否定することはできないところである。

そこで、県内事業者要件についてはこれを緩和若しくは撤廃し、緩和するときには県外事業者とグループとなつての応募をさらに容易化すべきである。

4 指定管理者制度導入自体更には公の施設として維持することの見直しも検証する必要があること

総務省通知には、「指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方自治体の自主性に委ねる制度となっていること。」とあるように、指定管理者制度の導入については地方自治体の自主性に委ねられる一方で、公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があり、公共サービスの水準の確保を果たす最も適切なサービスの提供者による管理が適切に行われることも当然の条件とされており、そのために指定管理者の指定は、定期的に見直す機会を設けるために、期間を定めて行うものとされている。

そして、かかる見直しの機会は、単に指定管理者による適切な管理がなされているかという点だけではなく、そもそも指定管理者制度を導入することがふさわしい施設であったのか、更にはそもそも公の施設として県が保有し続ける必要のある施設なのかという点も含めて検証をする機会でなければならないというべきである。

例えば、室戸体育館については、既に述べたとおり、利用者数が余りに少ない状況が継続しているにもかかわらず室戸市に直指定がなされている施設であるが、広く民間事業者による管理を求めべく公募を検討することはもとより、それでも抜本的な解決に至らないのであれば、室戸市への委譲も含めた公の施設として維持することについても検証をする必要があるものと思われる。

また、甲浦港海岸緑地公園は、従前、東洋町あるいは地元観光協会の負担で施設の管理運営を委ねており、県負担額は0であったものであるが、指定管理者制度を導入し公募したところ、応募が0であったことを考慮して指定管理料を90万円（現在は108万円）に増額したところ、東洋町が応募してきたという経緯があるが、かかる経緯は行政コストの削減という観点からはマイナスでしかなく、そもそも指定管理者制度を導入すべき施設であったのかという観点から検証する必要はあると言える。

なお、甲浦港海岸緑地公園については補足すると、結果的には県が東洋町や地元観光協会の負担を軽減する措置をとった形になるが、その結果、東洋町が駐車料金の無料化を実現し、火災により焼失したものの、平成26年1月12日に再オープンした『道の駅 東洋町』の影響もあって、利用者数は増大しており（平成27年1月8日付高知新聞参照）、住民サービスの向上という観点からは現状を評価できる状況にある。

5 施設評価はより厳しくなされなければならないこと

モニタリング評価は基本方針に基づいて導入されたものであり、その目的は業務の履行状況を適正に把握し、適正な管理と利用者サービスの向上を図る点にある（基本方針第1）。かかる目的を達成するために詳細なモニタリングシート例が作成されており、かかる例を基本とし、施設ごとの特色に応じた項目を付け加えるなどして、当該施設用のモニタリングシートが作成される。モニタリングシートは細かい評価項目が設定されており、評価項目ごとに○×方式、○△×方式若しくはA～D方式にて評価され、その評価は年度途中に行われる（基本方針第2）。

さらに毎年度終了後には、所管課は、各施設が提出した事業報告書の書面調査並びにヒアリング及び利用者アンケート調査などによって得られた利用者の意見等をもとにして各施設の業務総合評価を行うこととされている。業務総合評価においてはA～D方式によって評価され、仕様書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われた場合はAに、おおむね仕様書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われた場合はBに、仕様書の内容や目標を下回る項目があり、更なる工夫、努力及び改善が必要な場合はCに、管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要する場合はDにそれぞれ評価されるものとされている（基本方針第3）。

そして、平成25年度、業務総合評価において総合評価Aと判断されたのは美術館、坂本龍馬記念館、文学館、県民文化ホール、交通安全こどもセンター、月見山こどもの森、甲浦港海岸緑地公園、手結港海岸緑地公園、塩見記念青少年プラザ、香北青少年の家、県民体育館、武道館、弓道場の13施設であり、残り23施設は総合評価Bと判断され、総合評価がC若しくはDと判断された施設は存しなかった。

地域職業訓練センターについても、利用実績・収支状況ともマイナス傾向であると指摘されながらも、協定書等に定められた内容どおりに適正な運営管理が行われているとしてBと評価されている。

このような評価となるのは、基本方針において、おおむね仕様書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われた場合はBと評価するものと規定されている（基本方針第3）ためである。

かかる業務総合評価の在り方は指定管理者制度の本来的目的からは少し外れた運用であるように思われる。業務総合評価においても、仕様書に基づく業務の実施は当然の前提として扱い、住民サービスの観点からの評価を中心に据えるべきであると思われる。住民サービスの観点からの評価というものも一義的に明確にすることは困難であるが、少なくとも住民の利用が低調な施設が住

民サービスの向上を図っているとは言い難く、基本方針の更なる検討が必要である。

モニタリングシート(例)

施設名	所管課名
指定管理者名(指定期間)	(指定期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日)

指定管理者の点検日：平成〇年〇月〇日

所管課の点検日：平成〇年〇月〇日

点検項目	確認内容	確認方法	判定		特記事項		
			指定管理者	県			
① 適正な管理運営の確保の状況	1 開館の実績	(1) 仕様書や事業計画書等に定められたとおり(又はそれ以上に)開館しているか。	・開館の記録を確認する。			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 「O×J」方式 又は 「OΔ×J」「A～D」 等の段階方式など </div>	
	2 利用許可	(2) 条例に基づき、適切な利用許可を行っているか。	・申請書、許可証の処理の状況を確認する。 ・関係書類が適切に保管されているか、保管状況を確認する。				
	3 建物・設備の保守点検	(3) 利用者が安全に利用できる状態に保たれているか。	・目に見える損傷等がなく、利用者が安全に施設を利用できるようになっているか、施設内全体を目視により確認する。				
		(4) 修繕等への対応が適切に実施されているか。	・県や関係機関への報告、協議・調整が必要に応じて実施されているか、また、修繕等への対応策が検討され、迅速に対応しているか、ヒアリング等により確認する。				
		(5) 仕様書や事業計画書等に定められたとおりに管理が行われているか。	・日常保守管理及び定期点検の実施状況について、記録を確認する。				
	4 清掃業務	(6) 目に見える汚れがない等、施設内の美観が保たれているか。 消耗品(トイレットペーパー等)の補充等が適切に行われているか。	・施設内全体を目視により確認する。				
		(7) 仕様書や事業計画書等に定められたとおりに清掃が実施されているか。	・清掃の実施状況について、記録を確認する。				
	5 警備業務	(8) 鍵の管理方法が明確になっているか。	・鍵の管理者、管理方法が明確になっているか、ヒアリングにより確認する。				
		(9) 仕様書や事業計画書等に定められたとおりに警備が実施されているか。	・警備の実施状況について、記録を確認する。(機械警備の場合は定期点検の状況、警備員が在中する場合は、配置人数や配置場所の確認、巡回の記録等)				
	6 植栽・樹木等の維持管理	(10) 落葉や雑草の繁茂等が放置されておらず、美観が保持されているか。	・落葉時期の清掃や定期的な除草が行われているか、目視や記録により確認する。				

① 適正な管理運営の確保の状況	7 ゴミ処理等に関する取組	(11) 再利用・再使用に取り組んでいるか。	・両面コピーや裏紙利用に取り組んでいるか、取組状況を目視やヒアリングにより確認する。			
		(12) リサイクルに取り組んでいるか。	・ゴミの分別を徹底しリサイクルに取り組んでいるか、取組状況を目視やヒアリングにより確認する。			
	8 備品管理	(13) 備品台帳に記された備品が良好な状態ですべて揃っているか。	・備品台帳の記録と、備品を目視で確認する。			
		9 事故発生時の対応体制の構築	(14) 事故発生時の連絡体制が確保され、事故対応責任者が明確になっているか。	・連絡網や連絡先が事務室内に掲示もしくは職員に配布されているか、目視や書類により確認する。 ・事故対応責任者を明確に定めているか、書類を確認する。		
	(15) 発生した事故内容等について、原因分析や改善のための対応を実施して、その記録を作成しているか。		・施設で実際に発生した事故の事例について、発生から対応までの状況を記録して、原因分析と改善のための対応を実施しているか、記録を確認する。			
	10 災害発生時の対応体制の構築	(16) 災害発生時の連絡体制や職員の役割分担が明示されているか。	・連絡網や緊急時の役割分担を明確にしているか、書類を確認する。			
		(17) 関係機関(又は地域)との連絡体制を整備しているか。	・災害発生時に、関係機関(又は地域)とどのように役割分担をするかが明確に定められているか、書類を確認する。			
	11 職員の配置	(18) 各業務に必要な職員を配置しているか。	・各業務に必要な職員を配置しているか、利用者に迷惑をかけないような実態体制になっているか、シフト表等を確認する。			
		(19) 各職員が、他の職員の業務状況を適切に把握できる環境があるか。	・各職員がお互いの配置と業務内容を適切に把握できるように、シフト表の作成や役割分担を示すボードの設置等の工夫を行っているか、目視や書類により確認する。			
	12 職員のマナー	(20) 利用者が職員だと判別できるよう、名札等を着用しているか。	・職員であることを示す名札等を着用しているか、目視により確認する。			
		(21) 職員の服装は適切か。	・目立つ汚れがないなど清潔であるか、利用者に対して不快感を与えないような服装(短パンやサンダル、過剰なアクセサリーの着用等)をしていないか、目視により確認する。			

① 適正な管理運営の確保の状況	13	サービス水準の確保	(22)	仕様書や事業計画書等に定めたサービス水準が適正に確保されているか。	・仕様書等と業務の記録を照らし合わせ、目視やヒアリングにより確認する。			
			(23)	全職員がサービスの向上に努めているか。	・サービスの向上のための取組(職員研修等)が行われているか、記録を確認する。 ・また、全職員が、業務実施手順やトラブルへの対応に関し、マニュアル等を常に見られる状態にあるか、目視やヒアリングにより確認する。			
			(24)	職員間で、情報共有や業務改善の話し合い等を目的とした定期的な会議(スタッフミーティング等)が開催されているか。	・会議の内容及び参加者について、開催記録を確認する。(ミーティングを実施できない場合は何らかの形で類似の取組を実施しているかどうか、ヒアリング等により確認する。)			
	14	利用しやすい受付案内の実施	(25)	受付窓口スタッフを配置し、丁寧に受付案内をしているか。	・受付窓口が分かりやすく設置してあるか、利用客に分かるように受付スタッフが明確になっているか、丁寧な受付案内をしているか、目視により確認する。			
			(26)	県が規定する個人情報取扱特記事項について、職員に対して周知しているか。	・個人情報取扱特記事項に関して、全職員に対して周知しているか、研修等の開催状況や回覧文書等の記録を確認する。			
	15	個人情報の保護	(27)	個人情報の取扱いが適正に定められているか。	・個人情報保護のための具体的な取扱方法や留意事項を定めており、全職員に周知しているか、ヒアリング等により確認する。			
			(28)	個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じているか。	・個人情報の含まれた書類等は施設可能な場所に保管しているか、シュレッダー等を使って書類等を破棄しているか等について、ヒアリングにより確認する。			
			(29)	指定管理者の名称や連絡先について、利用者に周知しているか。	指定管理者の名称や連絡先について、施設の掲示板やホームページ等で利用者に周知しているか、確認する。			
	16	広報、PR、情報提供の実施	(30)	サービスの情報や施設利用案内、利用相談の手段等、必要な情報を利用者に周知しているか。	パンフレット、チラシ、広報誌、ホームページ等の掲載内容を確認する。			
			(31)	積極的に広報、PR活動を実施しているか。	・広報誌やホームページ、施設の掲示板による情報提供、施設内のパンフレットやチラシの設置等の実施状況を確認する。			
			(32)	利用者にとって公平・公正に利用できるシステムを構築しているか。	・利用者の受け入れに当たって、先着順や抽選など公平な受付方法となっているか、ヒアリングや書類により確認する。			
	17	経費削減の取組	(33)	経費削減のための取組を行っているか。	・仕様書や事業計画書に定められたとおり経費削減の取組が行われているか。また、事業や日々の業務の中で、経費削減の工夫がされているか、ヒアリングや記録等により確認する。			

② 利用者サービスの維持向上の状況	18	自主事業の実施	(34)	事業計画書等に定められた事業が実施されているか。	・事業計画書等に定められた事業が実施されているか、ヒアリングや書類により確認する。			
			(35)	仕様書や事業計画書等に定められた業務の履行状況について、定期的・継続的に自己点検を実施しているか。	・仕様書や事業計画書等に定められた事項について、もれなく自己点検を実施しているか、また、実施時期や回数は適切に設定されているか、ヒアリングや点検記録等により確認する。			
	19	セルフモニタリングの取組	(36)	自己点検の結果から、改善すべき課題を抽出しているか。	・自己点検の結果から、改善すべき課題を抽出しているか、記録等を確認する。			
			(37)	課題への対応策を講じ、改善に努めているか。	・改善すべき課題について、県や関係機関と協議、調整のうえで対応策を検討し、適切に実行しているか、ヒアリングや記録等により確認する。			
			(38)	利用者の満足度を把握するのに十分なアンケート調査等を実施しているか。	・アンケート調査や意見箱の設置等、利用者の満足度を把握するための十分な取組が行われているか、ヒアリングや調査結果により確認する。			
	20	利用者満足度調査(苦情等の対応を含む。)の取組	(39)	利用者アンケート調査等から、改善すべき課題を抽出しているか。	・利用者アンケート調査等の結果を集計・分析し、改善すべき課題を抽出しているか、記録等を確認する。			
			(40)	課題への対応策を講じ、改善に努めているか。	・改善すべき課題について、県や関係機関と協議、調整のうえで対応策を検討し、適切に実行しているか、ヒアリングや記録等により確認する。			
	21	利用者数の状況	(41)	利用者数の状況を適切に把握し、必要な対策を講じているか。	・事業計画や過去の実績と比べ、利用者数が減少していないか。減少している場合は、適切な対応が講じられているか、ヒアリングや記録等により確認する。			
			(42)	収支の状況を適切に把握しているか。	・収支の状況が費目(事業費、管理運営費、人件費等)ごとに把握されているか。また、過去の状況との比較検討により、収支の増減など状況の把握を行っているか、記録等を確認する。			
	22	収支の状況	(43)	経理を担当する職員を配置しているか。	・経理を担当する常勤職員を配置している等、役割分担を明確にしているか、ヒアリングや書類により確認する。			
			(44)	経理は適切に行われているか。	・出納帳等の帳簿が作成されているか、伝票等は整理のうえ、1カ所にまとめて保管されているか、書類や保管状況を確認する。その際、指定管理者自らが負担する各種経費が、指定管理料、利用料金、自主事業における実費収入等明確に区分されているか、確認する。 ・また、通帳の記載状況も実態と合っているか、確認する。			
	23	経理の状況	(45)	事業計画書又は収支決算書に記載されている費目に対し、伝票が存在するか。	・費目に相対する伝票が存在するか、確認する。			